

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ワンヘルス推進事業 (県民参加型啓発イベントの実施)		部課(室)	保健医療介護部保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室	事業 開始年度	R2
-----	-------------------------------	--	-------	--------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

1 事業のねらい・目的

- ・イベントの開催による県民への普及啓発を行うことでワンヘルスについての理解の促進を図り、本県をワンヘルスの世界的な先進地とすることを旨とする。
- ・県民が人と動物の健康と環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくというワンヘルスの理念に基づき自主的に行動・活動することで、人獣共通感染症、生物多様性の損失、地球温暖化といった、人と動物、そして環境の各分野にまたがる課題の解決につなげていく。

2 事業概要

○県民参加型啓発イベントの実施

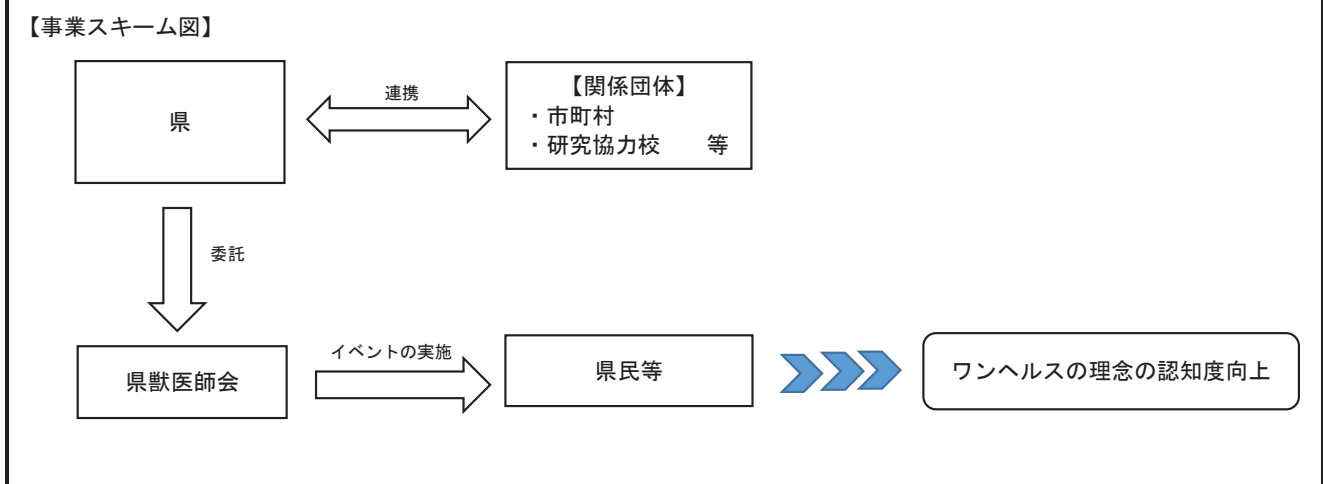
- ・県民参加型啓発イベント (展示、ステージ、野外講座 等)

対象：県民、関係団体

内容：①展示
各ブース (行政機関、関係団体、県内高等学校) における普及啓発パネル、ポスター展示 等

②ステージイベント
トークショー、県内高等学校のワンヘルスの取組発表会の開催 等

③野外講座
動物とのふれあい体験、保健環境研究所による子供向けワークショップ 等



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
イベント参加者数 (人)	目標	—	400	400	400	400
	実績	300	376	450	500	

【指標の考え方】
 県民参加型啓発イベント参加者数：福岡県ワンヘルス連携シンポジウムR1年度参加者数を参考に目標を400人に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和3年度は、チラシ等による事前の告知を積極的に行い、目標を上回った。
- ・令和4年度においても、ブースをより拡充し、内容の充実を図るとともに、県広報誌、SNS、HP、テレビ及びラジオ等の媒体で広報を積極的に行うことで、目標を大きく上回った。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が楽しみながら参加でき、ワンヘルスをより身近なものを受け入れられるような啓発イベントを実施することで、県民へ効果的にワンヘルスの理解の促進を図ることができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルスに係る幅広い分野の関係団体と連携することで、広報等の告知を効率的に実施できる。また、ワンヘルスの様々な課題について分かりやすく伝えることができる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	8,910	8,920	8,920	時間	279	278	278
（うち一般財源）	8,739	4,460	4,460	人件費（千円）	1,127	1,123	1,123

6 見直しの内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>		
【上記の理由】	<p>・ワンヘルスの推進には、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」の健康として捉え、これらを一体的に守るというワンヘルスの理念を、専門家だけでなく県民一人一人が理解し、行動することが必要である。しかし、R2、3年度県政モニターアンケートにおける「ワンヘルスの理念」の認知率は、R2年度：21.6%、R3年度21.9%と低い水準にとどまっていることから、本普及啓発事業を継続的に実施し、認知向上を図る必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p>ワンヘルスについて県民が楽しみながら、理解を深められるよう、ブースやイベント内容の充実を図る。</p>		

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

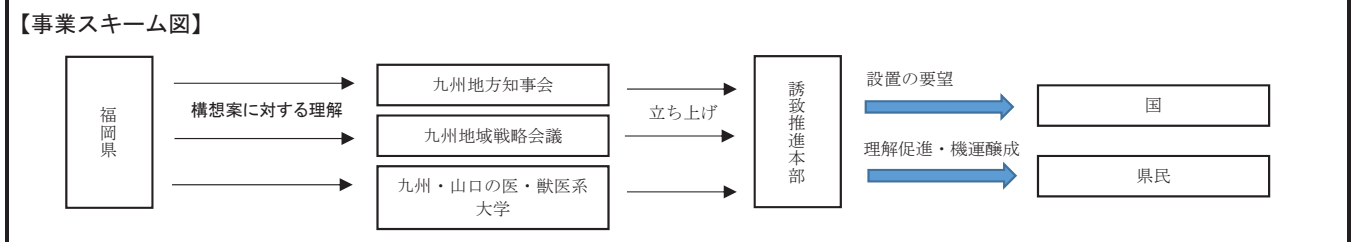
事業名	アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称) 推進事業		部課(室)	保健医療介護部保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室		事業 開始年度	R3
-----	-----------------------------	--	-------	--------------------------------	--	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進	
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備	

1 事業のねらい・目的
 国の機関として「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」を九州へ早期設置することを目指し、誘致活動等具体的な取組の推進を図る。

2 事業概要
 ◇「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」誘致
 ① 九州の官民が一体となって国への働きかけを継続強化していくための体制の整備。
 ② センター構想案の具体化と国の動向把握。
 ③ 九州における受入れ環境の整備。
 ④ 「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」の必要性について、県民に広く浸透させるための取組。

事業の内容
 ○ 全国及びアジア各国における人獣共通感染症対策や研究状況の調査 (委託)
 ○ 「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」誘致推進本部設立準備委員会の協議を経て、誘致推進本部立上げ
 ○ 「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」の必要性等をわかりやすくまとめたパンフレット及びチラシの作成
 ○ パンフレット等を活用した九州各県、専門家、関係団体等に対する周知



3 事業目標等

【事業目標】
 「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」を九州へ設置し、人と動物の共通感染症対策及び薬剤耐性対策の拠点として、調査、研究、人材育成、情報発信等を行う。

【指標の考え方】
 本事業は九州へ「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」を早期に設置することが事業の目的であるため、成果指標の数値設定になじまない。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 OR3年度
 ・センター構想案を策定し、九州各県及び九州の医療・獣医療系大学等へ説明を行ったが、一部の大学等からセンター構想案の具体化を求められている。
 ・そのため、センター構想案の具体化を進め、九州各県や関係機関等から理解を得たうえで誘致推進本部を立ち上げる方針となった。
 OR4年度
 ・九州への早期設置についての特別決議が九州地方知事会議や九州地域戦略会議にて改めて採択された。
 また、本県の最重点項目として国に対し提言・要望を行った。
 ・また、九大との包括協定の連携プロジェクトとして、本センターと九大感染症研究拠点との連携について提案し、九大関係者と連携に向けた会議の開催などを行っているが、候補地了承及び推進本部の立ち上げには至っていない。

4 有効性・効率性
【事業の有効性】
 ・国の機関として「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」を九州に誘致することで、アジアにおける人獣共通感染症対策や薬剤耐性対策に貢献するとともに、これらの感染症の我が国への侵入リスクを低減し、県民の命と健康、生活を守ることができる。
【事業の効率性】
 ・あらゆる機会を通じて、各関係機関の専門家等に対して本構想案を説明し、意見を聴取するなど効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費 時間	R3	R4	R5
歳出	9,355	5,328	5,385		3,343	1,170	1,538
（うち一般財源）	9,355	5,328	5,385	人件費（千円）	13,500	4,725	6,211

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換を行った大学等から、具体的な連携案件など、センター構想案の具体化を求められており、各県や関係機関等との調整をより丁寧に進めて行く必要がある。 ・さらに、国において、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合した日本版CDC構想が計画されており、その動きを注視していく必要がある。 ・今後、大学等との協力体制を構築するとともに、センター構想案の具体化を進め、九州各県、関係機関等から理解を得たうえで、誘致推進本部を立ち上げる必要がある。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症危機管理統括庁、日本版CDC等、国の動向について把握する。 ・九州大学等と具体的な案件で連携体制を構築する等、センター構想案の具体化を図る。 	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ワンヘルス推進事業 (福岡県”One Health”国際フォーラムの開催)		部課(室)	保健医療介護部保健医療介護総務課 ワンヘルス総合推進室	事業 開始年度	R3
-----	--	--	-------	--------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

1 事業のねらい・目的
 ワンヘルスの世界的な先進地となることを目指し、世界トップクラスの研究者による国際会議の開催など、ワンヘルスの取組を進めていく。

2 事業概要

◇福岡県”One Health”国際フォーラムの開催

- ・実行委員会、幹事会開催
各年3回開催
- ・福岡県”One Health”国際フォーラムの開催

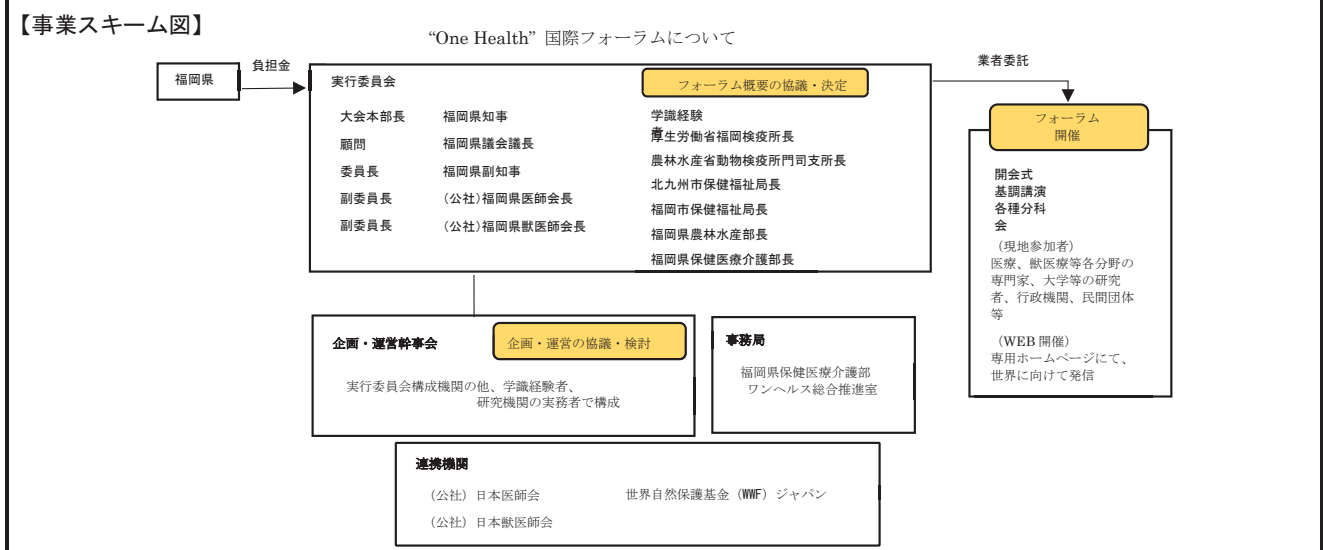
【概要】
 11月11日～13日にかけ福岡市内で開催されるアジア獣医師会連合（FAVA）大会と同時開催

【プログラム内容】
 基調講演、県民講座、各種分科会

【参加者】
 医療、獣医療等各分野の専門家、大学等の研究者、行政機関、民間団体等

【運営方式】
 関係機関及び関係団体等で構成する実行委員会形式

【開催方法】
 県内の会場及びウェブ



3 事業目標等

成果指標		R3	R4
フォーラム参加者数(人)	目標	700	700
	実績	589(※)	800

※ 単位:IPアドレス
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、無観客によるWEB開催としたため、ライブ配信の視聴IPアドレス数を記載。
 なお、オンデマンド配信を実施し、R4年3月1日～25日の視聴IPアドレス数は57,353であった。

【指標の考え方】
 平成28年に開催した「第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議(2日間)」の参加人数(639人)を参考としたうえで目標参加者数を設定している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R3年度:当日のライブ配信視聴者数(IPアドレス数)は目標を下回ったが、後日実施したオンデマンド配信により、目標以上の方に発信することができた。
- ・R4年度:対面・WEBによるハイブリッド開催とし、目標を達成することができた。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・世界トップクラスの専門家が集う国際会議を継続して開催することで、本県の取組を世界に発信するとともに、世界各国の専門家との連携体制の構築を図ることができる。
	【事業の効率性】 ・WEB開催を併用することにより、より多くの方に発信することができる。 ・R4年度については、FAVA大会と同時開催することで、会場費を節減するとともに、レセプション費を削減することができた。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	30,000	27,000	—	時間	836	836	—
（うち一般財源）	30,000	27,000	—	人件費（千円）	3,376	3,376	—

6 見直しの内容	継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input checked="" type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 ）		
【上記の理由】 ・令和2年度から計3回の開催を通じて、関係者間におけるワンヘルスの理解向上と県民への普及啓発を図るとともに、県の先進的な取組を国内外へ発信する場として、一定程度の効果をもたらしたため。			
【見直し内容】 特になし			

(様式1号)

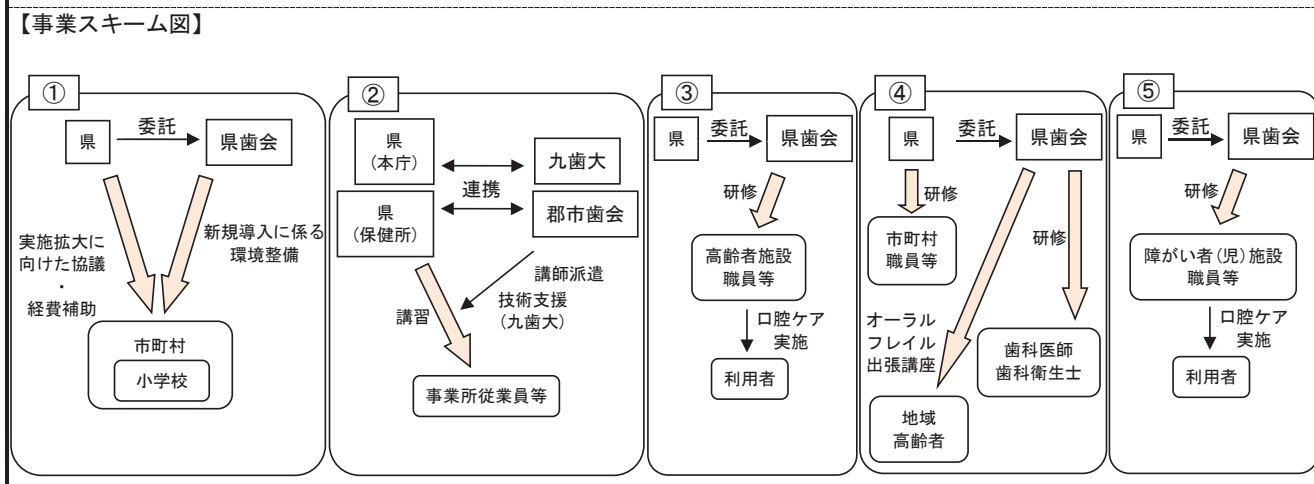
R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	歯科口腔保健強化推進事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	H26
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	1	健康づくりの推進による健康寿命の延伸	具体的な取組	3	歯科口腔保健の推進

1 事業のねらい・目的
 平成26年3月「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定した。本条例に基づき、科学的根拠に基づくむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢者や心身障がい者(児)の口腔衛生の向上を推進するため、取組みを一層強化していく。

2 事業概要

- ①学童期フッ化物洗口導入促進事業
フッ化物洗口を実施する市町村への支援及び実施拡大に向けた協議等を行う。
- ②歯周病予防推進事業
事業所の従業員等に対し、歯周病と糖尿病等の生活習慣病との関連に関する講話やブラッシング指導、歯周病リスク検査等を行う講習会を開催する。
- ③口腔ケア定着促進事業
高齢者施設の職員等に対し、高齢者に対する専門的な口腔ケアの重要性と手法を学ぶWeb研修会を開催する。
- ④オーラルフレイル対策定着促進事業
地域におけるオーラルフレイル(軽微な口腔機能の低下)対策の定着のため、地域の高齢者を対象とした出張講座や、歯科専門職及び市町村職員等に対する研修を実施する。
- ⑤障がい者(児)施設における口腔ケア支援事業
障がい者(児)入所施設の職員等に対し、入所者の特性に応じた口腔ケアの重要性と手法を学ぶWeb研修会を開催する。



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
12歳児一人平均むし歯本数	目標	1.0本	R5までに0.8本				→
	実績	1.0本	0.9本	1.0本	0.9本	調査中	
過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	目標	60%	R5までに65%				→
	実績	57.8% (H28)	-	-	-	-	

【指標の考え方】
 12歳児一人平均むし歯本数：H30年度に「福岡県歯科口腔保健推進計画(第2次)」(以下、「歯科計画」という。)を策定し、本県及び全国平均の推移を踏まえて新たにR5年度の目標値を設定した。既存の調査項目で全国的に実施されているため、全国平均との比較がしやすい。
 歯科健診を受診した者の割合：H30年度に「歯科計画」を策定し、本県の推移を踏まえて新たにR5年度の目標値を設定した。歯周疾患予防のためには定期的な歯科健診が必要なことから、5年毎に実施する県民健康づくり調査の調査項目を利用している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 R3年度の12歳児一人平均むし歯本数はR2年度と比較して減少しているものの、R5年度の最終目標には到達しておらず、引き続き取組みが必要である。成人の定期歯科健診受診率は数値の公表が5年毎のところ、R3調査が新型コロナの影響により延期したため、H29年度以降の数値は把握できていないが、着実に普及啓発は進んでいると考えている。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔の健康は、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たすものである。学校関係者や保護者、事業所の健康管理担当者等を対象に、歯科口腔保健に関する正しい知識を普及し、学齢期の科学的根拠に基づくむし歯予防の取り組みや、成人期の歯周病予防に向けた歯科健診等の実施の促進を図ることは、県民の健康維持・増進に有効な方策である。 ・高齢者施設における効果的な口腔ケアの手法の普及を図るとともに、地域におけるオーラルフレイル対策の定着を図ることは、誤嚥性肺炎やフレイルの予防など高齢者の健康維持に繋がるものである。 ・障がい者（児）施設の職員に対して口腔ケアの手法を普及し、入所者の口腔衛生の向上を図ることは、治療に専門的な知識・技術を必要とする障がい者（児）の歯科疾患を予防し、健康の維持・増進に有効な方策である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童期、成人期、高齢期及び障がい者（児）それぞれに応じた取り組みを行うことによって、効果的に歯科保健を推進することが出来る。 ・歯科医師会や大学など関係団体との連携や事業の一部委託等により、当該団体の専門性を生かした効率的な事業実施が出来る。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	6,595	29,445	39,315	時間	4,048	3,377	4,012
（うち一般財源）	822	17,853	28,503	人件費（千円）	16,346	13,637	16,201

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>（学童期フッ化物洗口導入促進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口の実施校数の増加を図るため、引き続き市町村への支援が必要。 <p>（歯周病予防推進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会実施事業所において従業員の意識変化や行動変容等の効果が見られており、引き続き普及啓発を進める必要がある。 <p>（口腔ケア定着促進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設における口腔ケアの取り組みの定着を図るため、引き続き多くの施設が参加できる手法により研修を実施する必要がある。 <p>（オーラルフレイル対策定着促進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるオーラルフレイル対策の定着のため、引き続き個々人の状態に合わせたきめ細かな対策を行う必要がある。 <p>（障がい者（児）施設口腔ケア支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）施設における口腔ケアの取り組みの定着を図るため、引き続き多くの施設が参加できる手法により研修を実施する必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <p>（歯周病予防推進事業 977千円減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で実施する講習会の内容に歯周病リスク検査を追加し、開催回数を減。 <p>（口腔ケア定着促進事業 39千円減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web研修会の講師謝金を見直し。 <p>（障がい者（児）施設口腔ケア支援事業 78千円減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web研修会の講師謝金を見直し。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

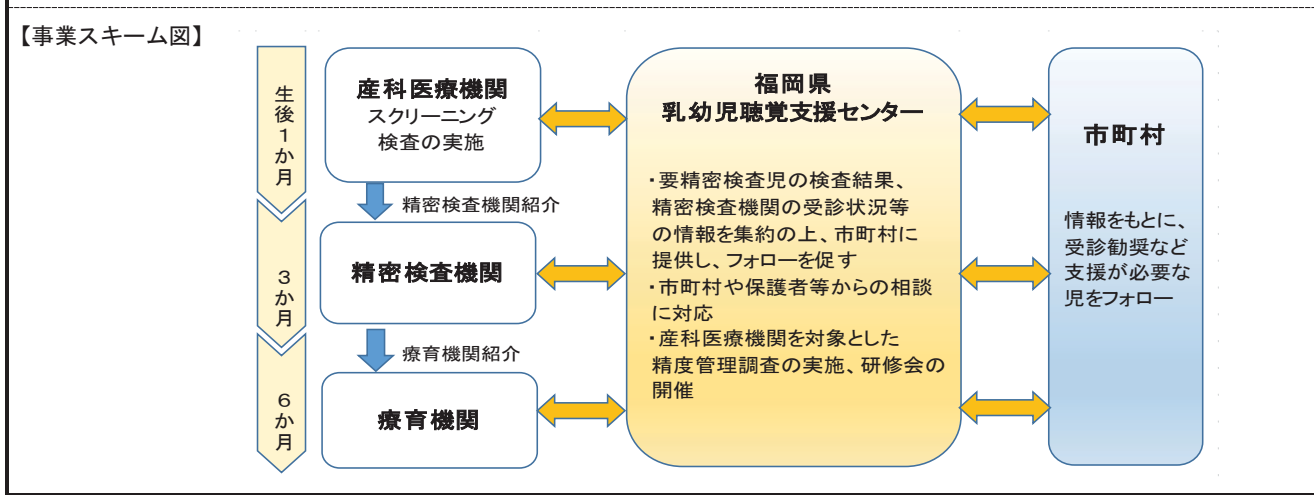
事業名	新生児聴覚検査体制整備事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	具体的な 取組	1 2	周産期医療体制の確保 母子保健の充実

1 事業のねらい・目的
 新生児聴覚の検査体制及び支援体制を充実させることにより、支援が必要な児を円滑に療育につなげる。

2 事業概要
 聴覚障がい早期発見・早期療育を図るため、言語聴覚士等を配置した乳幼児聴覚支援センターを設置し、支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施する。

1. 新生児聴覚検査体制整備事業
 (1) 乳幼児聴覚支援センターの設置
 言語聴覚士等を配置した乳幼児聴覚支援センターを設置し、支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施。

(2) 福岡県新生児聴覚検査体制整備検討会議における協議
 検討会議において、実施要綱・各種様式の雛形作成、広域的な検査体制や経費負担、県・市町村・乳幼児聴覚支援センター間における情報共有体制（療育開始の確認までを含む）の構築等について協議（R3に情報共有の仕組みが構築できたため、R4は、円滑に情報共有を図るために関係機関との連携体制を強化する。）



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
要再検（リファー）児の転帰把握率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	91.0%					
療育が必要な児の療育開始確認率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	58.8%					

【指標の考え方】
 産科医療機関等にて聴覚検査を受けた児のうち、リファー児の転帰を全数把握し、支援が必要な児を適切な療育につなげることを目的として、100%の把握率とするもの。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 令和3年1月からセンターを開設しており、センターへの検査結果の報告等が各医療機関に浸透しておらず、報告に至っていない事例が生じたため。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・新生児聴覚検査や療育に関する専門的知識を有する者を配置した乳幼児聴覚支援センターを設置することにより、県全体の児の療育開始までのフォローアップ等が可能となり、聴覚障がい早期発見・早期療育を図ることができる。
	【事業の効率性】 ・乳幼児聴覚支援センターを設置し、医療相談等の経験の有するメディカルセンターに委託することにより、効率的かつ有効的に事業運営を行っている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	10,495	12,308	12,407	時間	6,480	6,480	6,480
（うち一般財源）	5,248	6,284	6,373	人件費（千円）	26,167	26,167	26,167

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>今後、引き続き市町村・乳幼児聴覚支援センター・医療機関の情報共有体制の強化や検査の精度管理を進めていくことで、支援の必要な児の早期発見・早期療育に円滑につなげる必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査や支援の流れを示した事務処理マニュアル等について、本県で里帰り出産をした県外居住者への対応を新たに掲載する等、一部改善を行う。 ・市町村を対象に、乳幼児聴覚支援センター及び市町村との連携支援体制に関する研修会を開催し、機関間における情報共有を円滑に進める。 ・精密検査機関からセンターへの検査結果報告の漏れが生じていることから、全精密検査機関に対して、情報共有を図るための連携方法等について個別に説明を行う。

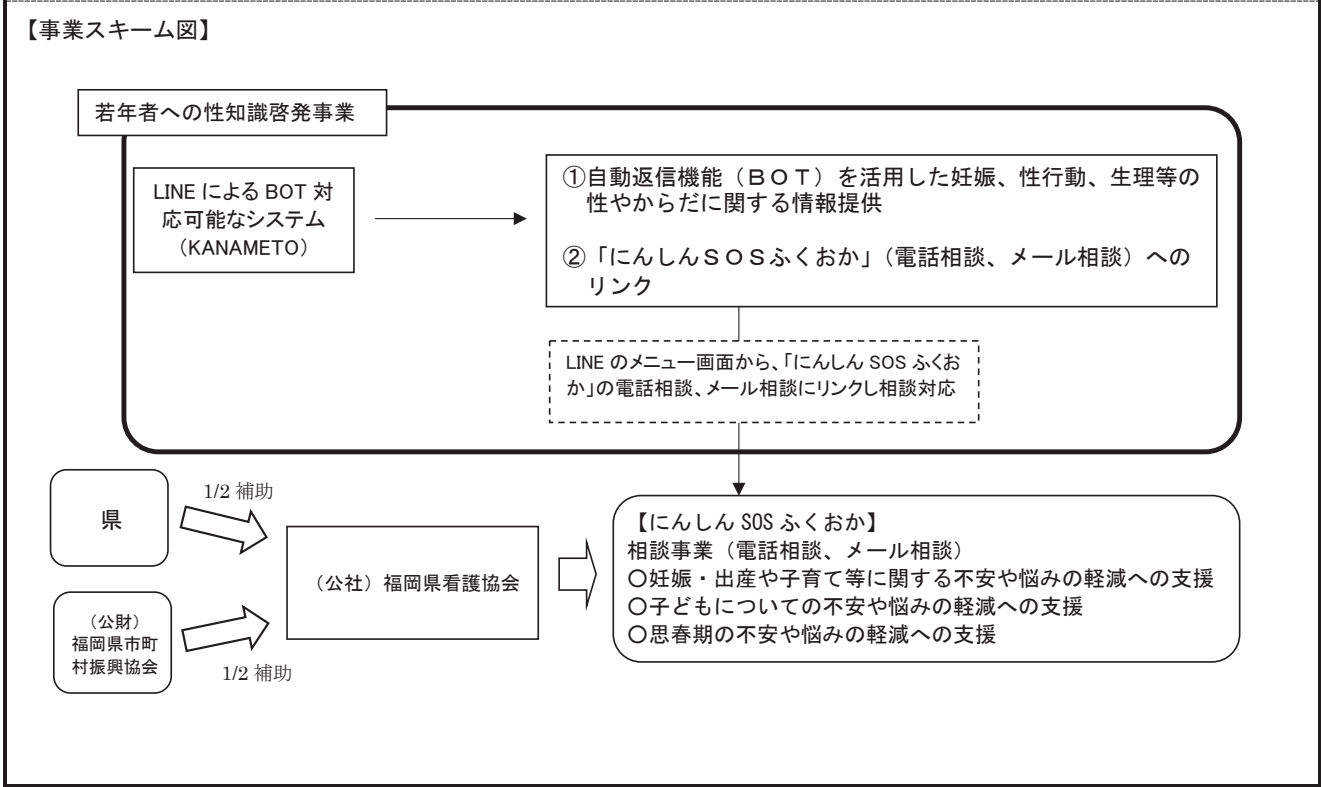
(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若年者への性知識啓発事業		部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	施策	1 2	周産期医療体制の確保 母子保健の充実

1 事業のねらい・目的
正しい性知識の普及により望まない妊娠や人工中絶件数の減少を図るとともに、より多くの不安や悩みを抱える若年妊婦等を円滑に相談に繋ぐ。

2 事業概要
〇LINEを活用した正しい性知識の普及啓発及び相談窓口への誘導
県のLINEアカウントにおいて、自動返信機能(BOT)を活用して正しい性知識の普及・啓発を図るとともに、相談を希望する者を「にんしんSOSふくおか」の相談窓口へ誘導する。
(1) 内容
① 自動返信機能(BOT)を活用した妊娠、性行動、生理等の性に関する情報提供
② 「にんしんSOSふくおか」(電話相談、メール相談)へのリンク



3 事業目標等						
成果指標		R3	R4	R5	R6	R7
LINEアプリの新規登録件数	目標	575	1,150	1,150	1,150	1,150
	実績	63	725	-	-	-
R4.10.17時点						
<p>【指標の考え方】 本県の10代の妊娠数が年間約1,500名程度であるため、「にんしんSOSふくおか」における10代の相談者数約350名（R1年度）を差し引いた1,150名が毎年新規登録することを目標とする。</p>						
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】 目標未達成。 当該事業の開始（LINEアカウントの公開）が令和4年3月下旬であり、年度中に周知が行き届かなかったため。</p>						

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 ・当該アカウントをより多くの若者に知ってもらうため、県内全ての中学校・高等学校・専門学校・大学や商業施設にアカウント周知カードを配付するとともに、県公式LINEやTwitter、広報番組等の広報媒体を活用し、周知を行い、友だち登録者数は公開後半年で755人（R4. 9. 30時点）となった。</p>
	<p>【事業の効率性】 ・BOTシステムの導入及び周知カード作成業務について、同一の業者に委託することで、アカウントのデザインと周知カードのデザインに統一感を持たせるとともに、契約事務等の作業の効率化を行った。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	3,122	3,140	2,847	時間	109.75	109.75	109.75
（うち一般財源）	3,122	3,140	2,847	人件費（千円）	444	444	444

6 見直しの内容	
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
<p>【上記の理由】 ・当該アカウントの友だち登録者に対するアンケート調査に協力頂いた81名のうち、本事業のメインターゲットである10代～20代の割合は51%にとどまっていることから、この割合を高くするため、周知広報の手法を一部改善するもの。</p>	
<p>【見直し内容】 ・今後、10代の友だち登録者の増加を図るため、昨年度中学校には100部、高校には200部ずつ送付していたところを、学校別に毎年高校2年生全員への配布ができるよう、学校別に学年人数分送付する。 ・現在アカウント内で発信している性やからだに関する知識は43個。現在の友だち登録者に対し、今後発信してほしい内容についてアンケートを実施した上で、要望が多かったものを新たに発信することで、より登録者が活用しやすいサービスにする。</p>	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	新生児聴覚検査の体制整備事業	部課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R3
-----	----------------	-------	------------------	------------	----

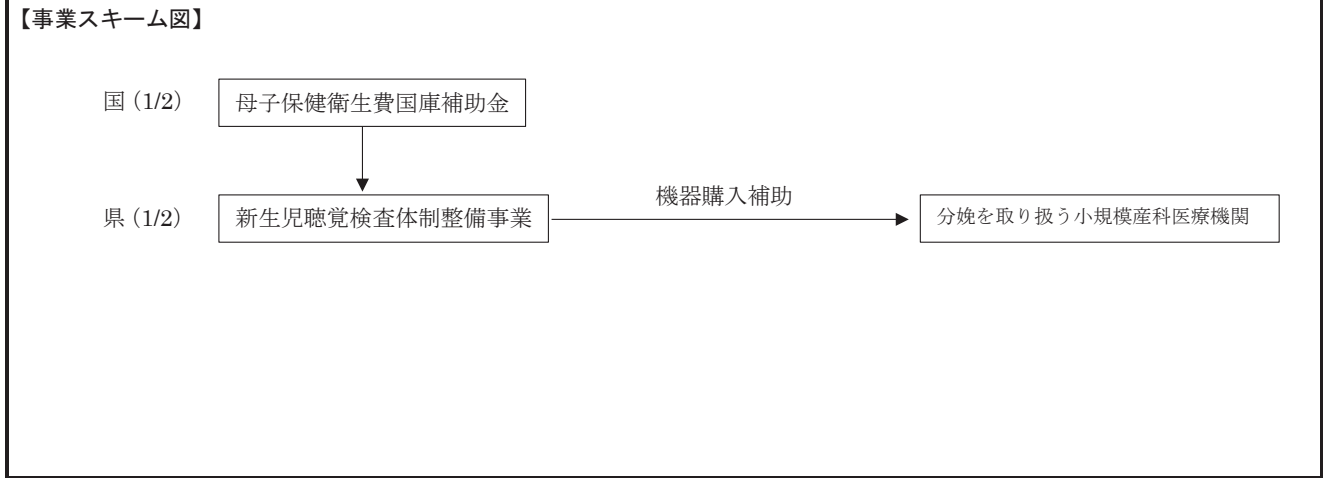
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	具体的な取組	1 2	周産期医療体制の確保 母子保健の充実

1 事業のねらい・目的

新生児聴覚の検査体制を充実させることにより、支援の必要な児を円滑に療育につなげる。

2 事業概要

○ 新生児聴覚検査の体制整備事業
聴覚障がい早期発見・早期療育を図り、県内の検査体制を整備するために、分娩を取り扱う小規模産科医療機関等に対し、聴覚検査機器の購入費用の補助を行う。
・補助対象検査機器：自動ABR（自動聴性脳幹反応）機器（精度が劣る機器（OAE）からの買い替えも対象）
・補助先：自動ABRを購入する分娩を取り扱う小規模産科医療機関



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4
自動ABRを保有する産科医療機関数	目標	112	112	112
	実績	98	106	106 (予定)

【指標の考え方】
分娩を実施する産科医療機関112のうち、自動ABRを保有していない産科医療機関 28（R2年調査により算定）を3年間かけて整備。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
目標未達成。
自動ABRを保有していない産科医療機関のうち、他の医療機関と連携し検査を行うため検査機器の購入を希望しない機関や、調査日（R2年）以降に分娩を取り扱わなくなった機関が発生したため。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・精度の高い検査機器を整備することによって、難聴の見逃しをなくすとともに、拾いすぎ（偽陽性）による保護者の負担を軽減するとともに、聴覚障がい早期発見・早期療育を図ることができる。
	【事業の効率性】 ・112の県内産科医療機関のうち、精度の高い検査機器（自動ABR）を有していない医療機関のみに対し、同機器の購入費用の補助を行うことで、県内の聴覚検査機器の精度向上を推進する。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	25,696	18,000	-	時間	100.75	100.75	-
（うち一般財源）	12,848	9,000	-	人件費（千円）	407	407	-

6 見直しの内容
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input checked="" type="radio"/> 終了 <input checked="" type="radio"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止
【上記の理由】 県内産科医療機関のうち、精度の高い検査機器（自動ABR）を有していない産科医療機関のうち、他の機関と連携して検査を実施するため購入を希望しない機関や分娩の取扱いを終了した機関を除いた全ての医療機関に同機器を配備できたため。
【見直し内容】 特になし

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	依存症対策推進事業 (ギャンブル等依存症対策事業)		部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な 取組	3	依存症対策の推進

1 事業のねらい・目的

○ 「依存症専門医療機関」の選定要件(※)となる国の「医療研修」を県内でも実施することによって、医療従事者の研修受講の機会を増やし、身近で受診することができる依存症専門医療機関の更なる確保に取り組む。

○ 関係機関が連携した取り組みを推進するとともに、県民や患者、その家族に対し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を行い、早期治療・早期発見につなげる。

※依存症の専門性を有した医師が担当する専門プログラムの外来治療を行っていること。医療研修を修了した医師が1名以上配置され、同じく同研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は、公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上が配置されていること。民間団体(自助グループ含む)との連携。依存症の診療実績があり、県に報告できる体制を有していること等。

2 事業概要

(1) 依存症専門医療機関の整備

- 医療研修の実施

専門医療機関を含めたすべての精神科を標榜する医療機関の医療従事者を対象に、依存症に起因する精神症状の対応等に関する研修を行う。また、内容に全国拠点会議での最新治療情報の伝達や県内の専門医療機関での治療状況の共有及び困難事例の検証等を盛り込む。

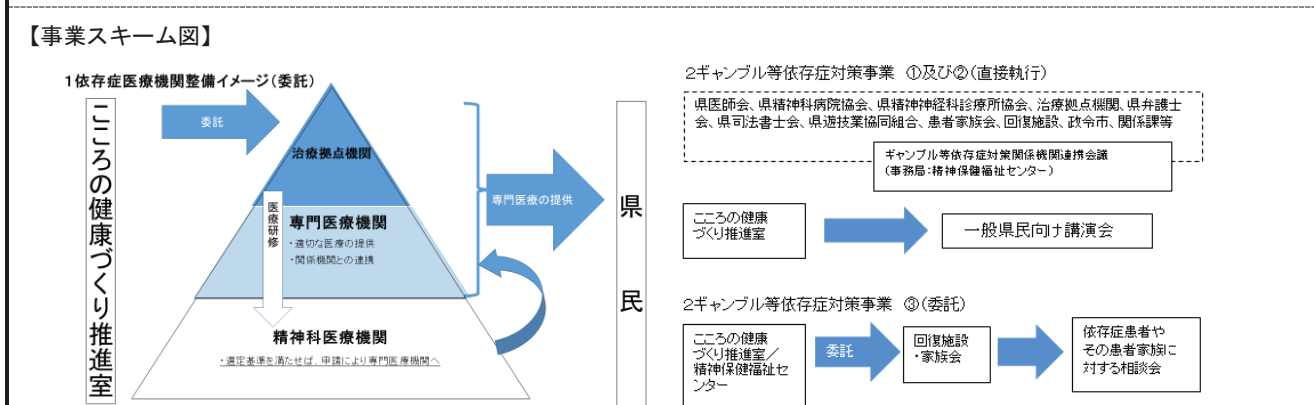
(2) ギャンブル等依存症対策事業

- ギャンブル等依存症対策関係機関連携会議

県医師会、県精神科病院協会、県精神神経科診療所協会、治療拠点機関、県弁護士会、司法書士会、県遊技業協同組合、患者家族会、回復施設、政令市、関係課等を構成員とし、県ギャンブル等依存症対策推進計画の見直し、計画に基づく各種施策の進捗管理、地域における依存症に関する情報や課題の共有、依存症患者やその家族に対する相談会や医療研修等の内容を検討する。
- 一般県民向け講演会等

一般県民を対象に、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及、依存症の実態及び対処方法に係る講演等
- 依存症患者やその患者家族に対する相談会

依存症患者への対処方法、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの体験



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3
依存症別専門医療機関数	目標	-	39	57
	実績	39	42	42

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
専門医療機関がある保健医療圏域(アルコール)	目標	-	10	11	12	13
	実績	9				
専門医療機関がある保健医療圏域(薬物)	目標	-	8	9	11	13
	実績	7				
専門医療機関がある保健医療圏域(ギャンブル等)	目標	-	9	11	13	13
	実績	8				

【指標の考え方】（R4年度見直し）

- 依存症に対応することができる医療機関の確保を図るとともに、関係機関間の連携を強化し、患者・家族への相談支援等の体制の充実を図るため、専門医療機関数を成果指標とする。
身近な地域での受診ができるように、アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症別に、13保健医療圏域に1か所以上の整備を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和3年度より県独自で医療研修を開催し、国が実施する研修と同等のものとする事で受講しやすい環境を整えているが、保健医療圏域により偏在化が進んでいるため、依存症別専門医療機関がない保健医療圏域の医療機関に受講を働きかける必要がある。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・医療従事者に対する研修の実施により、専門医療機関の増加と診療の質の向上につながっている。
- ・ギャンブル等依存症回復支援プログラム等の実施により、依存症患者に早期治療を促すことができる。

【事業の効率性】

- ・連携会議の実施により、ギャンブル等依存症に関する関係機関の連携が強化され、依存症患者やその家族に対する包括的な支援を推進している。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	2,906	4,060	3,557	時間	950	1,582	1,841
（うち一般財源）	938	2,189	1,779	人件費（千円）	3,837	6,389	7,434

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・スキルアップ研修は、①全国拠点会議での最新治療情報の伝達②県内の専門医療機関での治療状況の共有③困難事例の検証を目的に実施していたが、①全国拠点会議のオンライン視聴が可能になったことで伝達目的のスキルアップ研修が不要となり、②③研修内容が一部医療研修と重複していたため、医療研修のみの開催とし、効率化を図る。
- ・ギャンブル等依存症の予防には、若年層への知識の普及が重要であるため、高校に対し授業で活用できる啓発動画を配布。合わせて家庭内での認識を深めるため、各校から保護者に対する配信を依頼。終了後は担当教師にアンケート調査の実施を行うことを検討中。

【見直し内容】

- ・依存症医療研修のスキルアップ研修を医療研修に含んだことによる研修回数の変更。
- ・県内各高校に対する啓発動画の配布及びアンケートの実施。
- ・成果指標の見直し。

事業名	精神障がい者地域生活支援事業	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H23
-----	----------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

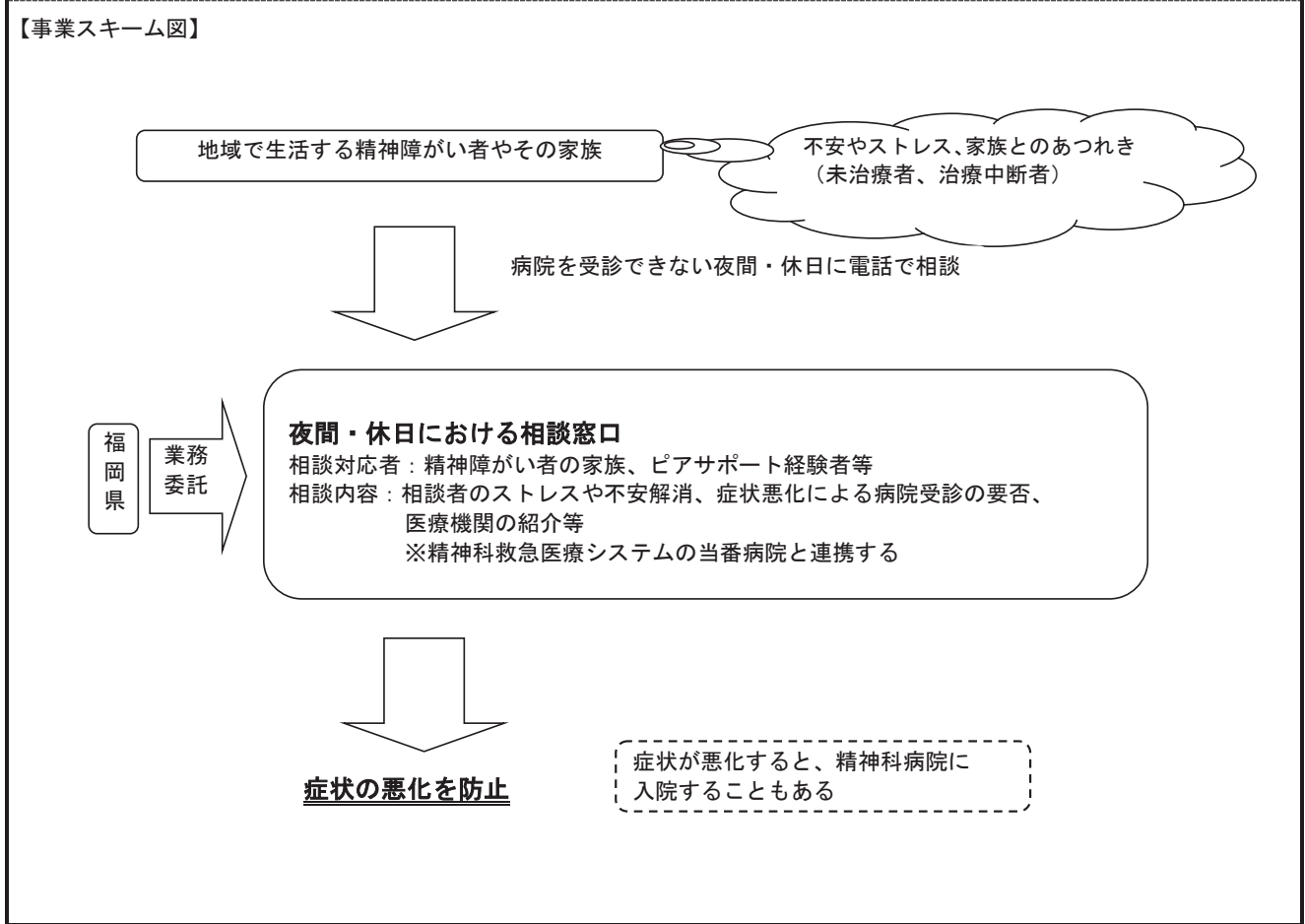
「夜間・休日における相談窓口」を設置し、精神障がいのある方の夜間・休日における不安感の増大等に対処することで、症状の悪化を未然に防止し、精神障がいのある方の地域での生活継続に寄与する。

2 事業概要

「夜間・休日における相談窓口」

精神障がいのある方の夜間・休日における不安の軽減を図るために電話相談窓口を設置・運営する。

- 対象者 日常生活においてストレスや不安等を解消できずに悩みを抱えている精神障がいのある方及びその家族
- 窓口時間 夜間 17時～翌日 8時
休日 8時～ 17時
- 主な相談内容 相談者のストレスや不安解消、症状の悪化による病院受診の要否、医療機関の紹介等



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
休日・夜間における相談件数	目標	14,300	14,700	14,900	15,400	15,300	14,200
	実績	14,975	17,505	14,104	10,405	5,171	

※R4の実績は4月～9月までの6か月分

【指標の考え方】

休日・夜間における相談件数を設定する。
令和5年度目標値は、H30～R3実績の平均である14,200件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

(令和3年度未達成の理由)
より多くの方の相談に対応するため、相談は1人2回/日までというルールを令和2年度に設けたことと、令和3年度に相談解決案件が増えたことでリピーターが減ったことにより延べ件数が減少したものの。

4

有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・年間10,000件以上の相談が寄せられており、相談者の不安解消等が図られる相談窓口として機能している。
- ・「夜間・休日における相談窓口」の設置後は、精神疾患の急変患者等、速やかに医療を必要とする者に対応するための窓口である「精神科救急医療情報センター」に寄せられていた相談件数が減少し、機能分担が図られた。

【事業の効率性】

- ・精神障がい者家族会に委託することにより相談対応経験者が多く、幅広い相談に効率的に対応できている。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	12,260	14,111	12,311	時間	576	576	576
(うち一般財源)	6,130	7,056	6,156	人件費(千円)	2,326	2,326	2,326

6 見直しの内容

継続 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了(完了) 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

夜間休日も繋がる相談電話窓口として年間10,000件以上の相談が寄せられており、相談者の不安解消等に寄与していると考えられるため、引き続き事業を実施する。

【見直し内容】

傾聴に徹してきたこれまでの相談対応方法を見直し、相談内容の解決に繋がるような親身な対応に努める。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん患者就労相談支援事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H29
-----	--------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	2 3 4	患者本位のがん医療の実現 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

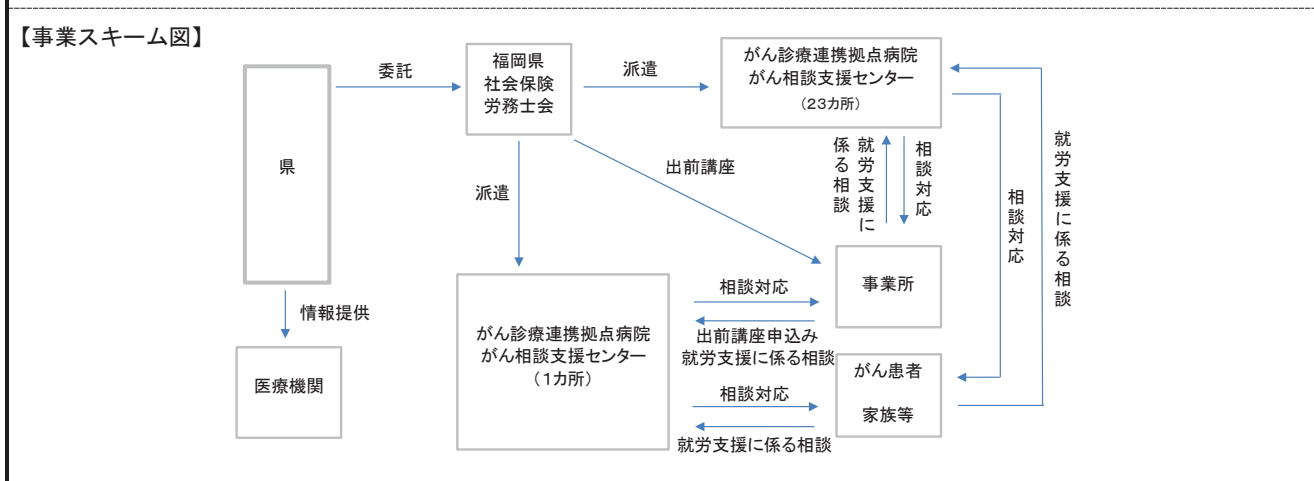
1 事業のねらい・目的

○ 就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。
○ がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。

2 事業概要

県内の「がん相談支援センター」のうち1か所に社会保険労務士（以下、「社労士」という）を「就労支援アドバイザー」として派遣し、がん患者、その家族からの就労相談に対する支援等を強化する。

① 就労支援アドバイザーが、県内のがん相談支援センターに出張し、就労相談に対応。新規の就職あっせんの場合は、ハローワークへ紹介する。
② 事業所を対象に、「仕事と治療の両立」のための出前講座を実施。
③ 就労相談の際に社労士に円滑につなげるための「就労相談マニュアル」を作成し、がん相談支援センターの相談員が活用。
④ 医療機関やがん患者に対し、がん治療と仕事の両立に関する情報提供や相談窓口を周知。（ポスター、ちらし作成・配布）



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数	目標	750件	750件	750件	750件	750件
	実績	1,547件	1,113件			

【指標の考え方（R2～）】

- 当該事業は、県内のがん診療連携拠点病院等（以下、拠点病院等）の1か所に社労士を派遣し、がん患者等からの就労相談に対応。また、他の23カ所の拠点病院等においても定期的に社労士を派遣し、就労に関する相談支援を実施するため、事業の指標として、「拠点病院等における仕事・就労に関する相談件数」を設定する。
- 令和2年度以降、平成30年実績値（751件）を維持することを目標とする。
※令和元年度実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により、算出根拠としているがん診療連携拠点病院の現況報告書の提出が省略されたため、不明。

成果指標		H29	H30	R1
社会保険労務士による相談件数	目標	270件	350件	350件
	実績	319件	824件	291件

【指標の考え方（～R1）】

- 当該事業は、県内の拠点病院等の1か所に社労士を派遣し、がん患者等からの就労相談に対応する。また、他の18カ所には依頼に応じて派遣し、就労に関する相談支援を実施するため、事業の指標として、相談件数を設定する。
- 19カ所のがん相談支援センターの相談件数が年間（H27年）23,703件あり、就労に関する相談は全体の約1.5%程度であることから、 $23,703 \times 1.5\% = 356件 \approx 350件$ を目標とする。
なお、事業初年度のH29年度は事業実施期間が9ヶ月分であったため、 $350件 \times 9/12$ で換算している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和3年度は目標件数に達しているものの、引き続きがん相談支援センターについて、県民に対する講演会の場や県庁ロビー展での周知に取り組んでいく。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 社会保険労務士が社会保障制度（傷病手当金や障がい基礎年金）を説明し、事業所の就業規則を確認した上で、勤務・休暇制度について助言をすることにより、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。</p>
	<p>【事業の効率性】 就労に関する相談支援体制を充実することにより、治療をしながら働き続けることができ、がん患者の生活の質の向上を図ることができる。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	3,657	3,699	3,657	時間	488.5	488.5	488.5
（うち一般財源）	1,829	1,850	1,829	人件費（千円）	1,973	1,973	1,973

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 縮小（ 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止） </p>		
【上記の理由】	<p>第3期福岡県がん対策推進計画において、「働く世代のがん患者支援の充実」は全体目標の1つの柱と位置付けている。がん患者が働きながら治療を受けられる環境を整備し、がんになっても働くことができる社会の構築を図る。</p>		
【見直し内容】	<p>がん診療連携拠点病院の広報媒体（院内テレビや院内放送）の活用や出張相談会の開催、がん診療連携拠点病院の医療従事者に対する就労支援の院内研修を実施し、事業の周知を図るとともに、就労支援アドバイザーが常駐している九州がんセンター以外のがん診療連携拠点病院等に対しても就労支援アドバイザーを定期的に派遣し、患者・家族が相談しやすい体制の強化を図る。 また、がん患者が外来受診に来た際に医師や看護師からがんの治療と仕事の両立や本事業について案内を行うよう、各がん診療連携拠点病院に依頼する。 福岡県社会保険労務士会やがん診療連携拠点病院等と協議を行い、就労支援アドバイザーの派遣体制を充実させることで、がん患者が相談しやすい体制の強化を図る。</p>		

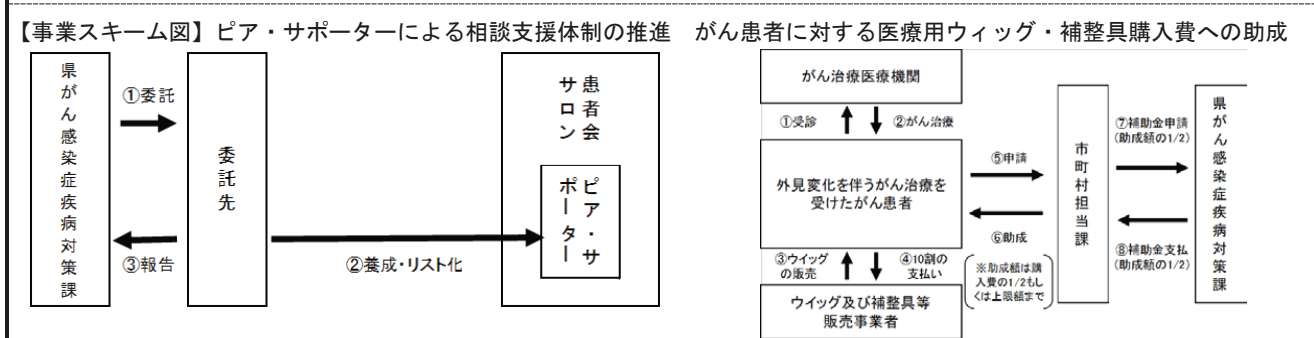
(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	がん患者の社会参加支援事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	3 4	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 働く世代のがん患者支援の充実

1 事業のねらい・目的
 ○ がん患者・経験者による相談支援を推進するとともに、アピアランスケアの推進体制を整備することにより、がん患者の社会参加を支援する。

2 事業概要
 (1) ピア・サポーター(※1)による相談支援体制の推進
 a ピア・サポーター養成研修の開催
 b フォローアップ研修の開催
 c がん患者・経験者向けセミナーの開催
 (2) アピアランスケア(※2)の推進体制の整備
 ① 県民の認知度向上及びアピアランスケア従事者の資質向上
 a がん患者向けセミナーの開催
 b 患者団体主催イベントへのブース出展及び体験会の実施
 c アピアランスケア医療従事者向け研修会の実施
 ② がん患者に対する医療用ウィッグ・補整具購入費への助成
 [補助対象者] がん患者(世帯収入のうち所得割課税年度額235,000円未満)
 [補助対象経費] a 医療用ウィッグの購入費 / b 補整具(胸部補整具等)の購入費
 [補助額] 1/2 [a 2万円(上限) / b 1万円(上限)]
 [経費負担] 市町村: 1/2 県: 1/2 [県補助上限額 a 1万円 / b 5千円]
 ※1 自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行う者
 ※2 治療に伴う外見の変化に対して「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の方の苦痛を軽減するケア」を行うこと



3 事業目標等

項目	成果指標	R2	R3	R4	R5	R6	R7
(1)ピア・サポーターによる相談支援体制の推進	ピア・サポーターの養成者数	目標 ー	30	30	30	30	30
		実績 0	0				
(2)アピアランスケアの推進体制の整備	①アピアランスケアに関する相談件数	目標 ー	160	190	220	250	280
		実績 138	368				
	②制度導入市町村数	目標 ー	10	15	30	45	60
		実績 0	1				

【指標の考え方】

(1)ピア・サポーターによる相談支援体制の推進	福岡県内のがん診療連携拠点病院において開催されている患者サロン約60ヶ所に各1~2人のピア・サポーターを養成する。
(2)アピアランスケア推進体制の整備	
①アピアランスケアに関する相談件数	福岡県内のがん診療連携拠点病院等において、アピアランスケアに関する相談件数を5年間で倍増させる。
②制度導入市町村数	県が市町村に対する助成制度を創設することにより、助成する市町村が拡大し、5年間で全市町村が本制度を導入する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 (1) ピア・サポーターによる相談支援体制の推進
 新型コロナウイルス感染症の影響により、養成研修が実施できなかったことによる
 (2) アピアランスケアの推進体制の整備
 事業開始年度、制度導入市町村は1市のみであったが、事業周知に努め、令和4年10月時点において18市町が制度導入

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な相談スキルを備えたピア・サポートが行われる体制を整備することで、がん患者及びその家族を支援することができる。 ・アピアランスケアの推進体制を整備することで、がん患者の外見変化の苦痛を軽減し社会参加を支援することができる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピア・サポーターを県が養成することで、サポートが個人的な知識・経験に偏ることを防ぐことができる。 ・アピアランスケアはがん患者やがん経験者の外見変化の苦痛軽減のみならず、社会参加を支援する点においても重要である。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	4,668	9,221	8,954	時間	488.5	488.5	488.5
（うち一般財源）	3,119	8,300	8,167	人件費（千円）	1,973	1,973	1,973

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
【上記の理由】	<p>第3期福岡県がん対策推進計画において「尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築」は全体目標の1つの柱として位置づけられており、がん患者及びがん経験者の社会参加を支援する、本事業について継続して実施していく必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>ピア・サポーター養成研修の講師について、県内がん診療連携拠点病院から講師を派遣してもらうなど、関係機関と連携しながら進めて行く。研修の開催場所について、地域に偏りが出ないように、次年度以降は福岡地区以外での開催を検討する。 また、アピアランスケアについて、医療機関向け研修会の対象に市町村も追加し、必要性や意義を説明することで、実施市町村の増加を図る。</p>

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

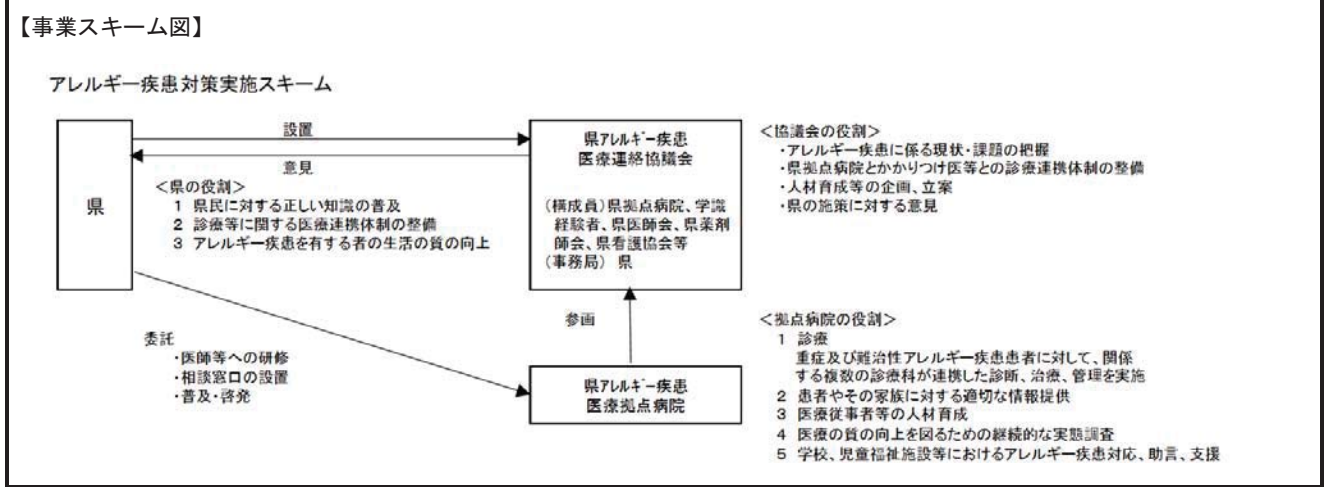
事業名	アレルギー疾患対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な 取組	6 7	難病及び小児慢性特定疾病を有する者の生活の質の維持向上 難病に関する医療提供体制の確保

1 事業のねらい・目的

- 県民がアレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく専門性の高い治療やケアを受けられることを目的とする。

2 事業概要

- 福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催
 - アレルギー疾患にかかる現状・課題の把握
 - 拠点病院とかかりつけ医の診療連携体制の整備
 - 人材育成等の企画、立案
 - 県の施策に対する意見
- 相談支援体制の整備
 - 拠点病院における専門相談窓口の整備
 - 市町村保健指導者用のマニュアルの作成
 - 医療従事者、保健指導従事者、学校、保育所職員等への研修
- 県民に対する正しい知識の普及啓発
 - 拠点病院ホームページにアレルギー疾患に特化したホームページを新設
 - ソーシャルメディアを活用した情報発信
 - チラシ、リーフレット等を作成し、医療機関、学校等に配布



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5
最新の知見に基づく正しい知識の普及啓発のための研修の受講者数	目標	450	450	450	450
	実績	724	516		

【指標の考え方】

- 拠点病院において人材育成を実施し、医療従事者の資質向上を図る。
- アレルギー疾患医療に従事する医師、看護師等900人について、2年間で1回、最新の知見に基づく正しい知識の普及啓発のための研修の受講を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2～3年度は、それぞれ目標の450人に達している。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	・ 拠点病院を中心としてアレルギー疾患の医療提供体制の構築を図るとともに、知識の普及やアレルギー疾患を有する者を支援していくための環境整備を総合的に推進していくことにより、アレルギー疾患を持つ者が、適切な知識を持ち、専門性の高い治療及びケアを受けられ、どこに居住していても適切な治療を受けることができる。
	【事業の効率性】
	・ アレルギー疾患に関する啓発や情報提供により、発症・重症化の予防を図るとともに、アレルギー疾患医療の診療連携体制の確立や医療職の資質向上により、患者の医療費や心身の負担の軽減を図ることができる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	7,776	8,057	8,722	時間	704	704	704
（うち一般財源）	5,873	6,154	6,640	人件費（千円）	2,843	2,843	2,843

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 国は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として、アレルギー疾患対策基本法第11条第1項の規定に基づき、平成28年度にアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を发出している。この指針において、アレルギー疾患に関する啓発、人材育成など地方公共団体が取り組むべき方向性を示しており、本県においてアレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を図るため、今後も引き続き本事業を継続する必要がある。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 研修について、日本医師会生涯教育制度の単位取得への対応や、オンライン配信と対面開催の組み合わせ、実技講習の導入などにより研修内容の充実を図り、受講者数の更なる増加を図る。 医師会や看護協会等を通じて研修会の周知を行う。 アレルギー疾患を有する者を支援していくための環境整備として、学校・保育所等からの講習の要望に対応可能な講師（アレルギー専門医・指導医）の登録制度を創設。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	感染症予防事業 (感染症対策事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H23
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

感染症指定医療機関の確保充実を図ることにより、入院勧告の対象となる感染症の発生に備える。

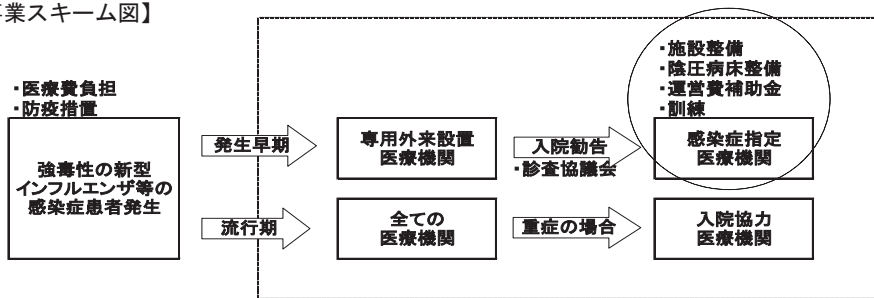
2 事業概要

(1) 筑後ブロックで不足していた第2種8床を平成27年12月に指定し確保するとともに、当該病床に陰圧設備を整備した。令和4年度も66病床を維持していく。
(2) 感染症指定医療機関において、感染症患者の病室への搬入を円滑に行うとともに院内感染対策を確実にするための訓練を行う。
(3) 感染症指定医療機関や保健所設置市等との関係機関による連絡会議を設置し、感染症発生時に備え連携を強化する。

○感染症指定医療機関の指定状況 令和4年11月1日

種別	ブロック	基準病床	医療機関名	指定病床数
第一種	県全体	2	福岡東医療センター	2
	小計	2		2
第二種	北九州	16	北九州市立東医療センター	16
	福岡	22	福岡東医療センター	10
			九州医療センター	2
			福岡赤十字病院	2
			福岡市民病院	4
			福岡大学筑紫病院	2
			福岡徳洲会病院	2
	筑豊	8	田川市立病院	8
	筑後	18	聖マリア病院	6
			新古賀病院	8
筑後市立病院			2	
大牟田病院			2	
小計	64			64
合計		66		66

【事業スキーム図】



3 事業目標等													
成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
感染症指定医療機関指定病床数	目標	46	48	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	実績	36	38	58	66	66	66	66	66	66	66	66	66
感染症指定医療機関陰圧病床数	目標	37	39	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	実績	27	29	58	66	66	66	66	66	66	66	66	66
【指標の考え方】													
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関の機能充実を示す指標として、指定病床数及び陰圧病床数を設定する。 ・平成26年以降、福岡県保健医療計画に定める基準病床数である66床を目標に設定している。 													
【目標達成状況、未達成のときはその理由】													
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月に感染症指定医療機関病床数及び陰圧病床数については目標を達成し、令和4年度においても目標を達成できている。 													

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	・感染症法の規定に基づく入院勧告対象患者の受入れ医療機関となる感染症指定医療機関を整備することで、感染症患者への適正な医療提供及び感染症のまん延防止を図ることができる。
	【事業の効率性】	・当該事業は、感染症法に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する医療機関について、その開設者の同意を得たうえで知事が指定するものである。必要な施設・設備については、当該基準に基づき整備するものであり、整備等に当たっては、適正な価格であることを確認している。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	0	89,157	85,342	時間	300	2,000	2,000
（うち一般財源）	0	44,579	42,671	人件費（千円）	1,211	8,076	8,076

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法及び福岡県保健医療計画で規定される感染症病床数の整備は完了した。 ・感染症病床の維持管理を行う必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・入院勧告の対象となる感染症の発生に備えるため、引き続き当該病床の維持に必要な施設・設備の改修等整備を行っていく。 	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	風しん抗体検査助成事業	部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H26
-----	-------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

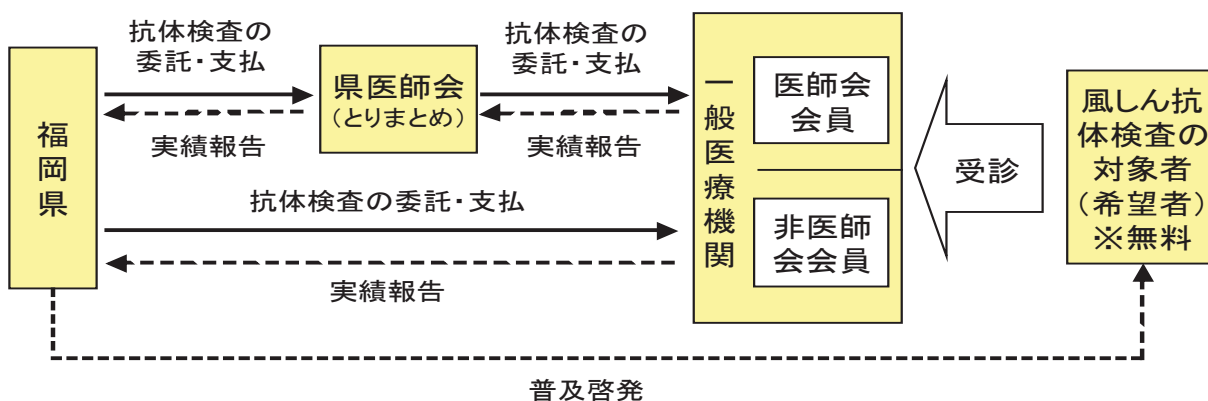
風しんの抗体を十分に保有していない人に対して風しんの予防接種の促進を図ることで、先天性風しん症候群の発生を防ぎ、妊娠希望者等が将来、安心して子供を産み育てやすい環境を整備する。

2 事業概要

- 県内（保健所を設置する市を除く。）に在住する以下の者に対し、風しん抗体検査費用を助成する。
①妊娠希望者 ②妊娠希望者及び妊婦のパートナー・同居者
- 風しんの抗体検査は、医療機関（委託契約を締結）で実施する。
- 県民の風しん予防に対する関心と理解を深めるため、風しんの発生状況や予防接種の必要性について、県のホームページ等を通じ県民に対し情報提供を行うとともに、医療機関、公共施設等へのポスター掲示を実施し、風しんの予防について周知を図る。

【事業スキーム図】

《医療機関実施》



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
先天性風しん症候群の発生数	目標	0	0	0	0	0	0	0	0
	発生数	0	0	0	0	0	0		

【指標の考え方】

風しんの抗体を十分に保有していない方に風しんの予防接種を促し、県内における先天性風しん症候群発生を予防する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

先天性風しん症候群の報告は、目標の0件を達成

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・風しんの抗体検査を実施し、抗体を十分に保有していない場合は風しんの予防接種の実施を促すとともに、風しんについて県民に周知を図ることにより、県内における先天性風しん症候群の発生を防ぐことができる。
	【事業の効率性】 ・医療機関に委託契約し風しん抗体検査機関を整備することで、より多くの対象者が抗体検査を受けることが可能となる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	12,141	6,334	6,331	時間	1,744	1,744	1,744
（うち一般財源）	0	3,363	3,372	人件費（千円）	7,043	7,043	7,043

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 ・ 県内（政令市及び中核市を含む。）のより多くの医療機関で抗体検査を受けられるよう整備を行い、先天性風しん症候群の発生を防ぐため。
【見直し内容】 ・ 福岡県医師会や医療機関と調整を行い、風しんの抗体検査を受けられる医療機関数を現在の約1,400か所から増やすことで、風しんの抗体検査の希望者が受検しやすい体制の強化を図る。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	予防接種事業 (造血幹細胞移植後の任意予防接種補助事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

感染症の発生を予防するとともに患者の症状軽減を図るため、造血幹細胞移植により免疫が低下若しくは消失した方の再接種に対し経済的負担を軽減することにより、再接種を促進。

2 事業概要

造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業の創設

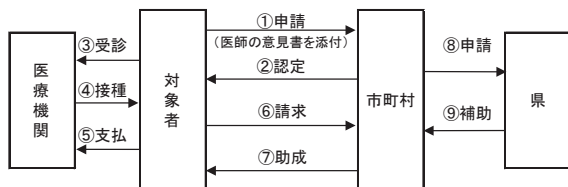
- 補助対象者
 - ① 造血幹細胞移植により、移植前に接種したA類疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下若しくは消失したため、再接種が必要と医師が認める者(※1)
 - ② 予防接種を受ける日において本県内に住所を有している20歳未満の者(※2)
 - ③ 事業開始以降の再接種であること。
- 補助対象経費
補助対象者が接種した再接種費用(母子手帳等により移植前の接種履歴が確認できるもの。)
- 補助率
市町村が上記経費に対し、助成を行った場合、市町村に対しその2分の1を助成。

※1 造血幹細胞移植のみ(化学療法等を含まない)を対象とした理由:造血幹細胞移植については、日本造血細胞移植学会によるガイドラインで、得られた免疫能は経年的に低下若しくは消失すると示されている。一方で、化学療法や放射線療法については、免疫の消失等がその治療の影響によるものかの確認が難しく、また同様のガイドラインもないため。

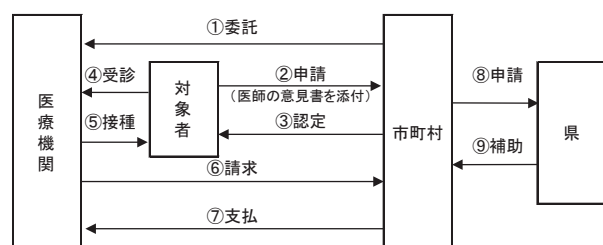
※2 20歳未満とした理由:主に集団予防を目的とし、罹患しやすい年齢までに免疫を獲得する必要があるA類疾病は、20歳までに終了することとなっているため。

【事業スキーム図】

○償還払い



○医療機関への委託



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
制度導入市町村数	目標	6	17	28	39	50	60
	実績	6	12	26			

【指標の考え方】

県が制度を創設することにより、助成する市町村が拡大し、5年間で全市町村が実施

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

県ホームページへの情報掲載や、市町村への制度導入の働きかけを行い、事業周知に努めたが、事業に係る住民からの問い合わせが少ない等の理由により市町村においての制度導入が進まなかったことから、目標は未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 造血幹細胞移植により免疫が低下若しくは消失した方へ再接種することで感染症の発生を予防するとともに患者の症状軽減を図る。
	【事業の効率性】 再接種に対し経済的負担を軽減することにより、再接種を促進することができる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	266	5,102	7,056	時間	434	434	434
（うち一般財源）	266	5,102	7,056	人件費（千円）	1,753	1,753	1,753

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】	県が造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業を創設することで助成する市町村が拡大する。
【見直し内容】	令和元年度から令和6年度までの5年間で全市町村が補助事業を実施できるよう、県ホームページの掲載情報の充実や、市町村への制度導入の働きかけを強化することにより、更なる事業周知を図る。（+1,954千円）

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	結核・感染症発生動向調査事業 (感染症サーベイランス強化事業)		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

疑似症の届出が保健所に提出された際の診療・検査体制を整備し、国内に常在しない感染症の感染拡大を防止する。

2 事業概要

1 疑似症サーベイランス体制の整備

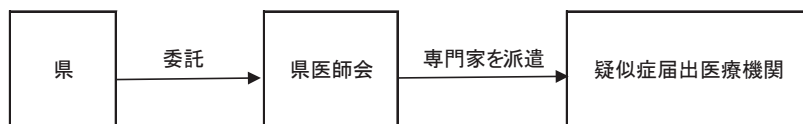
- 次世代シーケンサー1台を県保健環境研究所に整備
- 疑似症(特定の感染症と診断できない症例)の病原体を特定する検査を実施。疑似症の他、集団食中毒の原因解析や薬剤耐性菌の解析に使用できる。
- 病原体の解析・分析技術の取得と検査マニュアルの整備
- 病原体を特定するために国立感染症研究所のデータベースを使用するため、国立感染症研究所における技術研修を受講する。
- 受講者以外の者も病原体の特定ができるように検査マニュアルを整備する。

2 感染症専門医による相談体制の整備

- 感染症専門医のうち、専門的助言を行う医師をリストアップし登録(以下「登録医」という)。
- 感染症専門医がいない疑似症届出医療機関から、専門的助言の要請があった場合に、登録医が電話や電子メール若しくは現地に赴き支援。
- 疑似症の診断は迅速な対応が必要であり、県内4大学を含む広域的な支援体制が必要であることから、保健所設置市が管轄する疑似症届出医療機関を含め、県医師会に相談体制の整備を委託し、謝金の支払いは県が行う。

【事業スキーム図】

○感染症専門医による相談体制



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
疑似症届出医療機関数	目標	51	51	51	51	51	51
	実績	50	51	51			

【指標の考え方】

県の全域において、的確に疑似症の届出を把握できるよう、偏りなく疑似症届出医療機関を選定・配置する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

疑似症届出医療機関数は目標の51機関を達成済み。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・疑似症サーベイランスに基づく検査を実施することにより、疑似症の原因病原体を特定することで、それに基づく感染予防策やまん延防止等の対策を行うことが可能となる。 ・感染症専門医が疑似症届出医療機関を支援することで、疑似症発生時に当該医療機関が適切な対応を取ることが容易となる。
	【事業の効率性】 ・県が疑似症サーベイランス検査を実施することにより早期に原因を特定することで、当該感染症の感染拡大を防止し、健康被害の軽減を図ることが可能。 ・県が感染症専門医を派遣することで、感染症専門医がいない医療機関であっても適切な患者対応が可能となり、保健所が当該患者を他の医療機関に移送するための人員等が削減可能。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	3,177	5,147	5,150	時間	801	801	801
（うち一般財源）	1,589	2,574	2,575	人件費（千円）	3,235	3,235	3,235

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 ・引き続き、国内に常在しない感染症が海外から持ち込まれる危険性は高いと想定されるものの、R2年度以降、次世代シーケンサーは新型コロナウイルスのゲノム解析対応に専ら使用されており、その他の業務に次世代シーケンサーを活用しづらいといった状況がある。 ・感染症専門医のいない疑似症届出医療機関も多いため、感染症専門医の派遣についても継続する必要がある。
【見直し内容】 ・新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえつつ、疑似症として捉えられる可能性がある原因病原体の同定が困難な症例におけるゲノム解析による探索手法及びサル痘など新たな流行がみられるウイルスの遺伝子学的解析方法の確立や薬剤耐性菌の伝達性プラスミドの解析などに応用できるよう、計画的に技術習得やマニュアルの整備を図る。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	風しん予防接種助成事業		部課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な 取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

妊娠を希望する女性等で抗体価が低い者に対し、接種費用を助成することによりワクチン接種を促し、「先天性風しん症候群」の発生の予防と風しんの感染拡大防止を図る。

2 事業概要

麻しん風しん混合ワクチン接種費用の助成

○妊娠を希望する女性等で、風しん抗体検査で抗体価が低い (HI法16倍以下、EIA法8.0未満) 人がワクチンを接種した場合に補助

(1) 対象者が、麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチンの接種を行った場合、その接種費用を助成する。

(2) ワクチン接種は、県内の医療機関で実施

(3) 平成31年1月から令和6年3月まで

(4) 補助率 県1/2、市町村1/2 (接種費用は約 10,000円) 県負担上限 5,000円

(5) 県 → 市町村 → 申請者

※対象者・・・ 県内に居住し、風しんの抗体価が低い、① 妊娠を希望する女性 (妊婦は除く。)、② 妊婦と妊娠を希望する女性の配偶者 (パートナーを含む。)、③ 妊婦と妊娠を希望する女性の同居者 (生活空間を同一にする頻度が高い家族など。)

(参考1) 定期接種の対象者

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある方

第2期 5歳以上7歳未満の方であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある方

第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち風しん抗体が十分でない方

(参考2) ワクチン接種歴の目安

【男性】

①昭和54年4月1日以前に生まれた者 0回

②昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 1回

③平成2年4月2日以降に生まれた者 2回

【女性】

④昭和37年4月1日以前に生まれた者 0回

⑤昭和37年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 1回

⑥平成2年4月2日以降に生まれた者 2回

(参考3) 対象者について

○ 風しんは、我が国において平成の初めごろまでは、ほぼ5年ごとに全国的な大流行を繰り返しており、上記①のうち昭和37年以前に生まれた者と④は、自然に感染し免疫を獲得している。

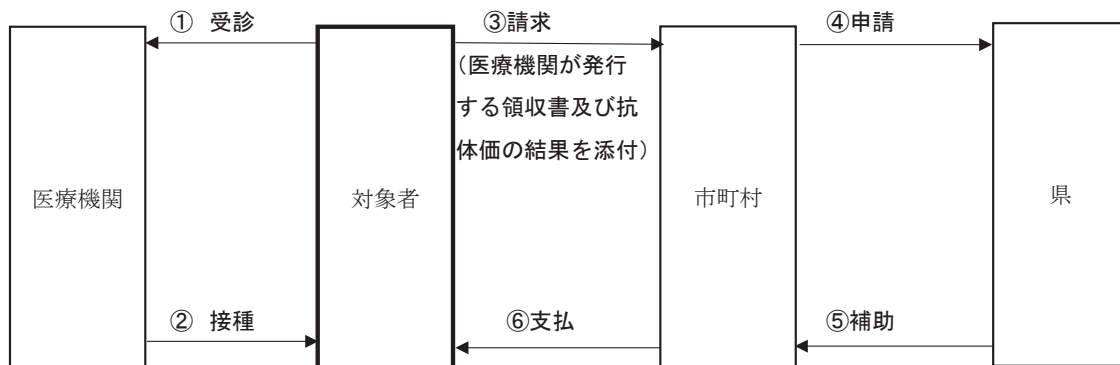
○ ①のうち昭和37年から昭和54年に生まれた者は、抗体を保有している者が他の世代や女性に比べ低いことから、定期予防接種の第5期として国が対策を行っている。

○ ③と⑥は、定期予防接種で2回の接種を行っていることから、免疫を獲得している。

○ 本事業の主なターゲットは、②と⑤に該当する者。

【事業スキーム図】

- 抗体価の低い妊娠を希望する女性等へのワクチン接種費用の助成



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5
制度導入市町村数	目標	60	60	60
	実績	60	60	

【指標の考え方】

県が費用を助成することにより、助成する市町村が拡大し、全市町村が対象者への助成を実施

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

制度導入市町村数は目標の60市町村に達している。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

・定期接種の対象者以外の者が、麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチンを接種しようとする場合、自費で接種することになるが、接種費用を助成することによりワクチン接種を促し、「先天性風しん症候群」の発生を予防と風しんの感染拡大を防止することができる。

【事業の効率性】

・妊娠を希望する女性等のうち、抗体価が低い者に対し、接種費用を助成することによりワクチン接種を促し、「先天性風しん症候群」の発生の予防と風しんの感染拡大を防止することができる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	26,011	33,500	33,500	時間	976.5	976.5	976.5
（うち一般財源）	26,011	33,500	33,500	人件費（千円）	3,944	3,944	3,944

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

・ 県内市町村が対象者に十分に接種費用助成を行うことができるように県から助成を行い、先天性風しん症候群の発生と風しんの感染拡大を防止するため。

【見直し内容】

・ 各市町村の助成制度について住民に対し周知をしてもらうよう県内市町村に働きかける。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	人と動物の共生社会推進事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な 取組	4	人と動物の共生社会づくり

1 事業のねらい・目的
 動物愛護センターの飼育施設の増設及びホームページの改修などにより、個人間の譲渡促進による引取の抑制及び犬猫の譲渡促進を図ることで、致死処分数の更なる削減を目指す。

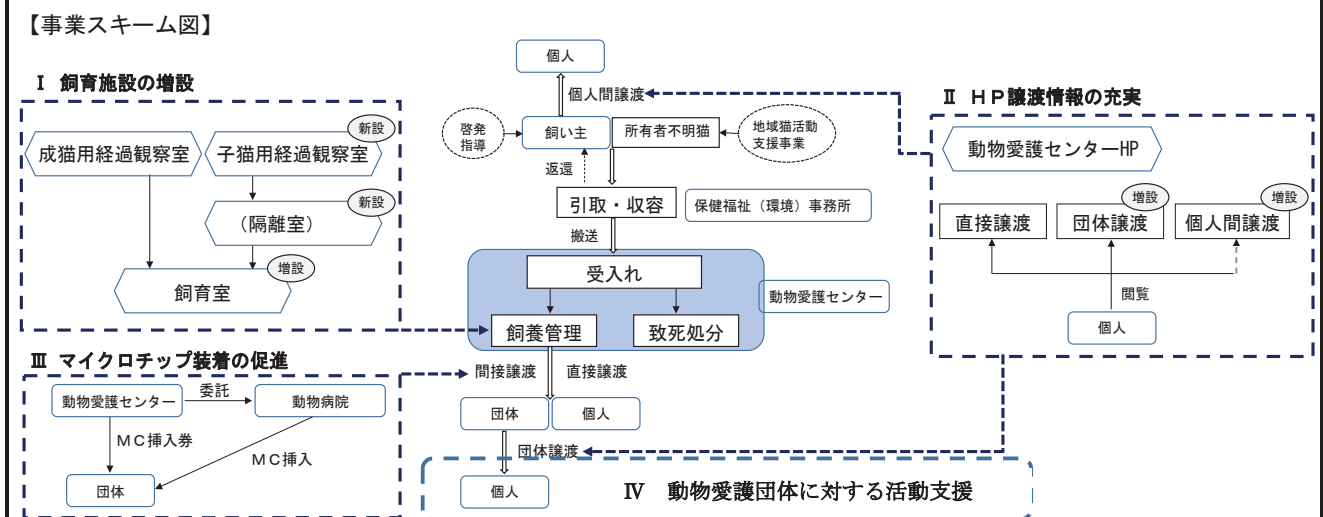
2 事業概要

I 動物愛護センター飼育施設の増設
 ・猫用の経過観察室、感染症等を治療する隔離室の新設及び飼育室増設

II 動物愛護センターHPの譲渡情報の充実
 ・団体譲渡及び個人間譲渡の犬猫情報の掲載
 ・検索機能(犬猫の別、雌雄の別等)の付加

III マイクロチップ装着の促進
 ・動物愛護センターが譲渡する犬猫全てにマイクロチップの装着
 ・マイクロチップ装着等に関する普及啓発活動の実施

IV 動物愛護団体に対する補助事業の実施
 ・譲渡を行っている動物愛護団体への助成(定額補助)
 ・上限額 1団体当たり 100千円×30団体



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5
犬・猫の譲渡率	目標	29.8	35.1	41.3
	実績	78.5	-	-

【指標の考え方】
 譲渡率(%) = 譲渡数 / 受入数

	R3	R4	R5
譲渡数(見込)	378	378	378
受入数(見込)	1,267	1,076	914

譲渡数: R3年度までの施設改修工事の影響を加味し、横ばいとしている。
 受入数(見込)(負傷動物除く): センター受入数=保健所引取数+犬捕獲数-返還数
 過去5年(平成27年~令和元年)の引取実績における平均減少率(85%)を毎年度の受入見込とした。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから実績として利用しない。)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 令和3年度時点の犬・猫の譲渡数は475頭、受入数は605頭、譲渡率は78.5%と目標値を達成している。
 ホームページ掲載情報の充実等が譲渡数の増加をもたらしていると思われるが、新型コロナによる巣ごもり需要からのペットブームの影響なども無視できないため、コロナ後にペット需要減等により譲渡数に悪影響を及ぼさないよう取り組んでいくことが求められる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猫の飼育環境を整備することで、子猫の譲渡数増加に寄与している。 ・センターHPの譲渡情報を充実することで、譲受希望者の利便性が向上し、譲渡の推進及び引取数の削減に寄与している。 ・飼い主に対しマイクロチップ装着に係る普及啓発を実施し、装着の促進を図ることで、犬猫の返還促進や遺棄の抑制に寄与している。 ・犬猫の譲渡には動物愛護団体の協力が欠かせないことから、団体の負担軽減を図ることによって、譲渡数の増加につながっている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターHPの譲渡情報を充実することで、譲受希望者の利便性が向上し、効率よく譲渡の推進及び引取数の削減に取り組むことができる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	79,379	11,577	6,122	時間	1,000	1,000	1,000
（うち一般財源）	44,479	11,577	6,122	人件費（千円）	4,038	4,038	4,038

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input checked="" type="checkbox"/>縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>○継続の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬・猫の致死処分数のさらなる削減を目指すためには、犬猫の譲渡体制を整備する本事業の継続は不可欠である。 ・センターから譲渡を受けて新たな飼い主を探す登録団体は、ボランティアによる自己資金での運営が大半である。団体による譲渡活動はセンターの譲渡の大半を占めるため、団体に対する補助を行い、譲渡数のさらなる増加を図る。 <p>○縮小の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターへの犬猫の飼養管理費、マイクロチップ装着手術費に係る委託料の減少。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターへの犬猫の飼養管理費、マイクロチップ装着手術費に係る委託料の実績反映による減（▲5,455千円）

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	食品の安全・安心確保対策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

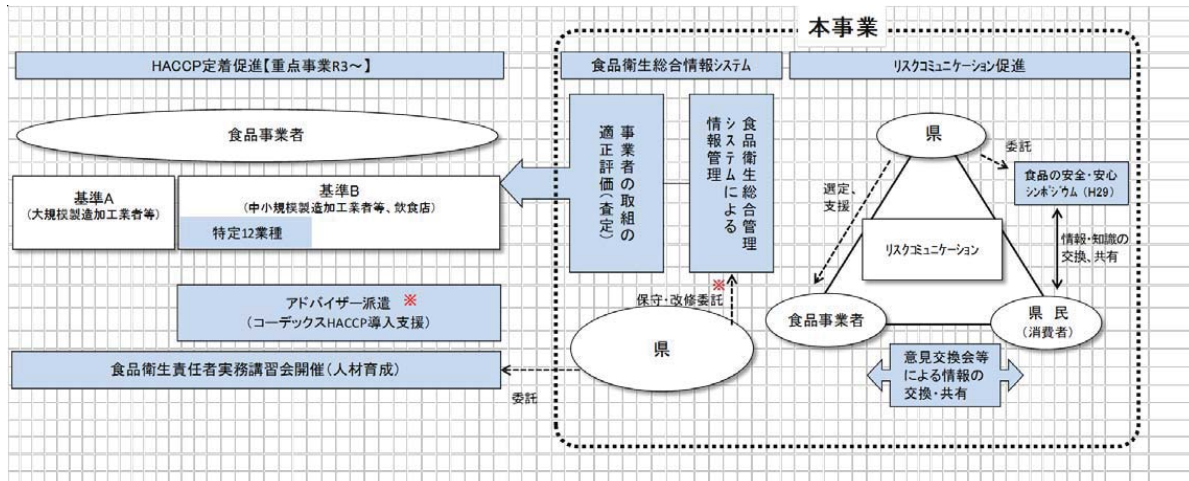
1 事業のねらい・目的

東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、食品衛生管理の国際標準となっているHACCP※による衛生管理で製造・調理された県産食品の提供をPRし、県産加工食品の購入・消費拡大に繋げていく。
 ※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌)などを継続的に監視・記録する衛生管理の手法

2 事業概要

- (1) 食品関連事業者による自主的な安全・安心確保対策の推進
 - ・「食品衛生総合管理システム」の運用・保守
- (2) 食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション※の促進
 - ・官民協働による食品安全・安心情報の発信及び事業所見学・意見交換会等の実施
 - ※ リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換するもの。関係者が会場に集まって行う意見交換会や新たな規制の設定などの際に行うパブリックコメントの他、ホームページを通じた情報発信なども含まれる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
リスクコミュニケーション参加者数	目標	4,000	4,000	4,000	8,000	8,000	8,000
	実績	16,744	7,202	0	0		

【指標の考え方】

消費者と事業者の相互理解の向上が目標であることから、リスクコミュニケーション参加者数とする（これまでの協力事業者1事業者あたりの平均実施数から算出）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ リスクコミュニケーションについては、コロナの影響で実施がなかったため、次年度以降の目標達成を目指す。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ 食品の安全性に関する情報の共有や意見交換を促進することにより、県、食品事業者及び消費者がそれぞれの責務、役割を認識し、相互理解を深めることにより、信頼関係を築くことができ、県産食品の安全・安心の向上につながっている。
	【事業の効率性】 ・ 県が、食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に進める事業者を選定し、消費者への情報発信や施設見学における意見交換を実施することにより、広範囲かつ多種多様なコミュニケーションの機会の提供につながっている。

5	事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
	歳出	9,175	12,050	4,226	時間	657	657	657
	(うち一般財源)	4,588	6,026	2,114	人件費(千円)	2,653	2,653	2,653

6	見直しの内容
	<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 <input checked="" type="radio"/> 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
	【上記の理由】 ・ 食品衛生総合管理システムの運用・保守及び法改正の施行による営業許可・届出業種の見直しに伴う改修が終了したため。
	【見直し内容】 ・ 食品衛生総合管理システムの改修(法改正対応)の終了(▲7,824千円)

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	食品の安全・安心確保対策推進事業 (HACCP定着促進事業)		部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して生み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

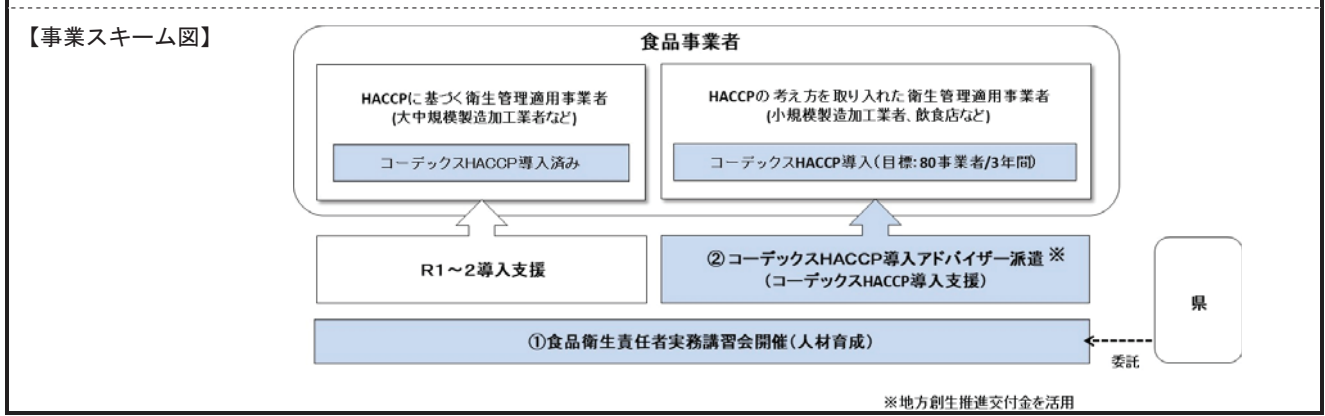
食品衛生法改正に伴い新たに規定された食品衛生責任者実務講習会を整備し、HACCP※による衛生管理の実効性を図るための人材育成を図る。
HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者のうち、特に製造技術が高度化・複雑化している特定業種等に対し、コーデックスHACCP※の導入を働きかけ、食品事業者の自主管理体制の向上を図る。
※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌など)を継続的に監視・記録する衛生管理の手法のことであり、コーデックスHACCPの弾力的な運用を可能とする衛生管理のこと。
※ コーデックスHACCPは、食品の国際規格(コーデックス:食品規格を意味する)。

2 事業概要

食品関連事業者による自主的な安全・安心確保対策の推進

(1) 食品衛生責任者実務講習会の実施
内容: HACCP運用のフォローアップ講習会
回数: HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者向け 9保健所×4回/年
HACCPに基づく衛生管理適用事業者向け 1回/年
(許可更新施設における食品衛生責任者を対象とする(約4,200事業者/年))

(2) コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣【令和3~5年】
内容: HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者のうち、コーデックスHACCPを目指す事業者に対し、アドバイザー派遣による事業者の実情に応じた導入支援を行う。
派遣回数: 1事業者あたり最大4回
・第1回 製品説明書・製造工程図等の作成
・第2回 危害要因分析の特定及び重要管理点の決定
・第3~4回 HACCPプランの作成(管理基準、モニタリング方法及び改善措置の設定)、検証手順の設定



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
①食品衛生責任者講習会受講事業者数	目標	—	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	実績	0	419				
②コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業者数	目標	—	27	7	7		
	実績	0	6				

【指標の考え方】

① 食品衛生責任者の人材育成を目的としていることから、受講事業者数を指標とする(対象事業者4,200事業者/年の7割)。
② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者のうち、コーデックスHACCP導入を目指す事業者への支援であることから、アドバイザー派遣事業者数を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・責任者実務講習会については、緊急事態宣言により一部中止になったため、次年度以降の目標達成を目指す。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 ・コーデックスHACCPを目指す事業者に対し、専門家を派遣して導入支援を行うことで、県産品の安全・安心の向上につながっている。
	【事業の効率性】 ・県産品の安全・安心の向上による国内外への販路拡大につながっている。

4 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	4,724	10,634	9,307	時間	895	895	895
（うち一般財源）	4,469	10,214	8,887	人件費（千円）	3,615	3,615	3,615

6 見直しの内容			
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 <input checked="" type="radio"/> 縮小			
<input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止			
【上記の理由】 ・食品衛生責任者実務講習会を現在4回開催しているが、2回の実施で受講対象者が全員受講できると見込んだため。			
【見直し内容】 ・食品衛生責任者実務講習会の実施回数の減少（▲1,327千円）			

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	地域猫活動支援事業	部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H26
-----	-----------	-------	------------------	------------	-----

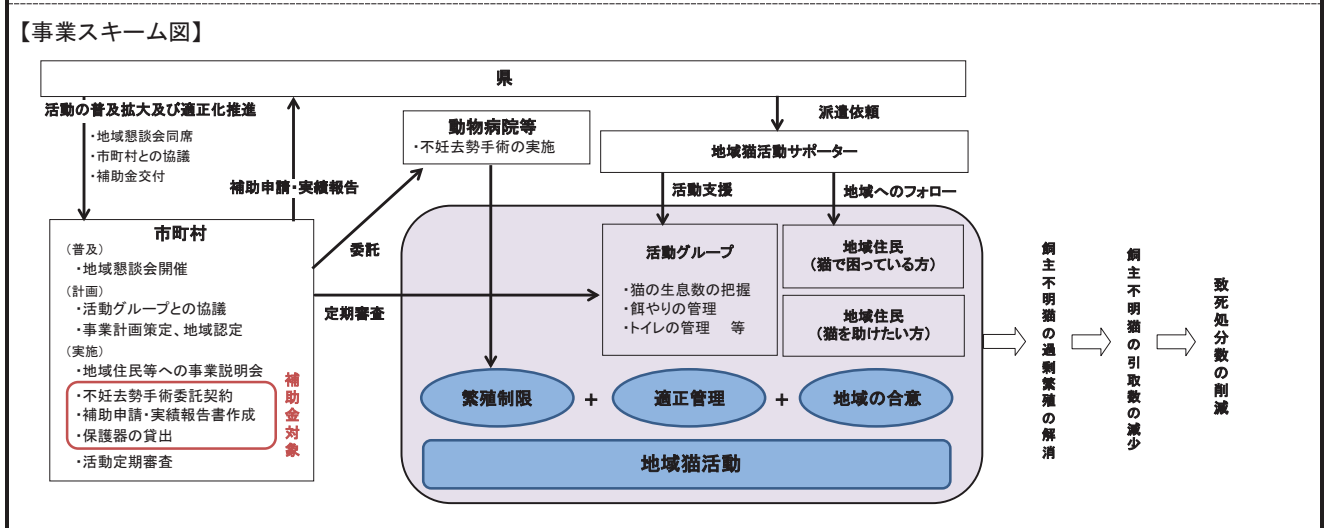
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	23	快適な環境の維持、保全
	小項目	2	自然との共生と快適な生活環境の形成	施策	4	動物愛護の推進

1 事業のねらい・目的

県内に「地域猫活動」の普及・定着を図り、飼い主のいない猫の引取数を削減することで、猫の致死処分数の減少を目指す。
 ※「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫の地域における過剰繁殖やトラブル防止のために、地域住民が主体となり、地域の合意のもとに不妊去勢手術の実施や餌の管理など猫を適正に管理する活動をいう。

2 事業概要

- 活動の普及拡大及び適正化推進事業
 - ・市町村等が開催する地域懇談会に同席
 - ・猫除け装置の貸出し
 - ・地域猫活動グループの活動支援、地域の調整を行う「地域猫活動サポーター」を登録・派遣
- 市町村助成事業
 - ・飼い主のいない猫への不妊去勢手術費 (1/2補助)
 - メス：26,000円×164匹
 - オス：16,000円×116匹
 - ・資材購入費 (1/2補助)
 - 対象：猫除け装置、保護器等購入費
 - 上限：50,000円×4市町村



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
福岡県域内の猫の引取数 (匹)	目標	1,775	1,645	1,515	1,385	1,255	1,125	995	865	735
	実績	1,775	1,405	1,192	1,012	932	475	407		

【指標の考え方】

平成26年度から地域猫活動事業を開始し、猫の引取数削減の効果を得ている。
 平成27年度の引取数1,775匹を起点に毎年度130頭減^{※1}を目標とした。
 ※1 福岡県総合計画において設定した数値目標が犬猫216頭(匹)減、引取数割合が犬：猫=40：60から、毎年度の猫の引取数削減目標=216頭(匹)×60%=130匹とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和3年度時点の猫の引取数は目標値を達成している。
 一方、猫の致死処分数602匹は犬・猫の致死処分数1,067頭(匹)(全国ワースト9位)[※]の56%を占めており、致死処分数削減をさらに進めるとともに、県内市町村へ同活動をさらに浸透させる必要がある(数値は令和2年度実績)。
 ※ 環境省「動物愛護管理行政事務提要」より(保健所設置市含む県全域)

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度までに20市町の一部の地域において地域猫活動が取り組まれ、合計1,464匹の飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、飼い主のいない猫の増加及び生活環境被害が抑制されたことで、引取数の減少に寄与した。 <p>「地域猫活動実績及び飼い主のいない猫の引取数（保健所設置市を除く）」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動市町数</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>手術数（匹）</td> <td>—</td> <td>156</td> <td>302</td> <td>288</td> <td>268</td> <td>239</td> <td>211</td> <td>185</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>引取数（匹）</td> <td>2,158</td> <td>1,636</td> <td>1,524</td> <td>1,184</td> <td>982</td> <td>830</td> <td>757</td> <td>475</td> <td>407</td> </tr> <tr> <td>前年度から減少した引取数の割合（％）</td> <td>—</td> <td>24.2</td> <td>6.8</td> <td>22.3</td> <td>17.1</td> <td>15.5</td> <td>8.8</td> <td>37.3</td> <td>14.3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	活動市町数	—	9	13	13	11	13	9	10	11	手術数（匹）	—	156	302	288	268	239	211	185	240	引取数（匹）	2,158	1,636	1,524	1,184	982	830	757	475	407	前年度から減少した引取数の割合（％）	—	24.2	6.8	22.3	17.1	15.5	8.8	37.3	14.3
	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																									
活動市町数	—	9	13	13	11	13	9	10	11																																										
手術数（匹）	—	156	302	288	268	239	211	185	240																																										
引取数（匹）	2,158	1,636	1,524	1,184	982	830	757	475	407																																										
前年度から減少した引取数の割合（％）	—	24.2	6.8	22.3	17.1	15.5	8.8	37.3	14.3																																										
<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い主のいない猫による生活環境被害に係る苦情が発生している地域において、住民自らが地域の課題に向き合い、主体的に地域猫活動に取り組むことで、効率的・効果的に生活環境の改善が行える。 																																																			

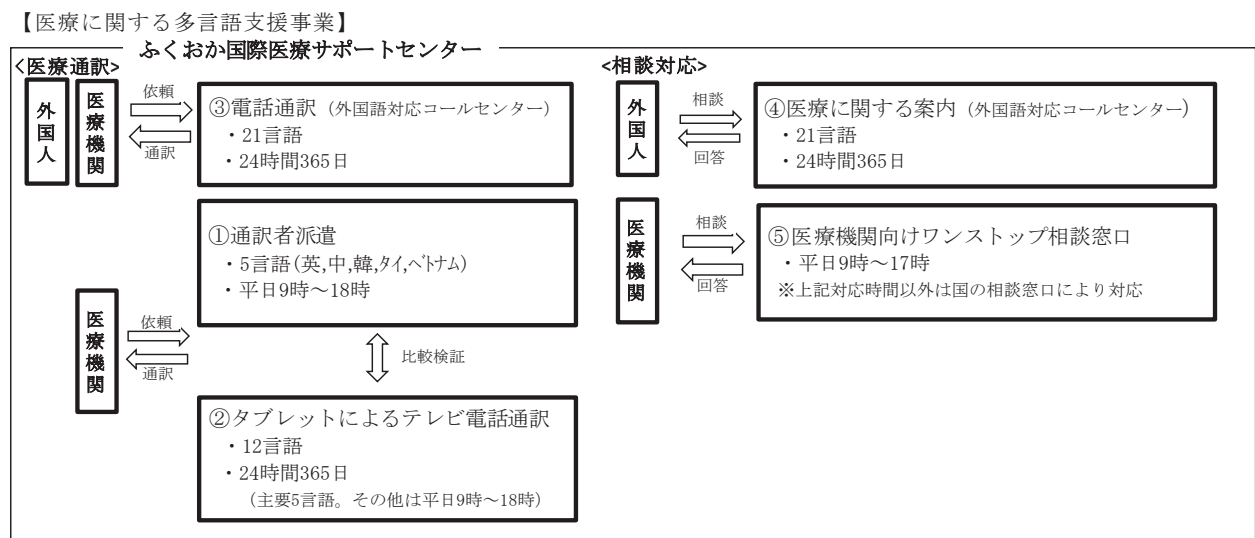
5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	2,299	5,398	3,880	時間	1,000	1,000	1,000
（うち一般財源）	2,299	5,398	3,880	人件費（千円）	4,038	4,038	4,038

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>○継続の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬・猫の致死処分数のさらなる削減を目指すためには、飼い主のいない猫の増加を抑制する本事業の継続は不可欠である。 事業主体である市町村（保健所設置市を除く）には動物に関する専門職員が配置されておらず、地域に対して活動の導入を円滑に行うには、地域猫活動サポーターのような活動に対する十分な知識等を有する者による支援が必要である。 地域猫活動サポーター派遣を開始する以前は、一部の地域猫活動実施地域において、活動の適正管理が不十分な事例が確認されたことから、適正管理された地域猫活動を浸透させるため、地域猫活動サポーターによる継続的な活動支援が必要である。 <p>○縮小の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度実施の地域猫活動普及啓発動画作成業務委託の完了による委託料の減
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度実施の地域猫活動普及啓発動画作成業務委託の完了（▲1,518千円）

事業名	医療に関する多言語支援事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な取組	1	外国人が安全・快適に生活できる環境整備

1 事業のねらい・目的	<p>医療通訳機能を充実するとともに、医療機関から寄せられる外国人受入に関する様々な相談にワンストップで対応できる窓口を設置することにより、外国人に対して円滑に医療サービスを提供できる環境を構築する。</p>
2 事業概要	<p>1 ①医療通訳ボランティアの派遣、養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの依頼に基づき英語、中国語、韓国語外 2 言語の通訳ボランティア派遣を行うとともに、ボランティアの養成及び資質向上のためのフォローアップ研修を行う。 <p>2 ②タブレットによるテレビ電話通訳 ※R2、3、4年度は試行的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの依頼に応じ、医療通訳タブレット端末を郵送で貸し出し、テレビ電話通訳サービスを提供する。 対応言語：英語、中国語、韓国語外 9 言語 ※①医療通訳ボランティアの派遣、養成との補完関係について比較検証する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な検証ができなかった。 <p>3 「③電話通訳」及び「④医療に関する電話案内」の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門の電話通訳事業者を活用(委託)し、24時間365日「電話通訳」及び「医療に関する電話案内」サービスを提供する。 対応言語：英語、中国語、韓国語外 18 言語 <p>4 ⑤医療機関向けワンストップ相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人患者の受入に伴う医療機関からのさまざまな相談に、ワンストップで対応できるよう、医療機関向けの相談窓口を設置し、各種アドバイスを実施 対応時間：平日9時～17時(対応時間外は、厚生労働省が全国一律の窓口により対応) <p>5 広報活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ふくおか国際医療サポートセンターの利用拡大を図るため、PR用のチラシの作成・配布等を実施する。(ホームページ更新及びメンテナンス、PR用チラシの作成配布等)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
電話通訳・医療機関案内件数	目標	500	500	500	500	500	500
	実績	778	1,083	863	731		
医療通訳派遣件数	目標	250	250	250	250	250	250
	実績	91	174	62	82		

【指標の考え方】

- ・電話通訳・医療機関案内件数：本県における事業実績を踏まえ、対応時間・対応言語の拡充による利用増加を見込んだ目標とする。
- ・医療通訳派遣：本県における事業実績を踏まえ、対応言語の拡充による利用増加を見込んだ目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

医療通訳派遣については目標の3割程度と目標を下回っているが、電話通訳及び医療機関案内については目標を大きく上回っている。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、感染リスクのある医療通訳派遣については利用件数が減少し、目標を下回ったものと考えられる。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

24時間365日の電話通訳・電話案内サービスの提供により、外国人がいつでも安心して相談できる環境が整備されている。
ワンストップ相談窓口の開設により、医療機関がいつでも外国人患者の受入に伴う相談ができる環境が整備されている。

【事業の効率性】

専門の電話通訳事業者の活用により、各言語へ速やかに対応できる。
また、医療通訳ボランティアの育成を行うことで、効率的に通訳者の技能向上が図られる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3決算	R4当初	R5当初
歳出	17,413	18,770	16,979	時間	900	900	900
（うち一般財源）	11,509	16,792	15,001	人件費（千円）	3,635	3,635	3,635

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、訪日外国人数が減少しているものの、外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備しておく必要があることから事業を継続する。

【見直し内容】

タブレットによるテレビ電話通訳業務の廃止による減。（▲1,791千円）

事業名	災害派遣医療チーム連携強化事業		部課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	施策	2	災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的

- ・医療チームを円滑に受入・活用できるよう、関係機関の災害時の情報収集・情報伝達能力の向上を図る。
- ・指揮命令系統のルール化を通じ、医療救護班 (DMAT、JMAT、日赤等) の活動調整を円滑にし、災害時におけるこれらの効率的・的確な活用等を図る。

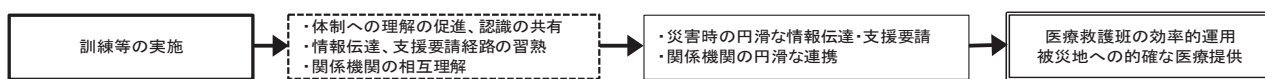
2 事業概要

○ 大規模災害発生時に、被災現場や被災医療機関、市町村 (避難所・救護所等) への医療救護班の派遣及びその活動の調整・支援を円滑に実施するため、災害時の情報伝達・支援要請の経路等を明確にした体制を定め、災害時に当該体制が円滑に機能するよう、関係機関との訓練を実施する。

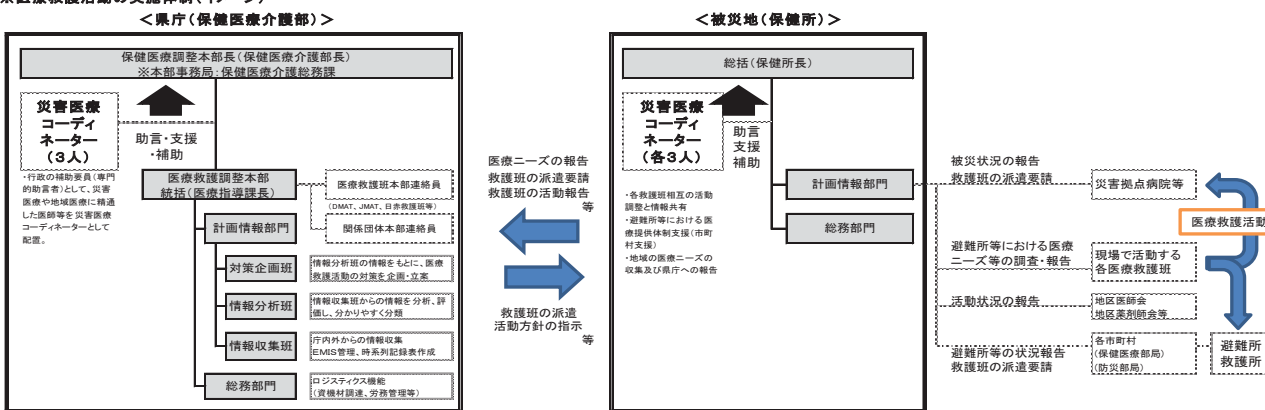
- ・実施回数：1日間×年4回 (県内4地域)
- ・対象者：県、市町村、災害拠点病院、医師会、薬剤師会、保健所の災害医療担当者等
- ・訓練内容 (予定)
 - ① 本部運営演習 (連絡調整業務の総合訓練 (机上訓練))
 - ② 情報収集伝達演習 (支援要請等の情報伝達訓練、広域災害救急医療情報システム情報入力訓練)
 - ③ 避難所状況把握演習 (避難所の医療ニーズの集約・分析訓練)
 - ④ 医療救護班派遣調整演習 (受入拠点設置、救護班等受付及び活動情報等管理訓練)
 - ⑤ 医薬品等供給演習 (卸売業者等への情報伝達及び調達調整訓練)
- ・講師等：災害医療ACT研究所 (石巻赤十字病院)

【事業スキーム図】

実際の災害時に医療救護活動実施体制が円滑に機能するよう、関係機関の担当者を集めて訓練等を実施。



※医療救護活動の実施体制(イメージ)



3 事業目標等

成果指標	目標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		訓練受講関係機関数	170	170	170	170	170
	実績	74	23	0	0	0	

【指標の考え方】
 県、市町村、災害拠点病院、医師会、保健所等の災害医療関係機関が全て訓練に参加することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により訓練の開催が困難だったことから、目標未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 災害時を想定した訓練を実施することにより、県内関係者の連携強化が図られ、実際の災害時に円滑に活動できることが期待される。
	【事業の効率性】 災害時の医療に幅広い知見を有する講師を迎えて訓練を実施することにより、様々な状況を想定した訓練を効率的に実施できる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	0	4,611	4,611	時間	0	360	360
（うち一般財源）	0	3,807	3,807	人件費（千円）	0	1,454	1,454

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	<p>地震や異常気象等による災害の発生は予見が困難であり、ひとたび発生すると甚大な被害が生じる場合がある。</p> <p>困難な状況下で行われる発災後の医療救護活動には関係者の連携が重要であり、平常時から訓練を重ねておく必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>近年、令和3年8月の大雨、令和2年7月豪雨、九州北部豪雨等、県内でも災害が発生していることから、県外の講師に加え県内の講師も訓練に招聘することとした。</p> <p>訓練開催日を早期に決定し、参加者の予定を立てやすくするなど、参加者の増加を図る。</p> <p>※研修・訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況によって、開催を判断する。</p> <p>また、東日本大震災の教訓から、小児周産期医療に関する情報収集、適切な助言を行うコーディネーター（災害時小児周産期リエゾン）を配置する必要性が指摘されており、厚生労働省が実施する研修に県内の小児・周産期医療提供体制に精通している医師を派遣し、災害時小児周産期リエゾンとして育成することにより、災害時の小児周産期医療分野の支援の充実・強化を図っている。</p> <p>さらに、災害時における円滑かつ迅速な医療救護を行うため、平常時から、各主体が相互に会議等に参加し、DMAT、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの間の理解促進、顔の見える関係の構築を図っている。</p>

事業名	感染管理リーダー看護師育成事業費		部課(室)	保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室	事業開始年度	R3
-----	------------------	--	-------	------------------------------	--------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	4	医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営	具体的な取組	7	医療・看護を担う人材確保と資質の向上

1 事業のねらい・目的

院内感染やクラスターの発生を予防し、県民の安全確保、医療提供体制の整備（病床の逼迫防止）に寄与するため、感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師が在籍していない病院及び有床診療所において、リーダーとして感染管理に取り組む看護師を育成し確保する。

2 事業概要

1 事業内容

(1) 病院看護師対象の研修

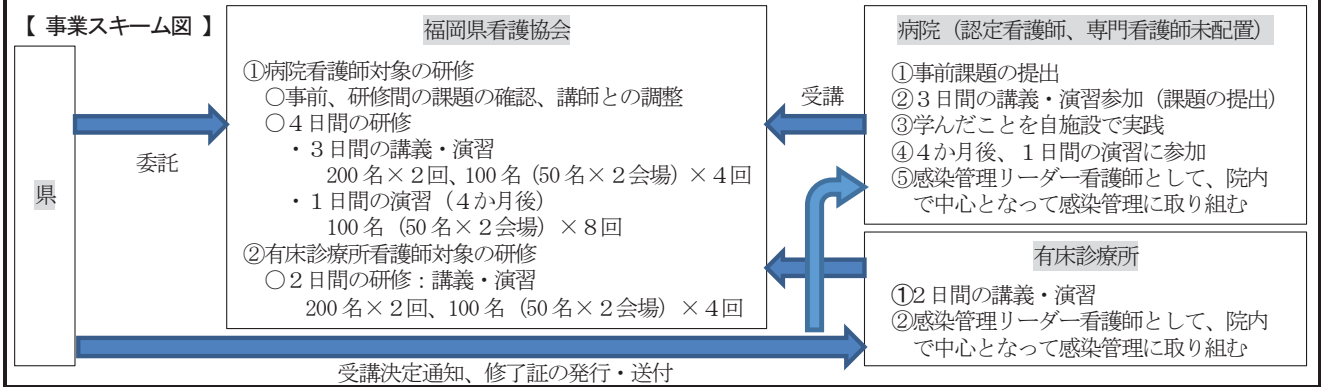
- 実施内容
 - ① 事前課題の提出：感染管理の基本的知識の動画学習後、自施設の感染管理の課題を抽出し改善策を考える。
 - ② 4日間の研修：講義（2日間）・・・200名×2回
講義・演習（1日間）・・・100名（50名×2会場）×4回
フォローアップ研修（4か月後に演習を実施）・・・100名（50名×2会場）×4回
- ※ 研修と研修の間は毎回課題を与え、講師が添削
- 育成数：800名（令和3年度：400名、令和3～4年度：400名）

(2) 有床診療所看護師対象の研修

- 実施内容
 - ・ 2日間の研修：講義・演習・・・200名×2回、100名（50名×2会場）×4回
- 育成数：400名

2 実施方法

福岡県看護協会に委託することにより実施する。



3 事業目標等

成果指標	R3		R4	
	目標	実績	目標	実績
当該研修会受講者数	400	378	800	512 (見込)

【指標の考え方】

目標（数値指標）の考え方

- ① 認定看護師、専門看護師が未在籍の病院：2名ずつ感染管理リーダー看護師を配置
 - ※ 令和3年度に400名養成中のため、令和3～4年にかけて400名を養成
 - ・ 認定看護師、専門看護師が未在籍の病院（374施設）のうち、今年度未参加の病院（204施設）⇒2名
 - ・ 今年度1名参加の病院（87施設）⇒1名
 - 上記の合計495名を目標とし、その約8割の参加を想定
- ② 有床診療所：1名ずつ感染管理リーダー看護師を配置
 - ※ 有床診療所（492施設）のうち、今年度未参加の診療所（455施設）⇒1名

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

新型コロナウイルスの感染状況に影響を受け、所属先である医療機関等の勤務体制（人員）確保により、急遽受講キャンセルが生じたことや、感染対策に関する知識及び情報に対する需要が急速に高まった初年度（令和3年度）に比べ、研修開催をする機関の増加や、情報にアクセスしやすい環境等の要因から目標は未達成となっている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 県内の各医療機関等における感染対策に対する意識や知識及び技術のレベルは、組織体制で差が生じやすいため、本研修を受講することで感染対策に関する知識や自施設の感染対策上の課題等が把握でき、知識及び技術の向上が期待できる。
	【事業の効率性】 研修のノウハウがある看護協会に委託することで研修の企画及び運営は円滑に実施できる。

5 事業費 (千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	6,310	10,875	—	時間	810	1,135	—
(うち一般財源)	6,310	10,875	—	人件費 (千円)	3,271	4,584	—

6 見直しの内容	
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input checked="" type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止)	
【上記の理由】 新型コロナウイルス感染症が急激に拡大した事を契機に、医療機関等も体制整備に意識を向ける等の行動変容があった事、感染対策に関する知識及び情報等に関する需要の高まりと共に、県以外にも感染対策に関する研修会を実施する機関が増えたため廃止とする。	
【見直し内容】 特になし	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	健康食品安全対策事業		部課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	H14
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

無承認無許可医薬品(疑いを含む。)による健康被害を未然に防止するため、「流通製品の抜き打ち検査」及び「健康被害原因製品の収去検査」を柱とした安全チェック体制を整備する。

2 事業概要

1 安全チェック体制の整備

(1) 買上げ検査の実施

- ① インターネット又は店舗等で、痩身や強壯の目的で販売されている健康食品を買い上げ、医薬品成分が含有されていないか抜き打ち検査する(厚生労働大臣登録検査機関に委託)。
- ② 検査の結果、医薬品成分の含有を確認した場合、無承認無許可医薬品として、違反事業者の責任で市場から回収させるとともに、報道発表及びホームページ掲載等により当該製品の摂取中止について広く県民に呼びかける。

(2) 収去検査の実施

- ① 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害が発生した際には、当該製品を速やかに収去検査し、早急な原因究明を図る(保健環境研究所で検査)。
- ② 検査の結果、医薬品成分の含有を確認した場合は、買上げ検査の時と同様に対応する。

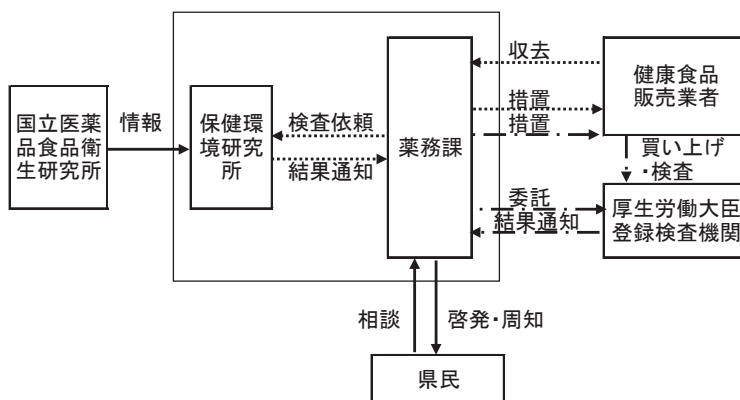
(3) 検査技術の修得

検査経験のない、新たな医薬品成分にも対応できるように、保健環境研究所において検査技術を習得する(国立衛生研究所での技術研修)。

2 県民啓発

医薬品と健康食品の区別・相互作用など健康食品等に関する正しい知識の普及啓発を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	H31	R2	R3	R4	R5
買上げ検査件数	目標	30件	30件	30件	30件	30件	30件
	実績	30件	30件	30件	30件	30件 (見込み)	
(参考) 不正健康食品率	目標	—	—	—	—		
	実績	16.7%	6.7%	0.0%	10.0%		

【指標の考え方】

福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(平成29年6月)では、数値目標を健康食品等の医薬品成分検査件数を30件(平成27年度比125%)とし、監視強化を図ることとし令和3年度まで計画を達成している。

福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)(令和4年4月)においては、数値目標は設定されなかったが、医薬品成分を含有した不適正な製品(無承認無許可医薬品)の流通防止を図ることとしている。輸入製品による健康被害の発生もみられる状況であり、本事業においても毎年数件程度医薬品成分が検出され、このような製品の流通防止と当該製品による健康被害の発生防止に寄与している。

令和4年度福岡県食品衛生監視指導計画において、30件の検査を計画しており、今後も年間30件の検査件数を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

昨年度まで、毎年目標件数の買い上げ検査を実施できている。

例年、年2回買い上げを行っており、本年度は第1回買い上げで15品目を買い上げ、1品目から不正な医薬品成分が確認された。第2回も15品目を買い上げて検査中であり、目標達成の見込みである。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】 医薬品成分が検出された健康食品を発見した場合は、直ちに報道発表を行い、県民に対して注意喚起を行っており、県民の健康被害の防止に寄与している。 買上品目の選定については、日頃からインターネット検索等の熟練度（検索条件や流通品目の確認）が必要なことから、各担当者において情報交換を行うことにより事業の有効性を高めている。</p>
	<p>【事業の効率性】 健康食品からはさまざまな医薬品成分や医薬品類似成分が検出されることから、検査方法の熟練や標準物質の選定に努め、事業を効率的に実施している。 日々インターネット等を監視し、年々巧妙化する新たな販売方法等に効率的に対応できるよう努めている。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	3,474	3,768	3,768	時間	88	88	88
（うち一般財源）	3,474	3,768	3,768	人件費（千円）	356	356	356

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

市場には相当数の不正な健康食品が流通している可能性があることから、当該買上検査及び購入サイドの県民に対する啓発を継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

フリマサイトを利用した個人間での売買など販売手法も多様化しており、医薬品成分を含有する食品の発見情報・健康被害情報を収集し、健康被害につながるおそれの高い製品を発見できるよう検索技術及び検査技術の向上を図るとともに、これらの製品の成分検査を実施し、医薬品成分検出の場合の検査結果の公表等の機会を捉え、県民へ効果的な啓発を行う。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	認知症疾患医療センター事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

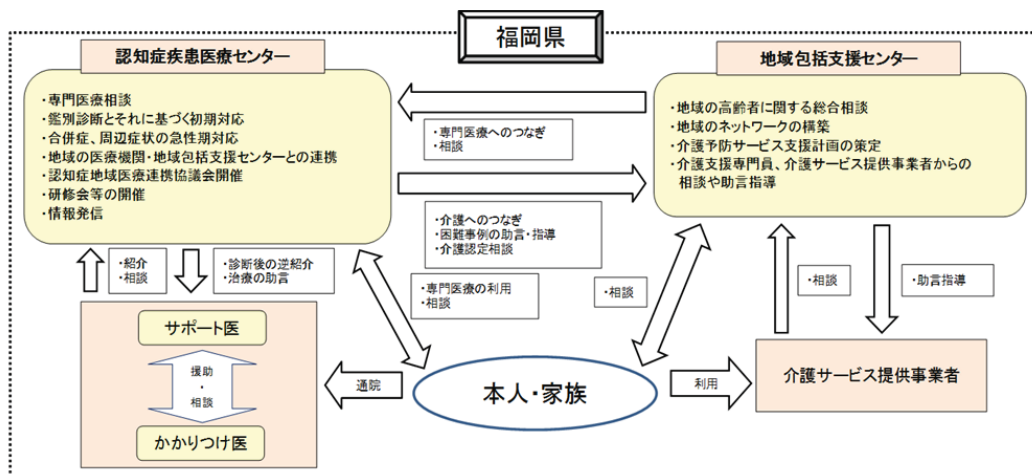
- ・専門医療を提供する医療機関が少なく、どこにあるのかがわかりにくいいため、拠点となる専門的医療機関を設置する。
- ・早期に診断を行い、鑑別診断に基づき適切な治療やケア方針の決定を行うため、かかりつけ医や地域包括センターに対する相談助言や、介護へつなぐ。
- ・各センターにおいてかかりつけ医等への研修会の開催や一般市民への普及啓発を行い、認知症への地域での理解を深め、早期発見早期治療に努める。

2 事業概要

県内に基幹的役割の地域型センター1か所、その他地域型センター10か所を設置し、以下の業務を実施する。

1. 情報センターとしての機能
地域の医療機関や認知症家族等に認知症に関する情報提供、本人・家族及び関係者からの相談対応
2. 地域における認知症医療の中核的施設としての機能
地域の関係機関のネットワーク会議や研修会・事例検討会の実施、症状、治療法や介護方法等、かかりつけ医や介護職員への情報提供と助言・指導、鑑別診断及びそれに基づく初期対応
3. 介護との連携
介護サービスが必要な患者の地域包括支援センターへのつなぎ、困難事例の対応方法の介護職員への助言・指導
4. 県域全体の調整機能（基幹的役割センター）
県域全体の連絡会議、他の10ヶ所のセンターへの研修、助言等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	...	R7
認知症疾患医療センターの設置数	目標	11	11	11	11	11		11
	実績	11	11	11	10	10		
鑑別診断件数	目標	3,880						5,800
	実績	3,880	3,813	4,263	3,419	調査中		

【指標の考え方】

- ・県内13の二次医療圏の全てに認知症医療センターを設置するもの。
- ※なお、2つの二次医療圏（福岡・糸島・北九州）は、それぞれ福岡市、北九州市が認知症医療センターを設置している。
- ・県内の認知症高齢者数が平成30年度から令和7年度にかけて1.5倍になることが見込まれることから、鑑別診断件数も平成30年度の実績（3,880件）から令和7年度にかけて1.5倍（5,800件）となるように目標を設定している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・直方・鞍手圏域を除くすべての圏域に認知症（疾患）医療センターを設置した。（政令市含む）
- ・直方・鞍手圏域に関しては、国が定める人員基準を満たす病院がなくなったため、令和3年度から未設置

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制が構築できる。

診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施し、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供を行える。

また、一般病院・介護施設では、対応困難な事例に苦慮している例もあり、認知症医療センターによる助言・支援等により、適切な対応が図られる。

【事業の効率性】

認知症医療センターが各地域の認知症に関する医療提供体制の中核となり、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めることにより、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、効果的・効率的な提供が図られる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	34,460	82,464	77,126	時間	100	100	100
（うち一般財源）	17,298	41,336	38,667	人件費（千円）	404	404	404

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

・令和4年度は診断後等支援機能に対する支援の開始年度であり、各医療センターの業務量及び方針が確定しない中での予算編成となり、各認知症医療センターの実績額が当初予算額を大きく下回ったため。

・なお、直方・鞍手圏域は認知症医療センターを設置できていないため、認知症医療センター設置に向けた働きかけを引き続き行う必要がある。

【見直し内容】

・認知症医療センターの診断後等支援機能に対する支援事業について、令和5年度以降の実施予定内容を精査・整理したことによる経費の削減。（▲5,338千円）

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若年性認知症施策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

働き盛りの現役世代で発症する若年性認知症については、国の実態調査によると全国で約3万6千人（本県1,500人）の患者がいると推計されている。若年性認知症の人は、仕事の継続、住宅ローンの支払い、子どもの教育、病気の進行などの問題を抱えており、認知症の高齢者とは異なる支援が必要である。

若年性認知症の人や家族からは、①相談できる場所がない・分からない、②悩みを話せる場所がない、③利用できる制度が分からない、といった声があり対策が求められている。

このため、若年性認知症の人やその家族への相談支援体制を拡充するとともに、就労継続に向けた企業への啓発を行う。

2 事業概要

①相談支援体制の充実

- ・若年性認知症相談窓口の相談対応〔毎週月曜日～金曜日の10時～16時〕
- ・オンライン相談の実施・・・ZOOM等を活用した遠隔相談

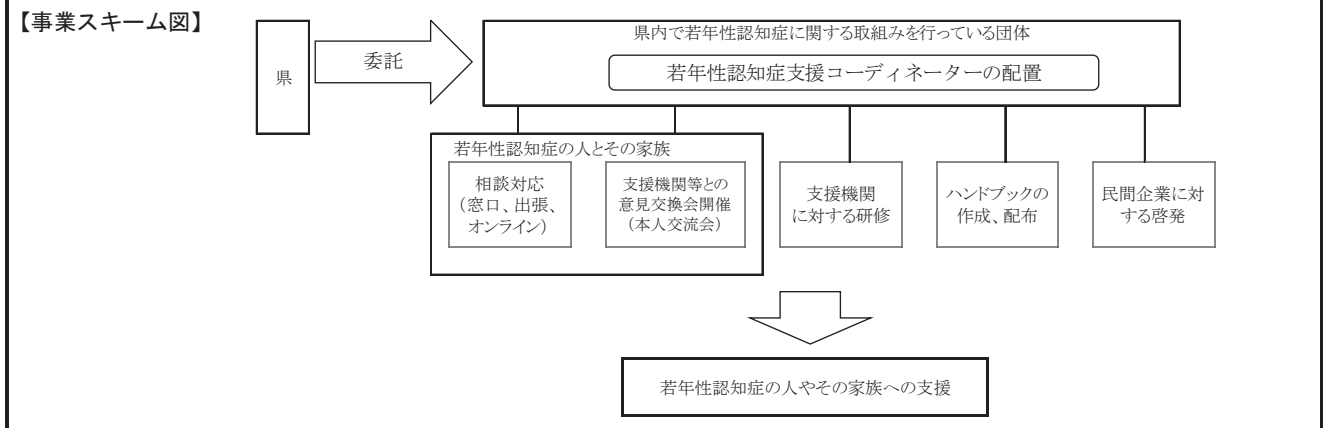
②市町村、地域包括支援センター職員研修の実施

病気の特徴、気付きのポイントなど、早期に対象者を支援に繋ぐための研修（合わせて出張相談会（4地区で毎月実施））を開催

③本人交流会の開催〔4地区で各1回実施〕

④若年性認知症ハンドブックの改訂

・①～④の取組みを進めるため、若年性認知症支援コーディネーターを3名配置



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5
若年性認知症に係る相談件数	目標	-	200	200	200
	実績	147	135	177	

※R4の実績については、R4年8月末までの実績から推計

【指標の考え方】

認知症の人やその家族を適切な支援に繋ぐことが重要であるため、支援に繋げるための入り口である相談件数を指標としたもの。

なお、県内には約1,500人の若年性認知症の方がいると推計されることから、R3年度からR5年度に600人の方を支援に繋げ、R2年度実績と合わせ、若年性認知症の方の半数以上を支援に繋ぐことを目標としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・（目標未達成）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により対面での相談が困難であるとともに、出張相談等の開催も制限され認知症当事者やその家族が気軽に相談できるような対面式の相談が制限されたため。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 ・相談窓口を設置することで、当事者を医療機関、地域包括センター等へ適切につなぐことが可能となるほか、当事者の勤務先からの仕事を続ける上での相談に対応することが可能となる。 ・市町村、地域包括支援センター職員への伴走支援を実施することで、市町村における若年性認知症当事者への支援が促進される。
	【事業の効率性】 ・令和2年度にコーディネーターの人数を増やしたことにより、相談対応だけではなく市町村や地域包括支援センターの職員への研修会の開催等の伴走支援が可能となった。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	16,271	16,119	16,119	時間	300	300	300
（うち一般財源）	8,172	8,173	8,173	人件費（千円）	1,212	1,212	1,212

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・認知症当事者やその家族への支援について引き続き支援していく必要があるため。	
【見直し内容】 ・世界アルツハイマーデー（9月21日）に合わせた県庁ロビーでの啓発活動の際に若年性認知症の相談窓口を臨時で設置するなど、更なる支援を図る。	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	災害福祉支援体制整備事業 (市町村災害ボランティアセンター運営支援事業)		部課(室)	福祉労働部 福祉総務課	事業 開始年度	R3
-----	---	--	-------	----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な 取組	2	災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的

県社協が実施する市町村社協に対する災害ボランティアセンター(以下「災害VC」という。)に係る研修等を支援することで、災害VCの円滑な設置・運営を図る。

2 事業概要

- 1 実施主体
福岡県社会福祉協議会
- 2 事業内容
市町村社協を指導する職員を配置し、以下の取組みを行う。
 - ① 集合研修
事業実施年度の実地研修の参加者を対象に、災害VCの基本を学ぶための集合研修(講義・演習等)を実施する。 ※実地研修参加者以外の参加も可とする。
 - ② 各地区(複数市町村)での実地研修
近隣市町村社協同士で災害時相互応援協定が締結されており、協定に基づく地域ごとに実際の災害を想定した災害VC設置運営訓練を実施。4地区×3年間で全ての地区(市町村社協)で研修を実施し、一巡後も研修内容(想定災害等)を変えながら継続的に実施する。
 - ③ 市町村社協への個別支援
 - ・上記①及び②を受講した市町村社協には、個別に災害VCの設置運営訓練を実施させ、その実施に当たって指導職員を派遣し、訓練の企画等を支援する。
 - ・マニュアルの作成や地元市町村との災害VCの設置運営に係る協定が完了していない市町村社協を個別指導し、体制整備を促す。
 - ・災害時には、被災地域の市町村社協による災害VCの設置運営を支援する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
県社協による研修を受けて、個別に訓練を行った市町村社協の数	目標	—	20	20	20	20	20
	実績	—	4	11			
市町村社協における災害VCの設置運営マニュアルの作成	目標	—	49	55	60	—	—
	実績	43	50	56			
災害VCの設置運営に係る市町村社協と地元市町村との協定の締結	目標	—	47	53	60	—	—
	実績	41	46	52			

【指標の考え方】

- 市町村社協による個別の訓練の実施
研修で得たノウハウを各市町村社協にフィードバックさせるため、各市町村社協において当該事業による実地研修受講後に県社協指導職員の支援の下、個別に訓練を実施。
※3年間で全ての市町村社協で実地研修を実施することから、1年間で20市町村を目標とする。
- マニュアルの作成及び協定の締結の完了
令和2年度時点で17の市町村社協においてマニュアルが未作成、19の市町村社協において地元市町村との協定が未締結であるためこれらが完了していない市町村社協に対して、県社協による研修を受けた年度に取組みを完了させ、研修が一巡するR5までに、全ての市町村社協においてマニュアル作成及び協定締結が完了となるようにする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

(目標達成状況) 一部達成

(未達成の理由)

- ・市町村社協による訓練については、新型コロナウイルスの影響により実施が難しい面があったため。
- ・市町村社協と地元市町村との協定については、関係部署との内容の調整に時間を要しているため。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 市町村社協に災害VC開設のノウハウが蓄積され、災害時の円滑な設置・運営に資する。</p>
	<p>【事業の効率性】 ノウハウを有する県社協が指導することによって、効率的かつ内容の充実した研修を実施できる。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	5,000	4,818	7,201	時間	105	146	347
（うち一般財源）	2,500	2,409	3,601	人件費（千円）	424	590	1,402

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<p>災害VC設置運営マニュアルを未作成、地元市町村との協定が未締結の市町村社協があるため。</p>		
【見直し内容】	<p>研修受講者に対するアンケート結果を踏まえて、研修内容の一部見直しを行った。</p>		

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	出会い・結婚応援事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	1	出会い・結婚応援の推進	具体的な取組	1 2 3	多様な出会いの場の提供 出会いから結婚につなげるための支援 九州・山口出会い結婚応援プロジェクトの推進

1 事業のねらい・目的

・独身者に出会いの場を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、地域社会全体で結婚を応援する気運を高める。

2 事業概要

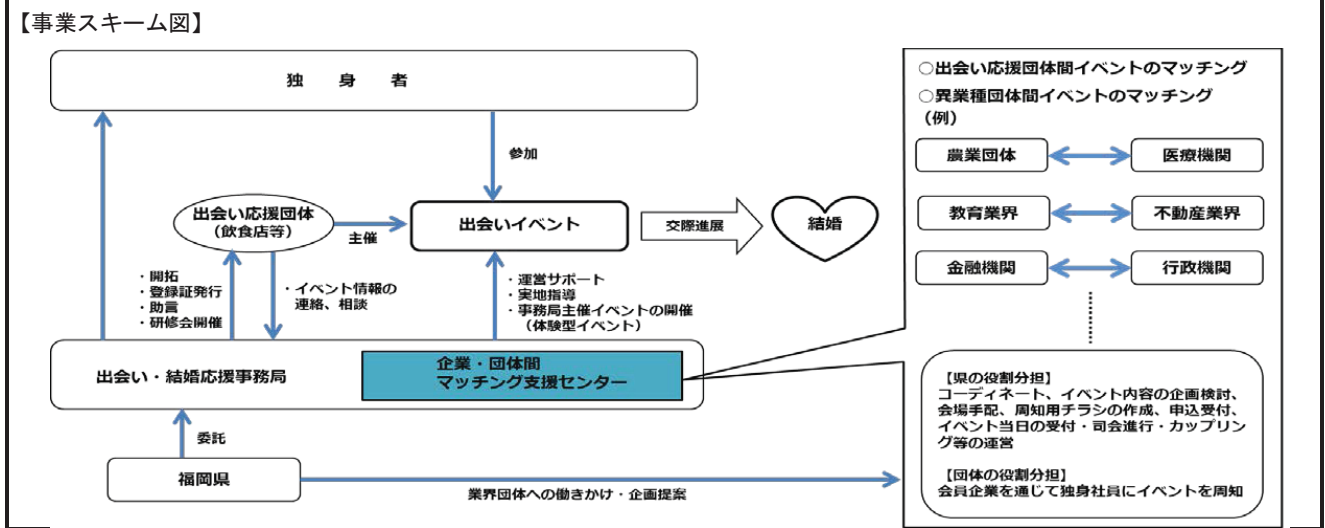
- 【出会い・結婚応援事業】
- ① メルマガ「あかい糸めーる」等による出会いイベント情報発信・イベントの支援等
(H17年度～※「あかい糸めーる」はH20年度から運用、交流会・研修会はH27年度、結婚応援宣言による結婚応援気運の醸成はH28年度から実施)
 - ・ 出会い応援団体の登録拡大に向けた企業・団体への働きかけ。
 - ・ 出会い応援団体に登録している企業・団体のトップに結婚応援に関する宣言をもらい、その宣言をインターネットや情報誌等を活用し、広く紹介することで気運を高める。
 - ・ 出会い応援団体として県に登録した企業や団体等が行う出会いイベント情報をメルマガ「あかい糸めーる」で情報発信。
 - ・ 地域の結婚応援関係者(市町村、出会い応援団体等)のネットワーク化や活動の活性化を支援する交流会、研修会を開催。
 - ② 企業・団体間マッチング支援センターの運営 (R2年度～)
 - ・ 個別企業及び業界団体(農業団体や教育業界、医療機関、不動産業界等)への働きかけ、出会いイベントのマッチング。
 - ・ イベント参加者に対する成婚特典提供の働きかけ。
 - ・ 九州・山口地域戦略会議次世代育成PTで取り組む広域婚活支援(企業間・異業種間婚活イベント)の実施。
 - ・ 複数市町村と連携し、地域の特性や資源を活かした当該地域の魅力を発信するイベントを開催(R4年度～)
 - ・ 就職後間もない若い世代に対し、結婚・子育てなど将来のライフデザインを描けるセミナーを開催するとともに、セミナー参加者の中から希望者を募り、婚活体験イベントを開催(R4年度～)
 - ③ 婚活カステップアップセミナーの開催 (H29年度～)

市町村等と連携し、異性との交流が苦手な独身者や出会いイベント参加に戸惑う独身者等をサポートするためのセミナーを開催。
 - ④ 出会い応援団体に対する出会いイベントの開催に必要な感染防止対策に係る経費に対する助成 (R2年度～)

出会い応援団体においてアクリル板等の購入経費や会場経費、タブレットやPCなどのオンライン環境整備費等、出会いイベントの開催に必要な感染防止対策に係る経費を助成。
 - ⑤ オンラインを活用した出会いイベントの推進 (R2年度～)

オンラインを活用した出会いイベントを推進するため、オンラインイベントの普及啓発・支援を行うとともに、イベント補助オペレーターの配置などオンラインイベントの開催を支援。
 - ⑥ 出会いから結婚へつなげるための支援 (R3年度～)

カップル特典の提供により、交際の状況を把握するとともに、デートファッションやコミュニケーションなど、交際の支援を行う相談員を配置し、フォローアップを実施。



3 事業目標等

成果指標		基準 (H30)	R2	R3	R4	R5	R6
出会い応援団体登録数 (総合計画)	目標	—	2,000団体	2,250団体	2,500団体	2,750団体	3,000団体
	実績	1,531団体	2,080団体	2,195団体			
出会い応援イベント参加者数 (総合計画)	目標	—	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人
	実績	8,566人	4,494人	4,140人			
出会い応援イベントにおけるカップル成立率 (総合計画)	目標	—	38.0%	38.5%	39.0%	39.5%	40.0%
	実績	37.5%	45.6%	48.0%			

【指標の考え方】

- ・第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略 (計画期間：R2～R6年度) のKPI (重要業績評価指標) を指標とする。
- ・第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン (計画期間：R2～R6年度) の目標数値にも設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・出会い応援団体登録数は、更新時期を迎えた全ての子育て応援宣言企業に対する働きかけや事業者団体等の各種会合において登録の呼びかけを行っており、順調に推移。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベントの開催回数は大きく減少しており、開催規模も縮小して実施されていることから参加者数は伸び悩んでいる。
- ・企業・団体と連携し、異業種間交流や体験型イベントなど独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供しており、カップル成立率は上昇傾向にある。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

本事業は、少子化の大きな要因の一つである未婚化・晩婚化の流れを変えるために、地域社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目指しているもの。

3年度末現在、企業、商工団体、農協・漁協、消防団など約2,200の企業・団体が「出会い応援団体」に登録しており、官民連携して、出会いの機会が少ない若者に出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけづくりを行っている。

さらに、28年度からは企業・団体トップによる結婚応援宣言を開始するなど、経済界を巻き込んで事業を実施している。

【事業の効率性】

27年度に委託先を県の外郭団体から結婚相談等のノウハウを有する民間企業に切り替え、独身者の個別相談、出会い応援団体の登録拡大に向けた取組みや活動サポートを行っている。

30年度から、「出会い応援団体」の開拓に当たっては、全庁を挙げて様々な会合で積極的に呼びかけを行っており、登録数は、29年度末から約3倍増加している。(29年度末：659団体→3年度末：2,195団体)

5 事業費 (千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	39,518	46,247	65,785	時間	2,700	2,700	3,600
(うち一般財源)	22,416	29,778	24,240	人件費 (千円)	10,903	10,903	14,537

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

未婚化・晩婚化に伴う人口減少や人口構造の変化は、経済活動はもとより持続的な社会保障制度の維持などに大きな影響を与える。また、企業活動にとっても労働力不足など直接的な影響をもたらす。

一方、県の調査では、多くの若者が結婚を希望し、子どもを持ちたいという結果が出ている。

このため、引き続き、官民連携して、本事業の推進を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・新規登録拡大のため、事業者団体等と連携して、会合等の機会を利用した登録の働きかけを行う。
- ・県内各地域において事業者団体等と連携して、異業種間交流や体験型のイベントなど独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供する。
- ・出会いイベントの感染防止対策及びオンライン出会いイベントの開催を支援することにより、「新しい生活様式」を踏まえた出会いの場の提供拡大を図るとともに、カップル成立後から成婚に至るまでの支援を強化し、結婚への後押しを図る。
- ・コロナの影響により出会いイベントの開催状況が落ち込んでいることから、複数市町村と連携して、地域の特性や資源を活かした当該地域の魅力を発信する広域での出会いの場を新たに創出する。また、コロナの影響によって結婚観にも変化が起きており、改めて自分の人生を見つめ直す若い世代も多くなっていることから、将来結婚をしたいとの希望を持つ若い世代に対し、結婚・子育てなど将来のライフデザインを描けるセミナー等を開催する。
- ・加えて、新たな登録会員制度を創設し、独身者同士が交流できる専用コミュニティサイトを立ち上げ、サイト内に登録したプロフィールや投稿記事を基にAIで価値観を分析し、相性の合う登録者同士による出会いイベントを開催する。また、独身者の出会いの機会を拡大するため、若者により身近なツールであるLINEを利用した配信を行う。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育士が働き続けられる職場環境構築事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R2
-----	---------------------	--	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

保育士が意欲的に働き続けられる職場環境の改善を図り、保育士不足の解消を目指す。

2 事業概要

1 セミナーの実施

(1) 保育士が働き続けられる職場づくりセミナー

- ・対象：施設の経営者、園長、市町村職員など（福岡地区で実施、後日オンライン配信あり）
- ・内容：保育の質の確保と安定した施設運営を図るため、魅力ある職場環境づくりの必要性や働き方改革の実践方法について理解を深め、環境改善への意欲を喚起
- ・特色：ワークショップ等を通じてセミナーの内容をもとに自施設での取組を検討してもらう。

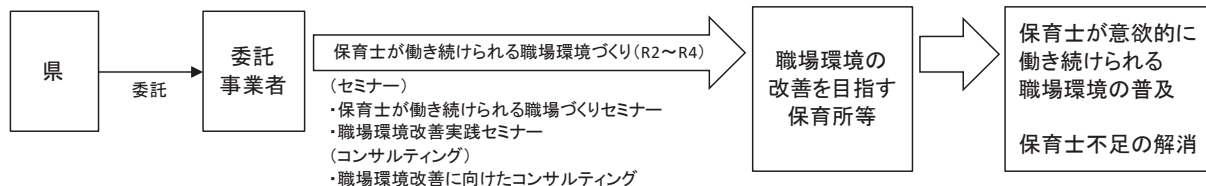
(2) 職場環境改善実践セミナー

- ・対象：施設の経営者、園長、市町村職員など（オンライン開催）
- ・内容：個別コンサルティングで得た事例を基に、職場環境を改善し保育士が働き続けられる職場づくりの成功事例や体験談を紹介
- ・特色：複数の改善例の中から参加者の施設の状況に適合する事例を活用してもらう。

2 職場環境改善支援に向けたコンサルティング

- ・対象：職場づくりセミナー参加施設中、個別支援を希望する施設（10施設程度）
- ・内容：ICT化導入等による業務負担軽減のための指導、助言
保育士のキャリアパス構築に向けた処遇改善加算の導入支援、就業規則の見直し等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
県内保育所・幼保連携型認定こども園における保育士の離職率	目標	9.4	9.0	全国平均	→	→	→
	実績	8.9	10.2	公表前	→	→	→

【指標の考え方】

本県における保育士の離職率は全国より高く（R2、全国9.0%、本県10.2%）、依然保育士不足は課題であるため、業務負担軽減による職場環境改善や魅力ある職場づくりの促進に取り組むことにより離職率の低下を図り、成果指標として全国平均以下を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和3年度の数値は公表前（10月）であり把握できていないが、本県のR2年度の離職率はR1年度から1.3%悪化し、全国平均値を上回っており、職場環境改善の優良事例を多くの施設に広めていく等の取組を引き続き実施する必要がある。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の構築を、①職場環境改善への意欲喚起、②コンサルティングによる個別施設の取組支援、③成果発表による取組紹介といった3段階の構成にすることにより、施設が明確な目標をもって取組を実施しコンサルティングの質を向上させるとともに、県内の他施設での取組を普及促進し、県全体で保育施設の職場環境改善を図る。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたっては、保育分野でのコンサルティング、保育施設の働き方改革推進実績を有する事業者を選定したことによって事業効果を高めた。 ・セミナーへの参加促進やコンサルティングの進捗管理など、保育施設を直接所管する市町村と協働で行うことにより事業の効率性向上を図っている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	3,900	3,934	3,935	時間	1,702	1,702	1,702
（うち一般財源）	1,931	1,967	1,968	人件費（千円）	6,873	6,873	6,873

6 見直しの内容	
<p> <input type="checkbox"/>継続（ 拡充 <input checked="" type="checkbox"/>改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場環境改善による魅力ある職場づくりは、保育士の確保だけでなく、経験を重ねた保育士がキャリアに応じて保育現場で長く活躍することにもつながり、保育の質の確保・向上を図るうえでも重要である。 ・魅力ある職場づくり、働きやすい職場環境を構築するには、保育士の負担を軽減する業務改善に取り組むことが必要であるため、事業を再構築し引き続き保育士の離職防止に取り組む。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の現場における計画や記録といった保育士の書類作成業務など、子どもと直接触れ合わない周辺業務の過大な負荷を軽減するため、保育施設におけるICT化導入による職場環境改善に特化した事業に再構築する。 	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	待機児童対策総合推進事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な 取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的
 待機児童解消のため、市町村の状況・課題に合わせて、保育所整備だけでなく、様々な待機児童対策について働きかけを行うことにより、令和6年度末までにこれを解消する。
 2年間(令和4年末までに)で、まず待機児童発生率の高い市町村(発生率4%以上)を解消し、待機児童数減を図る。

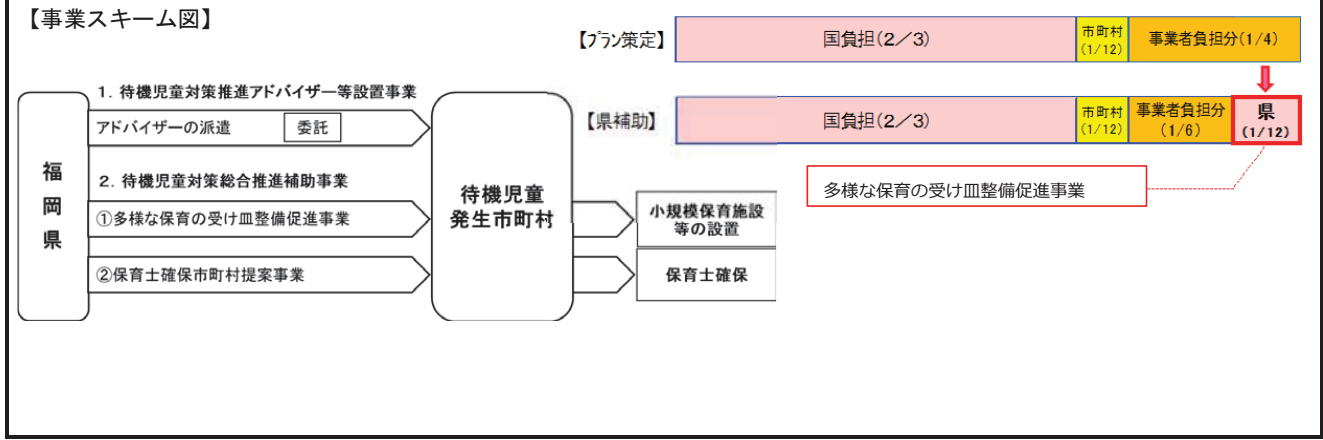
2 事業概要

1 待機児童対策推進アドバイザー等設置事業
 ・各市町村の状況に応じた実効性のある待機児童解消プランの策定・改訂(国補助金の嵩上げの要件)を支援し、待機児童解消に向けた具体的な取組みを推進する。また、設置後の小規模保育施設に対する市町村の指導監査の効率的な実施に向けた支援方法等も検証する。
 ・委託期間: 令和3~4年の2年間(1年目: 重点的な支援が必要な市町村対象、2年目: 支援が必要な全市町村対象)
 …1年目の調査データ・経験をもとに、2年目は他の市町村へ展開
 ・業務内容: 実施内容協議等、市町村支援業務(計画策定、取組み推進、効果検証等)

2 待機児童対策総合推進補助事業
 ・待機児童発生率の段階に応じて補助上限を定め、下記①及び②の事業を行う市町村を助成
 ・事業期間: 令和3~4年度

①多様な保育の受け皿整備促進事業
 ・待機児童発生率の高い市町村で事業者が国庫補助事業を活用して新たに小規模保育事業等を設置する場合、事業者負担分(国補助基準額の1/4)の1/3を上限に県で助成

②保育士確保市町村提案事業
 ・保育士を確保するために市町村が行う単独事業(新規または既存事業の拡充分)を提案させ、待機児童解消に資すると県で認められた場合に、その経費の1/2を助成



3 事業目標等

成果指標		R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
待機児童数	目標	-	-	-	-	-	0
	実績	1,189	625	100			
待機児童発生率が5%以上の市町村数	目標	8	8	4	0		
	実績	8	2	0			

【指標の考え方】
 ・市町村の状況・課題に合わせて、保育所整備だけでなく、様々な待機児童対策について働きかけを行うことにより、令和6年度末までに保育所待機児童を解消する。
 ・本事業の成果として、待機児童発生率が5%以上の市町村を令和4年度末までに0とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・令和4年4月1日時点での待機児童は100人と大幅減(▲525人)、待機児童発生率が5%以上の市町村は0となり、目標達成。
 ・早期の待機児童解消に向け、引き続き、待機児童発生市町村へ支援を行う。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 待機児童発生市町村個別の課題に対する対応策を提案及び協議することで、事業開始年度の625人から待機児童数525人（84%）を減少させることに寄与した。
	【事業の効率性】 待機児童発生市町村と協議をする際には、Web会議を活用することで受託業者の旅費を削減しつつ、協議回数を増加させることで事業効果の維持を目指す。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	64,663	80,910	-	時間	1,700	1,700	-
（うち一般財源）	53,363	79,544	-	人件費（千円）	6,865	6,865	-

6 見直しの内容	
継続（ <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小） <input checked="" type="checkbox"/> 終了（ <input checked="" type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止）	
【上記の理由】 令和4年4月1日時点の待機児童発生率が最も高い市町村では、2.34%となり、待機児童数発生市町村数についても、事業開始年度と比較すると17市町村減少しているため。	
【見直し内容】 特になし。	

(様式1号) R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	届出保育施設基準適合支援事業		部課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R3
-----	----------------	--	-------	-----------------	------------	----

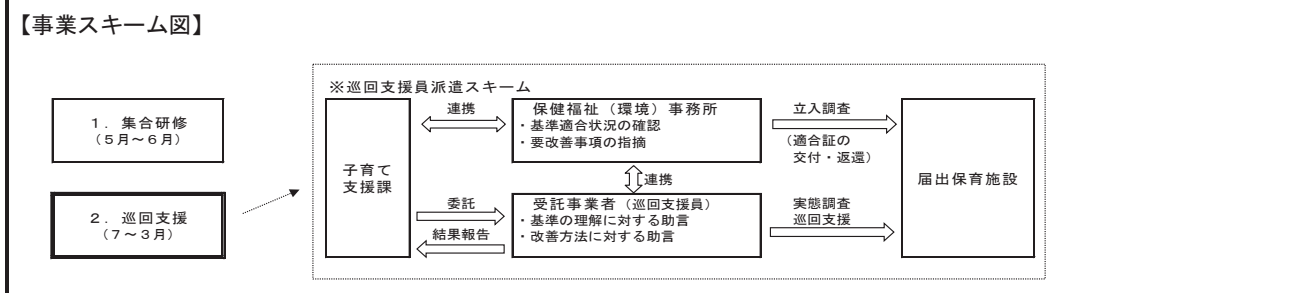
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的
届出保育施設の質の向上による基準適合施設数の増加 (R3.10月: 46.7%→R6.10月: 100%)

2 事業概要

1. 施設向けセミナー(集合研修)の開催
 内容: R3年度に実施した巡回支援事業により、各施設から出た疑問や課題に対応するための知識・技能修得のための集合研修
 対象: 施設の設置者・園長・保育士など
 効果: 必要な知識の修得による施設職員等の知識・技能の向上、基準適合への意識の醸成
 (開催規模) 居宅訪問型以外 3回(北九州・福岡・筑後地区 各1回 100名程度)
 居宅訪問型 1回(福岡地区 80名程度) (4回とも委託)

2. 巡回訪問による個別支援
 内容: 各施設に専門的な知見を有する「巡回支援員」(委託)を派遣し、国基準の理解や基準適合に向けた個別支援を実施
 対象: 基準適合に向け、改善が必要な施設
 効果: 立入調査と連携した巡回訪問を実施し、届出保育施設への効果的な支援体制の構築
 (支援員の要件) 園長経験者、保育士資格を有し十分な経験を有する者 等
 (巡回計画) 改善を要する約220施設に3年間(R3~R5)で巡回訪問 R4年度は、延べ120施設を訪問
 (巡回支援員) 4名



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
基準適合希望施設数に対する適合施設の割合	目標	-	55.0%	70.0%	85.0%	100.0%
	実績	39.7%	46.7%	58.9%		

※実績値: 各年10.1時点

【指標の考え方】

基準適合施設の割合をR3.10月: 46.7%→R6.10月: 100%にするために、年15%ずつ増加させる。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和3年10月時点での基準適合施設の割合は46.7%と、目標を下回っている。コロナ禍により巡回支援の受け入れが進まなかったことに加えて、集合研修において出席者の研修内容の理解度に差があったこと、また、巡回支援において支援に対する施設側の要望の把握が不十分であったことなども要因と考えられる。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】
 国が定めた経過措置期間が終了する令和6年10月以降は、認可外保育施設指導監督基準を満たさない届出保育施設は、無償化の対象外となる。経過措置期間終了後も利用者の不利益にならないよう、また、利用者の安心・安全の確保を図るため、県が行う年1回の立入調査に加えて、国基準の理解や事後的支援などの取組みが有効である。

【事業の効率性】
 ・届出保育施設の基準等に関する知識を持ち、運営に精通している事業者へ委託することで、内容の充実した集合研修及び巡回支援が実施できる。
 ・集合研修を基礎編と応用編に分けることで、出席者の理解度に合わせた研修が実施できる。
 ・巡回支援実施後のアンケートにて支援に対する施設側の要望を把握することで、効果的な支援ができる。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	19,918	14,118	8,082	時間	600	600	600
(うち一般財源)	7,050	7,059	4,041	人件費(千円)	2,423	2,423	2,423

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	
<p>【上記の理由】</p> <p>令和4年10月時点での基準適合施設の割合は58.9%である。令和6年10月までにすべての基準適合希望施設が基準適合し、引き続き無償化の対象となるよう、より効果的、効率的な支援体制の構築が必要である。</p>	
<p>【見直し内容】</p> <p>集合研修について、コロナ禍でも参加しやすく、事業所所在地に関わらず多数の者が参加できるよう、オンラインでの実施に見直すとともに、実施回数を4回から1回とし、経費を削減する。(▲516千円)</p> <p>また、巡回訪問対象外施設からの相談対応については県で実施することとし、事業の効率化及び経費の削減を図る。(▲5,520千円)</p>	

事業名	ひとり親サポートセンター事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	2	就業支援

1 事業のねらい・目的

・ひとり親家庭等への支援については、平成14年度の母子及び寡婦福祉法の改正により、経済的支援から就業・自立に主眼をおいた①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による総合的な自立支援へと政策転換が行われた。
本事業は、ひとり親家庭等の状況に応じた効果的な自立支援を行うため、「ひとり親サポートセンター」を設置し、就業等の相談、自立支援プログラムの策定及び資格取得のための講習会を実施するものである。

2 事業概要

○委託先

県母子寡婦福祉連合会(春日・飯塚)
久留米市母子寡婦福祉会(久留米)

○概要

①就業等相談事業

- ・家庭の状況や職業の適性等を踏まえた助言から職業紹介までを一貫して実施
- ・個別の出張相談の実施
- ・養育費相談や法律相談の実施

②プログラム策定事業

- ・相談者の状況に応じ、自立支援計画書(プログラム)を策定。ハローワーク等と連携した就業支援を実施

③就業支援講習会

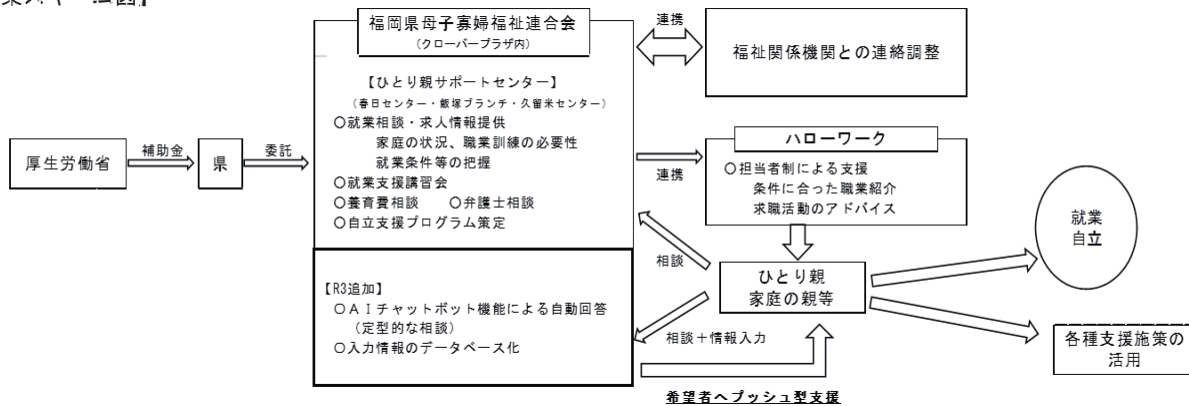
- ・パソコン技能習得、医療事務、ファイナンシャルプランナー、調剤薬局事務、介護職員初任者研修等の資格取得のための講習会を実施

④AIチャットボット等による相談支援体制の強化

- ・ひとり親家庭から多く寄せられる質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できるよう、サポートセンターのホームページにAIチャットボットを導入するとともに、利用者に事前に登録してもらうことで、必要な更新情報を的確に提供

センター等名称	所在地	対象地域	利用時間
春日センター (H15年度設置)	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6F (社)福岡県母子寡婦福祉連合会内	福岡広域生活圏 (政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 ※夜間相談は予約制 20時まで 毎週土曜、第1・第3日曜 9時～16時 (祝日、年末年始除く)
飯塚プランチ (H20年度設置)	飯塚市新立岩8-1 県飯塚総合庁舎2F 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内	筑豊・京築・北九州広域 生活圏(政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 毎週土曜、第1・第3日曜 予約制 (祝日、年末年始除く)
久留米センター (H20年度設置)	久留米市城南町15-3 久留米市役所2F 久留米市ジョブプラザ内	筑後広域生活圏	月～土曜 9時～17時 ※土曜は電話相談対応 (祝日、年末年始除く)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ひとり親サポートセンター登録者数 A	目標	168	131	104	149	142		
	実績	125	99	142	108			
ひとり親サポートセンター就職者数 B	目標	116	93	78	112	108		
	実績	80	74	89	63			
ひとり親サポートセンター登録者の就職率 (C=B/A(総合計画))	目標	69.0%	72.0%	74.0%	75.0%	75.9%	76.8%	77.7%
	実績	64.0%	74.7%	62.7%	58.3%			

【指標の考え方】

- ・H29年度までは相談件数を成果指標としていたが、相談件数には就業以外の生活相談(例:病気、子育て等)も含まれる。
- ・自立支援の観点から登録者における就職率を向上させることが望ましく、H30年度からは新たに登録者数を成果指標とすることとしているもの。
登録者数の目標:前年度実績から5%増
就職率の目標:前年度より0.9%高い数値とし、R5年度は76.8%とする(R8年度に79.5%を目標とする)。(県総合計画数値目標)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・登録者に対しては、自立支援計画書（プログラム）を作成し、給付金の活用や講習会の受講を促すとともに、ハローワーク等と連携し、就職までの支援を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響による求人の減少等に伴い、就職者が減少した。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ひとり親家庭等では、子育てと家事・生計をひとりで担っており、就業だけでなく生活上の様々な問題を抱えていることから、相談から就業までの一貫した自立支援を身近な場所でワンストップで行うセンターの存在価値は大きいものと考えている。さらに、R3年度からは、AIチャットボットの導入等により、ひとり親家庭から多く寄せられる質問に24時間365日対応し適切な支援に案内することや、登録者へ更新情報を提供することにより、サポートセンターの相談支援体制を強化している。
- ・また、パソコン技能習得や資格取得のための講習会については、全講座を託児付きとし、土日・夜間コースを設定するなど、就業中のひとり親等も受講しやすいように配慮している。

【事業の効率性】

- ・久留米センターについては、久留米市との共同設置により、県単独で設置するよりも経費の節減につながっている。（節減効果額 2,279千円(R3)）

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	33,086	30,273	30,314	時間	788	788	788
（うち一般財源）	11,972	15,429	15,452	人件費（千円）	3,182	3,182	3,182

6 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

- ・様々な困難を抱えるひとり親家庭等の自立支援のため、就業相談、資格取得のための講習会、職業紹介までの一貫した就業支援が不可欠である。そのような中、ハローワーク等との連携による就業支援（自立支援プログラムを策定）や、就業支援講習会の実施に取り組んでいる。
 今後は、ひとり親サポートセンターと子育て女性就職支援センターの連携強化を図り、ひとり親家庭の就職支援の充実に取り組む必要がある。
- ・定期的にアンケート調査等を行い、現行の体制や支援内容を検証、改善につなげることで、ひとり親家庭等のニーズにあった支援を実施する。

【見直し内容】

・経済状況に左右されず、着実な就業につながるよう、看護師・准看護師、作業療法士等の資格取得のための給付金の活用や、ファイナンシャルプランナー、調剤薬局事務等の就業支援講習会の受講を積極的に促していくとともに、ハローワークや子育て女性就職支援センター等と連携したきめ細やかな就業支援を実施する。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	子ども医療対策事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	-----------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	4	経済的支援

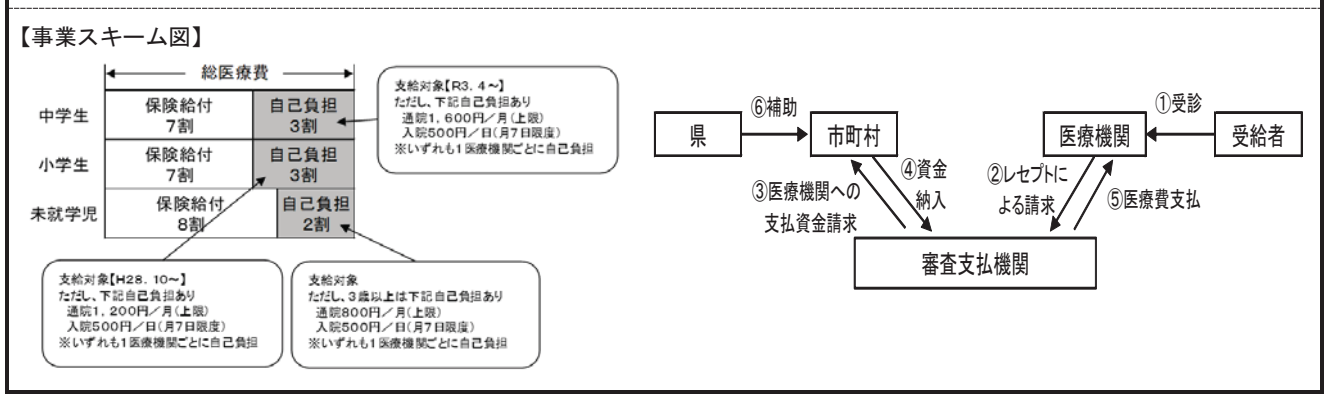
1 事業のねらい・目的

・ 県内市町村が実施する子ども医療費支給事業に助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康保持を図るもの。

2 事業概要

区分	内容		
	H20.10～H28.9	H28.10～R3.3	R3.4～
助成対象	通院: 小学校就学前まで 入院: 小学校就学前まで	通院: 小学6年生まで 入院: 小学6年生まで	通院: 中学3年生まで 入院: 中学3年生まで
所得制限	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠	3歳未満: なし 3歳以上: 児童手当準拠
自己負担	3歳未満: なし 3歳以上～就学前: 通院: 600円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)	3歳未満: なし 3歳以上～就学前: 通院: 800円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度) 小学生: 通院: 1,200円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)	3歳未満: なし 3歳以上～就学前: 通院: 800円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度) 小学生: 通院: 1,200円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度) 中学生: 通院: 1,600円/月(上限) 入院: 500円/日(月7日限度)

※下線は、R3.4からの変更(新設)箇所



3 事業目標等

活動指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
対象者数	目標						
	実績	538,910	540,311	537,586	531,801	516,539	602,774

【指標の考え方】

・ 子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの健康保持のため、子どもが必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目的であるが、具体的な指標を設定することは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ H28.10の制度改正で、対象者を就学前から小学6年生に引き上げ、対象年齢を拡大。
R3.4の制度改正で、対象者を中学3年生に引き上げ、さらに対象年齢を拡大。
これにより、目的である「子どもが必要とする医療を容易に受けることができる」状態の対象者が拡大した。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・助成対象拡大等の制度改正により医療機関への受診がしやすくなり、子どもの健康保持及び福祉の向上に寄与している。 対象者数 H30年度：537,586人 → R1年度：531,801人 → R2年度：516,539人 → R3年度：602,774人
	（事業の効率性） ・助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制や所得制限の導入などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	5,698,264	5,568,583	5,473,021	時間	993	993	993
（うち一般財源）	5,698,264	5,568,583	5,473,021	人件費（千円）	4,010	4,010	4,010

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・少子化対策・子育て支援として、子どもが安心して医療を受けられるようにするため、保護者の負担軽減に関するニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が強く求められている。 ・定額自己負担や所得制限を設けることで、本制度は持続可能なものとなっている。
【見直し内容】 ・市町村への補助対象を令和3年度から中学生まで拡大したところであり、拡大後の制度が安定的に運営されるよう努めていく。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親家庭等医療対策事業	部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	H20
-----	---------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	4	経済的支援

1 事業のねらい・目的

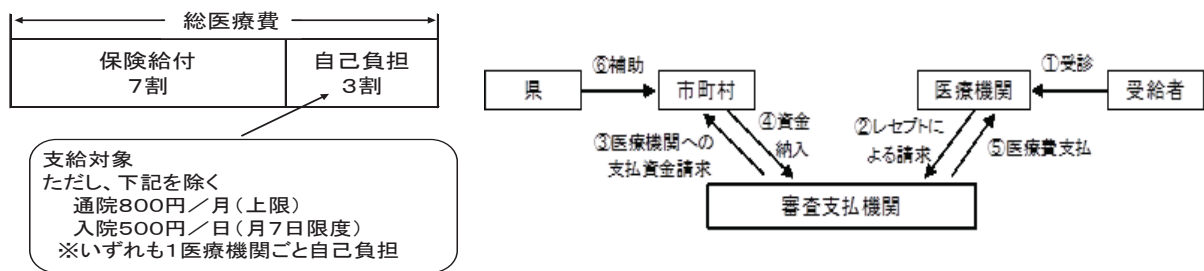
・県内市町村が実施するひとり親家庭等医療費支給事業に助成を行い、子育て中のひとり親家庭等の経済的負担の軽減と子どもの健康保持を図るもの。

2 事業概要

○ 制度概要：平成20年10月1日～

助成対象	母子家庭 父子家庭 養育者家庭	} 児童は小学校就学後から18歳の年度末まで
所得制限	児童扶養手当準拠	
自己負担	通院:800円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度)	

【事業スキーム図】



3 事業目標等

活動指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
対象者数	目標						
	実績	117,217	115,252	113,905	111,980	108,844	105,132

【指標の考え方】
・子育て中のひとり親家庭等の経済的負担の軽減と子どもの健康保持のため、必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目的であるが、具体的な指標を示すことは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
・H20.10に制度改正を行って、父子家庭を対象とし、一人暮らしの寡婦を対象外(2年間の経過措置でH22.9末廃止)とした。
・対象者数は、寡婦を対象外としたことでH22に減少。H23からは増加傾向にあったが、H25からは減少傾向が続いている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・経済的負担を軽減し、医療機関への受診をしやすくすることで、ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の向上に寄与していると考えられる。 対象者数 H30年度：113,905人 → R1年度：111,980人 → R2年度：108,844人 → R3年度：105,132人
	【事業の効率性】 ・助成対象は拡大しながらも、定額自己負担制の導入や一人暮らしの寡婦への助成廃止などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	1,689,980	1,596,206	1,642,852	時間	957	957	957
(うち一般財源)	1,689,980	1,596,206	1,642,852	人件費(千円)	3,865	3,865	3,865

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続) 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 ・母子家庭の世帯収入は、依然として低い水準にある場合が多く、また、父子家庭の中にも生活に困窮する低所得世帯が見られる。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ひとり親家庭への支援のニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が必要である。 ・定額自己負担制の導入等により、本制度は持続可能なものとなっている。
【見直し内容】 ・今後も、県のホームページ及びひとり親家庭等の方に向けた冊子「福祉のしおり」等を通じ、制度についての広報・周知を行っていく。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	里親養育等推進事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

1 事業のねらい・目的

H28年の児童福祉法改正により、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達等を保障される権利を有することが明確化されるとともに、虐待等の影響により実親による養育が困難な場合、里親家庭等での養育を優先する「家庭養育優先」の理念が規定、「里親の開拓、研修からサポートまで一貫した支援」が新たに都道府県の責務として明記された。

県では、R2年3月に「福岡県社会的養育推進計画」を策定し、里親等委託率について目標値を設定。

里親委託の一層の推進と質の高い里親養育を行うため、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機能を整備する。

また、里親委託児童や施設入所児童に対し、高校受験の費用や入学金、入学申込金、就職に伴う費用の一部を助成することにより、里親等の負担軽減を図る。

2 事業概要

○里親養育包括支援（フォスタリング）体制整備事業

委託先 社会福祉法人及びNPO法人

実施場所 6か所（県内全ての児童相談所管内）

委託内容 (1) 里親制度普及啓発・リクルート

(説明会や相談窓口設置による里親の新規開拓、里親制度の広報、普及活動)

(2) 里親研修・トレーニング

(養育里親研修、里親スキルアップ研修、施設実習等)

(3) 里親委託の推進

(里親家庭と委託候補児童のマッチング等)

(4) 里親訪問等支援

(委託中の里親への支援、レスパイト・ケアの利用支援、委託解除後の里親支援等)

○高校進学等支援事業

対象費用 高校進学時：高校の受験料、入学金、入学申込金などの入学準備金 等

就職時：転居費、生活必需品（家具など）の購入費 等

対象者 里親、ファミリーホームに委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所措置されている児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者。

・ 高等学校等に入学した者 ・ 就職により措置解除又は退所となった者

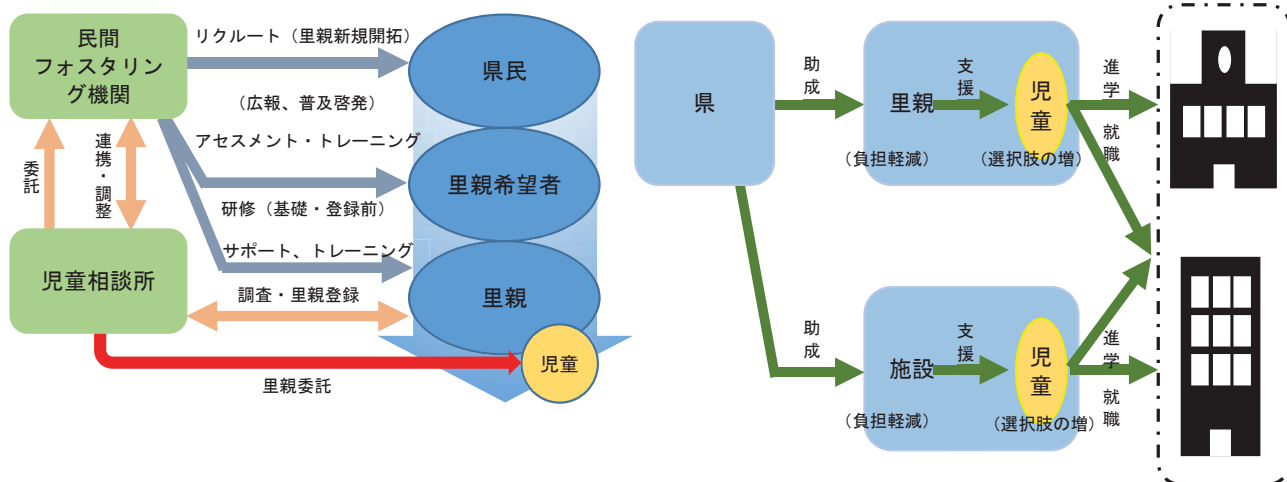
助成額 ・ 高校進学時：公立：20,000円、私立：100,000円を上限

・ 就職時：40,000円を上限

【事業スキーム図】

○里親養育包括支援（フォスタリング）体制整備事業

○高校進学等支援事業



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	
里親委託率 (社会的養育推進計画)	目標	3歳未満	-	20.0%	31.3%	39.4%	46.2%
		3歳以上就学前	-	21.0%	26.8%	34.0%	41.2%
		就学期以降	-	25.1%	26.2%	27.5%	28.9%
	実績	3歳未満	15.1%	13.9%	15.4%		
		3歳以上就学前	20.2%	24.5%	20.3%		
		就学期以降	23.8%	24.7%	25.7%		
民間フォスタリング機関整備箇所数	目標	-	2	4	6	6	
	実績	-	2	4			
登録里親数(里親委託加速化プラン)	目標	-	304	322	340	358	
	実績	-	303	348			

【指標の考え方】

「里親等委託率」：福岡県社会的養育推進計画における目標値を指標とする。

※ 里親等委託率：社会的養護が必要な児童に占める里親等委託児童（里親委託児童とファミリーホーム委託児童）の割合。

「民間フォスタリング機関整備箇所数」：県所管各児童相談所管内に1か所を整備する。

「登録里親数」：里親委託加速化プランにおける見込数を目標値の指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ 目標達成状況：里親委託率について未達成

- ・ 令和3年度の里親委託率の実績をみると、就学期以降の年齢区分では目標値を概ね達成しているが、3歳未満及び就学期前の実績値が目標値を下回っている。
- ・ 3歳未満の乳幼児に対する里親委託が進まない原因としては、①里親委託に同意する実親が少ない ②乳幼児の受け入れを希望する里親の不足があげられる。
- ・ 就学前については、①きょうだい児や軽度な問題行動を抱える児童に対応できる里親の不足 ②里親委託に同意する実親が少ないことがあげられる。
- ・ なお、委託率は目標値までは達成しなかったが、各児童相談所の取組等により里親登録数の増加(H29:212世帯 → R3:348世帯)に増加し、令和3年度の目標値を達成している。
- ・ 令和3年度から、福岡と久留米に加え、田川、宗像の児童相談所管内において、里親支援業務の民間委託を開始している。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 児童福祉法において、「里親の開拓、研修からサポートまで一貫した支援」は、都道府県の責務と規定されており、里親の開拓から委託後までの支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO法人や乳児院、児童養護施設等の民間機関を活用しながら、里親との信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後の支援まで里親支援に関わる業務を包括的に委託し、里親登録から委託後までの包括的な支援体制の充実を図る。
- ・ 保護者から支援を受けることができない、里親や施設への措置児童に対し、高校受験の費用や入学準備金、就職に伴う費用の一部を助成する。

【事業の効率性】

- ・ 民間が持つノウハウや機動性を活かして、効率的な里親開拓や支援を行っている。
- ・ 児童福祉施設や里親の経済的負担を軽減することにより、里親委託の一層の推進を図る。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	97,560	149,458	161,786	時間	587.8	587.8	587.8
(うち一般財源)	16,110	77,259	80,956	人件費(千円)	2,374	2,374	2,374

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 里親等への委託を更に進めていくためには、子どものニーズに合わせた多様な里親を県内に幅広く確保・育成するとともに、里親や児童相談所、施設の里親支援専門相談員、民間フォスタリング機関などの関係機関が連携し、チームとなって養育にあたることのできる体制を強化する必要がある。

【見直し内容】

(実施方法の見直し)

- ・ 令和4年度から県内全ての児童相談所管内(福岡・久留米・田川・大牟田・宗像・京築)において、フォスタリング機関を整備。今後、これらの機関と連携し、さらなる里親の開拓を進め、委託先を拡大するとともに、里親家庭の養育を支援する。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	乳児院等多機能化推進事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

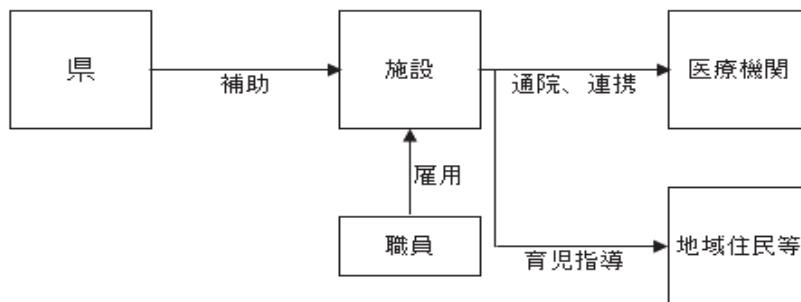
1 事業のねらい・目的
 児童養護施設等に入所するケアニーズの高い児童に対する適切な養育の提供及び乳幼児を持つ保護者への養育指導の充実を図るため、施設の高機能化を促進する。

2 事業概要

1 医療機関等連携強化事業
 医療機関等との連絡調整を行う保健師等を配置し、日々の服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。
 (1) 補助対象経費 連絡調整員の配置に係る経費
 (資格等) 保健師、看護師、准看護師
 (業務内容) 医療機関との連絡調整、通院時の付添い、日常生活上の支援
 (2) 対象施設：医療的ケアが必要な児童等が10人以上入所する乳児院及び児童養護施設

2 育児指導機能強化事業
 退所児童等の家庭から子育ての相談に応じ、発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践することにより、子育てに関する不安の解消等を図る。
 (1) 補助対象経費 育児指導担当職員の配置に係る経費
 (資格等) 保育士又は児童指導員
 (業務内容) 保護者に対する育児指導 (子どもの発達段階に応じた子育て方法等)
 (2) 対象施設：乳児院

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
医療機関等連携強化事業の実施設数	目標	5/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
	実績	1/10					
育児指導機能強化事業の実施設数	目標	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
	実績	2/3					

【指標の考え方】
 医療機関等連携強化事業 . . . 県内児童養護施設11施設のうち、医療的ケア児が10名以上入所する施設10施設全てで実施
 育児指導機能強化事業 . . . 県内3カ所の乳児院全てで実施

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標達成状況：未達成
 未達成の理由：医療機関等連携強化事業においては、保健師等、育児指導機能強化事業においては、保育士又は児童指導員の配置にあたって、人材の確保が困難であったことから、実施に至らなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 児童養護施設においては、医療的ケアを必要とする児童が増加しており、児童保護措置費において配置が認められる看護師1名では対応が困難な状況にあることから、医療機関等との連絡調整や児童の健康管理等を行う職員の確保する必要がある。また、乳児院に入所した児童の保護者は、精神的なストレス等を抱える場合が多く、児童が家庭復帰した後も、虐待の再発防止の観点から、継続した育児指導等を行う職員を配置する必要がある。 こうした職員の配置に係る経費を補助することで、ケアニーズの高い児童に対する適切な養育の提供及び乳幼児を持つ保護者への養育指導を充実させ、施設の高機能化を促進する。</p>
	<p>【事業の効率性】 乳児院や児童養護施設等が有する児童養育に関する専門性を活用し、地域における子育て拠点の機能を効率的に高めることができる。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	25,592	78,451	77,861	時間	150	176	176
（うち一般財源）	7,634	39,226	38,931	人件費（千円）	606	711	711

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、専門職の人材確保が困難であったため、目標達成に至らなかった。 ・しかしながら、施設における専門職の配置の必要性は高く、来年度の各施設の意向調査において、医療機関等連携強化事業は7施設、育児指導機能強化事業は5施設が実施の意向を示しており、継続して事業を実施していく必要がある。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各施設へ事業の周知を行い、積極的に実施するよう呼びかけていく。 		

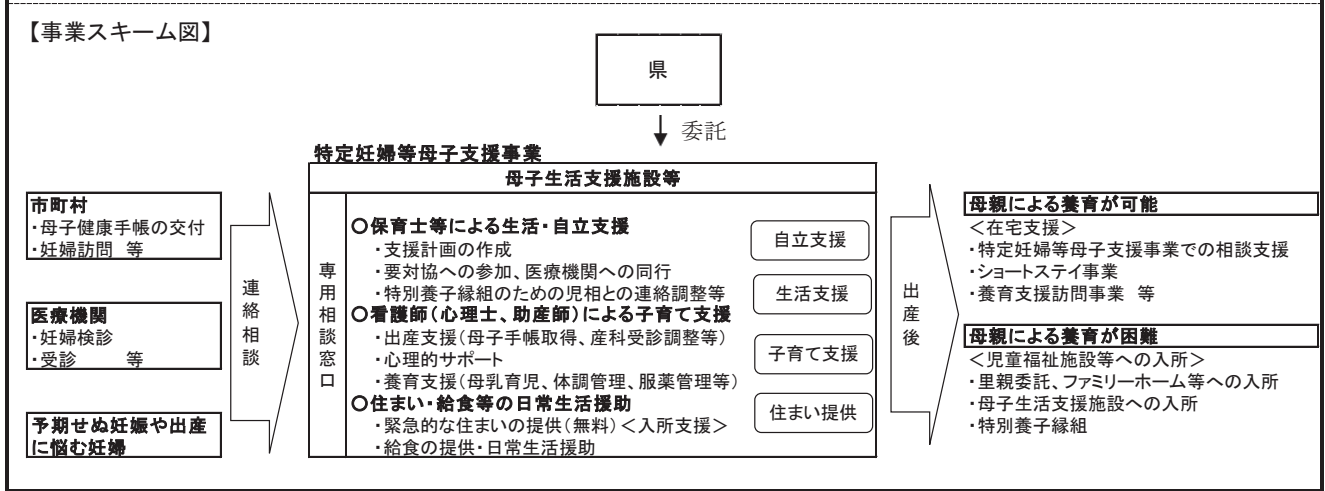
(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	特定妊婦等母子支援事業		部課(室)	福祉労働部 児童家庭課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

1 事業のねらい・目的
 予期せぬ妊娠や出産に悩む妊婦等(特定妊婦等)に対し、「母子生活支援施設」等への入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士等が生活、育児支援等を行い、児童虐待の未然防止を図る。

2 事業概要
 1 特定妊婦等母子支援事業
 (1) 委託先 母子生活支援施設等
 (2) 実施か所 県内2か所
 (3) 委託内容 ① 支援コーディネーターの配置
 (資格等) 保育士、社会福祉士等
 (業務内容) 相談窓口の設置：妊婦、病院、市町村等からの相談対応
 支援内容：母子の生活設計等支援計画の作成、要対協参加、特別養子縁組支援、病院への同行等
 ② 看護師等の配置
 母乳育児支援、体調管理、服薬管理等
 ③ 特定妊婦の生活支援
 施設において、特定妊婦等を受入れ(一時保護委託を除く)、給食及び日常生活上の援助を実施
 2 住まいの提供に当たっての環境改善費補助金
 緊急的な住まいを提供するための施設改修及び備品購入等



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5	R6
① 相談件数	目標	50	100	150	200
	実績	38			
② 住まいの提供を行った妊婦数	目標	4	4	4	4
	実績	0	8(R4.10.31時点)		

【指標の考え方】
 施設において、特定妊婦等を受入れ(一時保護委託を除く)、給食及び日常生活上の援助を実施している他県(岐阜県2施設、兵庫県1施設、大分県1施設)の令和元年度入所者数の実績平均値を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ① 目標達成状況(相談件数)：未達成
 ② 目標達成状況(住まいの提供を行った件数)：未達成
 新規事業で、事業開始が9月であり、実施期間が短かったため。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 特定妊婦に対し、妊娠期から出産後まで継続した支援を行うことにより、児童虐待の未然防止を図ることができる。
	【事業の効率性】 母子生活支援施設が有する母子支援に関する専門性を活用し、地域における子育て支援拠点の機能を効率的に高めることができる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	5,983	35,206	50,477	時間	41	60	89
（うち一般財源）	345	13,603	21,239	人件費（千円）	166	243	360

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託先を増やし、広域的に支援を行うことで、特定妊婦等の孤立を防ぎ、より確実に児童虐待の未然防止を行うことができる体制を強化する必要がある。 		
【見直し内容】	<p>令和3年度は、特定妊婦等母子支援事業を1箇所（福智町の母子生活支援施設）に委託。令和4年度は、同事業の2箇所目を委託。（大刀洗町の乳児院）広域的に支援を行う必要があるため、来年度3箇所目の委託先を選定する予定。</p>		

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい者支援拠点病院事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

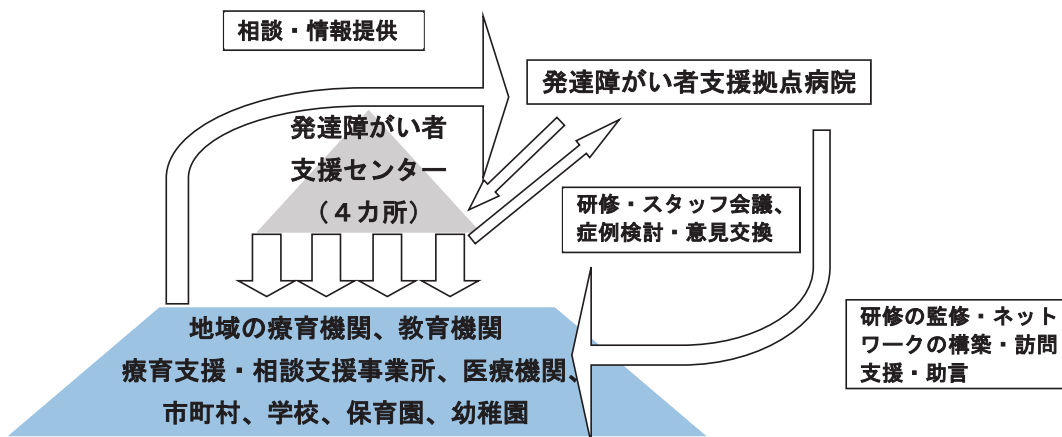
発達障がい者支援拠点病院の医学的知見に基づく指導・助言による、関係機関の技術向上と連携体制の構築を図る。
 発達障がいのある方が身近な地域で発達障がいの診断・診療ができるよう、地域病院に勤務する医師に対し、研修や診療等に関する助言を行うことで、発達障がいに対応できる医療機関の増加を図る。なお、発達障がいに対応できる医療機関情報は県HPにて公開し、発達障がいのある方やご家族、支援者等へ情報発信する。

2 事業概要

県内の発達障がい者支援は、各地域の発達障がい者支援センターが中心となって取り組んでいるが、その取組みを最新の医学的知見から指導・助言する「発達障がい者支援拠点病院」を指定し、研修の実施、相談支援に関わる職員の知識や技術の向上、各地域の医療・福祉・保健・教育関係機関相互の連携体制の構築など、必要業務を委託することにより、機能の充実強化を図るもの。

- ①発達障がい者支援センタースタッフ養成研修及び症例検討
 対象者：発達障がい者支援センター職員
 内容：発達障がいに関する支援の考え方や発達障がいの診断と治療についての研修及び症例検討
- ②発達障がい者支援スタッフ会議及び情報交換
 対象者：発達障がい者支援拠点病院職員、発達障がい地域支援マネジャー
 内容：発達障がいに関する支援の情報共有及び各センターへの指導・助言
- ③発達障がい者支援関連の研修の監修
 対象者：発達障がい者支援センター職員、発達障がいに関する研修委託事業者
 内容：発達障がい関連の研修について監修
- ④発達障がい者支援地域協議会
 対象者：発達障がい者支援地域協議会委員
 内容：発達障がい児者施策等の報告
- ⑤地域病院医師等とのネットワーク構築
 対象者：地域病院に勤務する医師
 内容：困難事例等の情報の共有及び発達障がいの診療等に関する相談対応
- ⑥学校現場訪問支援
 対象者：特別支援学校等に勤務する職員
 内容：教職員との意見交換
- ⑦子どもの心の診療ネットワーク事業への対応
 内容：連絡会議及び研修会への参加、当該事業に関する調査への対応

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標			R1	R2	R3	R4	R5
発達障がいに対応できる医療機関リストの公開 (HP掲載数の増加)	目標	125	125	125	125	125	
	実績	82	81	80	80		
【指標の考え方】 ・平成26年度に、発達障がいに対応できる医療機関リスト作成のための調査を行った際、対象となった122機関のうち、64機関をHPに掲載した。(64÷122≒52.5%) ・令和元年度に再度このリスト作成のための調査を行い、対象機関239のうち、52.5%の掲載を目標とした。(239×52.5%≒125)							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ・医療機関リストは、5年毎に再調査を実施している(次回調査はR6)。 ・この他にも県HPにて新規登載の受付を随時行っているが、新規申込みはなく、目標は達成できていない。							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・発達障がいに対応できる医療機関リストについての問合せは多く、発達障がい児者が直接医療機関へアクセスするための手段の一つとなっている。 ・発達障がい者支援センターとの症例検討会や連絡会議等において、最新の医学的知見に基づく指導・助言を行ったことで、発達障がい者支援センター職員の専門性及び困難事例への対応力が向上している。 ・保護者向けのペアレントトレーニングを実施し、参加者から「ほめることで子どもとの関係性が改善し、子どもの自発的な行動が生まれた」等の報告がされており、保護者及び当事者に対する支援効果があったものと考えられる。
	【事業の効率性】 ・発達障がいに対応できる医療機関リストの公開は、当事者が求める医療支援と提供できる医療支援のミスマッチの減少及び特定の医療機関への過集中を避ける等の効果がある。 ・発達障がい者支援センター及び地域支援マネージャーへの指導・助言等を行うことで、各地域・市町村における発達障がい者支援体制の充実・強化を図っている。 ・保護者が参加しやすく、他の医療機関においても実施しやすい、短縮型のペアレントトレーニングの効果について検証し、検証後は他の医療機関への普及を図り、身近な地域において支援できる環境を作っていく。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	11,100	10,580	10,580	時間	180	180	180
(うち一般財源)	5,550	5,290	5,290	人件費(千円)	727	727	727

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】 ・発達障がいに対応できる医療機関リストは毎月3千件程度閲覧されており、当事者のニーズも高いため、継続して公開していく。 ・発達障がい者支援センターに対し、最新の医学的知見から指導・助言を行うことで、発達障がい者支援センター職員の専門性及び困難事例への対応力は向上しており、引き続き、事業継続の必要はあると考える。 ・ペアレントトレーニングについては、参加者から効果的であったとの声も多く、ニーズも高い。また、現在、短縮型のペアレントトレーニングの効果を検証しており、今後は他の医療機関へ効果の高いペアレントトレーニングの普及を図っていく。	
【見直し内容】 ・医療機関リスト再調査時(R6)に、対象医療機関へ県医師会を通じリスト登載について働きかけを行う。 ・Web会議システム等を使用し、コロナ禍においても、各関係機関との連携を継続する。 ・ペアレントトレーニングについても、オンラインにて開催している状況であるが、参加者から「他の保護者とのつながりが作りにくい」等の課題も聞かれているため、オンライン開催下においても保護者同士のつながりを作れるような工夫を検討する。	

事業名	医療的ケア児支援事業		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

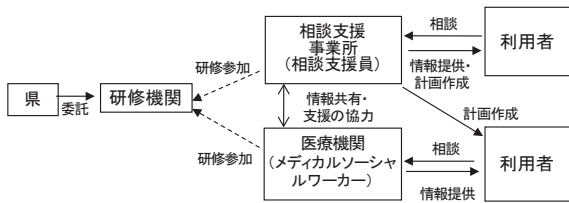
- 1 医療的ケア児等の症状を理解し、その症状に必要な医療・福祉制度に精通し、教育、保育など異なる分野間の支援をサポートできる人材を育成することで、医療的ケア児等が医療、福祉、教育、保育など各分野からの必要な支援及び連携した支援が受けられるようになる。
- 2 医療的ケア児等への支援拠点を設置することで、県内の医療的ケア児等に対する医療面における総合的な支援が可能となる。
- 3 身近な地域に医療型短期入所事業所が設置されることで、常時介護を行う家族が、病気や冠婚葬祭、旅行、休息等で一時的に介護できない場合に医療的ケア児等を安心して預けることができる。

2 事業概要

- 1 医療的ケア児等への適切な支援を可能とするコーディネーターの育成
 - 人材育成のための研修会の実施
 - ・対象：市町村長からの推薦を受けており、医療的ケア児等コーディネーターとしての役割を担う（予定含む）者
 - ・内容：医療的ケア児等の症状の理解、その症状に必要な医療・福祉制度、医療・福祉など異分野間との情報共有・支援に必要な協力方法など
 - ・事業方法：研修を実施する事業者に対して、県は研修費を負担
- 2 医療的ケア児等への総合的な支援拠点の設置
 - 運営費補助
 - 「北九州市立総合療育センター」を県内の医療的ケア児等への医療や福祉サービスの総合的な支援拠点として位置付け、現センター運営費の一部補助を行う。
- 3 医療型短期入所事業所設置支援事業
 - 実地研修の実施
 - ・対象：医療型短期入所事業所の開設を検討している医療機関（病院、診療所）職員（看護師等）、介護老人保健施設職員（看護師、介護士）
 - ・内容：医療的ケア児等の受入に必要なノウハウ（保護者や医師等との連携、障がい特性の理解、コミュニケーション方法等）について、重症心身障がい児入所施設で実地研修を受講
 - ・事業手法：実地研修を実施する施設に対して、県は研修費を負担
 - 医療型短期入所サービス拡充促進
 - 医療機関や介護老人保健施設への医療型短期入所サービス事業実施施設の拡大を図る説明会を行う。

【事業スキーム図】

1 コーディネーターの育成

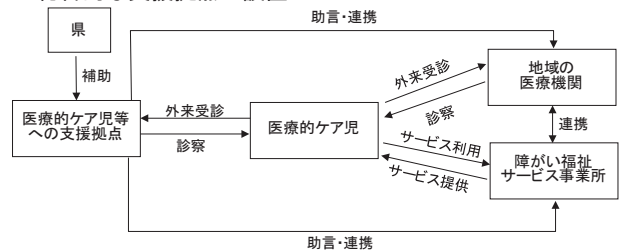


3 医療型短期入所事業所設置支援事業

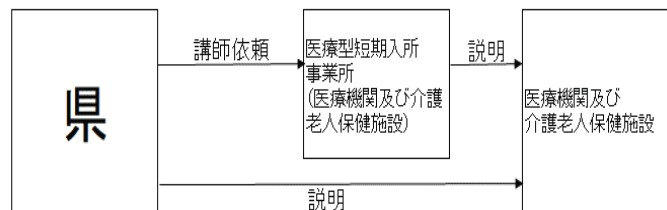
○実地研修の実施



2 総合的な支援拠点の設置



○医療型短期入所サービス拡充促進



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者数	目標	100	100	100	100	100	40	40
	実績	53	88	56	47	40	40	

成果指標		R3	R4	R5
② 医療的ケア児等コーディネーター配置済の市町村数	目標	60	60	60
	実績	15	実施中	

【指標の考え方】

- ① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者数
 ・受講対象施設666（相談支援事業所443、医療機関223）の半数程度を3年間で養成。令和2年度以降も同目標としていた。
 ・しかし、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ令和2年度以降は開催規模を縮小していること、国の第6期障害福祉計画（R3～R5）及び県の第5期障がい福祉計画（R3～R5）において、令和5年度末までに各市町村に医療的ケア児等コーディネーターを配置することとされており、受講対象者を市町村からの推薦者としたことから、成果指標の考え方を見直した。
 （目標数）研修受講定員（50名）×8割＝40名
- ② 医療的ケア児等コーディネーター配置済の市町村数
 ・国の第6期障害福祉計画（R3～R5）及び県の第5期障がい福祉計画（R3～R5）において、令和5年度末までに各市町村に医療的ケア児等コーディネーターを配置することとされていることから、全市町村への配置を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者数
 ・R4受講者数は40名であり、目標達成。
- ② 医療的ケア児等コーディネーター配置済の市町村数
 ・市町村では、令和3年度から配置を進めており、県においても配置に向けた働きかけを行っているものの、配置は15市町村に留まっている。今後も引き続き、令和5年度末までの配置に向け、働きかけを行う。

4 有効性・効率性

- 【事業の有効性】
 ・医療的ケア児支援の研修は、相談支援事業所や医療機関の関心が高く、受講者も多い。
 ・保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携した医療的ケア児支援を行うために、引き続き医療的ケア児等コーディネーターの養成を行う必要がある。
- 【事業の効率性】
 ・研修を北九州市立総合療育センターに委託して開催することにより、研修内容の充実と費用の縮減が図られている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	25,176	26,007	26,007	時間	764	764	764
（うち一般財源）	24,528	24,944	24,944	人件費（千円）	3,086	3,086	3,086

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

・令和3年6月に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児とその家族に対する支援施策を実施することが、地方公共団体の責務と規定された。また、国の第6期障害福祉計画（R3～R5）及び県の第5期障がい福祉計画（R3～R5）において、令和5年度末までに各市町村において医療的ケア児等コーディネーターを配置することとされている。
 引き続き、医療的ケア児等とその家族に対する支援の充実を図り、人材育成や家族の休息のためのレスパイトケア（短期入所）に対応できる事業所の増加に取り組む必要がある。

【見直し内容】

・医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、国の研修カリキュラムの変更が予定されているため、適切に対応した研修内容とする。
 また、研修の受講対象となる職種を限定せず、コーディネーターの増加を図る。
 ・医療型短期入所事業所の増加を図り、引き続き医療機関や介護老人保健施設を対象とした説明会及び実地研修を開催する。

(様式1号)

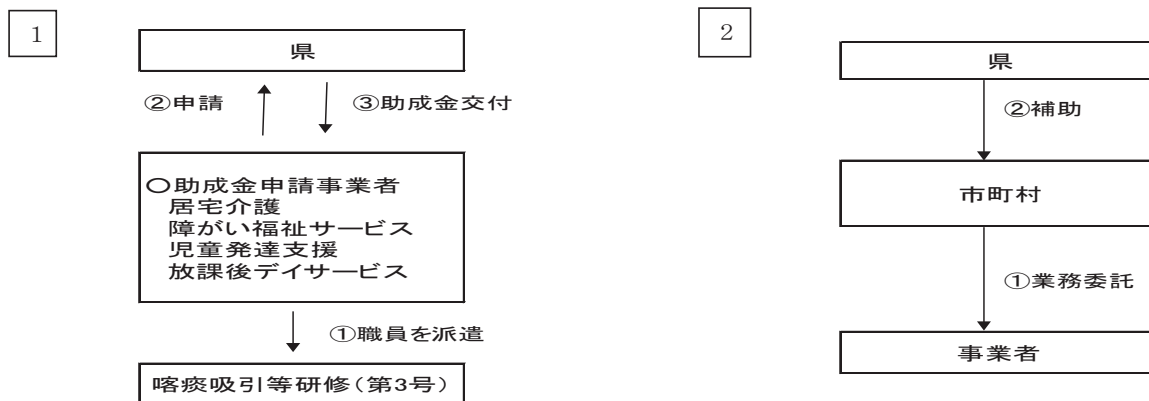
R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	医療的ケア児支援事業 (医療的ケア支援人材育成研修助成・ 在宅レスパイト事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R1
-----	---	--	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材の増加を図る。 ・医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図る。
2 事業概要	<p>(1) 医療的ケア支援人材育成研修助成事業 障がい福祉サービス事業所等が介護職員等を喀痰吸引等研修(3号研修)に派遣する際に、県が当該事業者に対し、その受講費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：医療的ケア児支援に携わる障がい福祉サービス事業所(児童発達支援事業所等)、訪問介護事業所の職員(100人) ・助成金：一人当たり1回限り3万円を上限とする。 <p>(2) 在宅レスパイト事業 医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担を軽減するため、看護師を自宅等に派遣するレスパイトケアサービスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：在宅で、日常的に経管栄養、口鼻腔吸引、気管切開部、酸素療法、人工呼吸器などの医療を必要とする児童を医療的ケア児とし、この児を介助する者を対象とする。 ・実施主体：市町村 ・実施事業者：訪問看護を実施する事業者(訪問看護ステーション)

【事業スキーム図】



3 事業目標等		成果指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
① 医療的ケア児に対応できる障がい福祉サービス事業所等の人材の増加（人）	目標	—	100	80	80	80	80	80
	実績	—	59	61	98	実施中	—	—
② 在宅レスパイト事業の利用日数（日）（～R3） 在宅レスパイト事業の実施市町村数（R4～）	目標	—	390	390	390	60	60	—
	実績	—	25	607	1,171	34	—	—
③ 在宅レスパイト事業の保育所・小中学校での利用人数（人）	目標	—	—	—	—	—	—	44
	実績	—	—	—	—	—	—	—
【指標の考え方】								
① 医療的ケア児に対応できる障がい福祉サービス事業所等の人材の増加 令和元年度までは、県がこれまで実施した喀痰吸引等研修（1,2号研修）の修了者約110名により対応できる人数（一人当たり3人を想定）を除き、県内の医療的ケア児800人（厚生労働省推計値）に対応できる人材を今後5年間で育成することを目標。 （ $800-110 \times 3 \div 5 = 100$ 人） 令和2年度からは、令和元年度喀痰吸引等研修（3号研修）の受講実績を踏まえた目標を設定。 ・県内の医療的ケア児（厚生労働省統計）…800人（①） ・令和元年度喀痰吸引等研修（3号研修）受講者のうち医療的ケア児対応者…59人（②）（全受講者193人×県内重症心身障がい児割合30.5%） ・1人当たりが対応する想定医療的ケア児数…2.2人（③） ・令和2～5年度育成目標…305人（ $(①-②) \times ③ \div ③$ ）→年度目標…80人（ $305 \div 4 \text{年} = 80$ 人）								
② 在宅レスパイト事業の利用者数見込 65人（※）×年6日＝390日 ※H30実態調査に回答した医療的ケア児数 136人 回答率 136人÷800人＝17%（1/5.8） 訪問看護利用を希望する医療的ケア児数 11人 利用者数見込 11人×5.8＝65人 ・令和4年度成果指標を見直し（在宅レスパイト事業 利用日数→実施市町村）（見直し理由） 事業開始当初は利用日数を目標値に設定していたが、本事業は市町村補助事業であり、県内の医療的ケア児全員が必要に応じて本事業を利用することができるよう、全市町村の実施を目標とするもの。								
③ 在宅レスパイト事業の保育所・小中学校での利用人数 保育所・市町村立小中学校在籍の医療的ケア児 44人（*）の利用を目標とする * R3在籍者数 今後も同等の人数と推測								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】								
① R3達成状況 喀痰吸引等研修（3号研修）320人のうち、医療的ケア児対応者は98人と想定されるため目標達成。								
② R4達成状況 在宅レスパイト事業未実施市町村に対し、事業実施の働きかけを行っているもの実施市町村は34市町村に留まっている。県からの働きかけにより実施市町村は着実に増加（R1:6、R2:16、R3:29、R4:34）しており今後も継続して働きかけを行う。								
4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材の増加を図ることができる。 ・在宅レスパイト事業の活用により、医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図ることができる。 ・保育所・学校の受入れ体制（看護師配置）によって保育所また、保育所・学校における本事業の活用により、医療的ケア児の保育・教育の機会を保障する。							
	【事業の効率性】 ・県内の障がい福祉サービス事業所や訪問看護ステーション等へ本事業周知のチラシを配布するとともに、研修会等の機会を捉えて周知を行う。							
5 事業費（千円）		R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出		4,846	26,150	44,825	時間	180	180	180
（うち一般財源）		4,846	26,150	44,825	人件費（千円）	727	727	727
6 見直しの内容		<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更などを伴うもの） 一部改善 縮小（ <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止）						
【上記の理由】 ・医療的ケア児とその家族の希望に沿った保育・就学を支援するため、現行の医療的ケア児在宅レスパイト事業の拡充を行う。 保育所、市町村立小中学校における看護師等の配置状況や出勤状況によって、医療的ケア児の保育・教育の機会が制限されることのないよう、本事業を活用した訪問看護師による学校付添いを実施するため、拡充を行うもの。なお、本事業の拡充は、保育所・学校設置者である市町村において、受入れ体制（看護師等配置）を整えるまでの間（*）行うもので、保育所・学校における受入れ体制が整えば、現行の予算に縮小する。*3年間（R5～R7）								
【見直し内容】 保育所や地域の小中学校での保育・就学を支援するため、現行の「医療的ケア児在宅レスパイト事業」をより利用しやすい制度とするための見直しを行う。 ・緊急時等に備え利用を控えることなく、計画的に利用できるよう、利用上限時間を拡大する （保育所、市町村立小中学校在籍の医療的ケア児について、年間144時間（月4回×3H×12月）の利用時間を追加）								

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

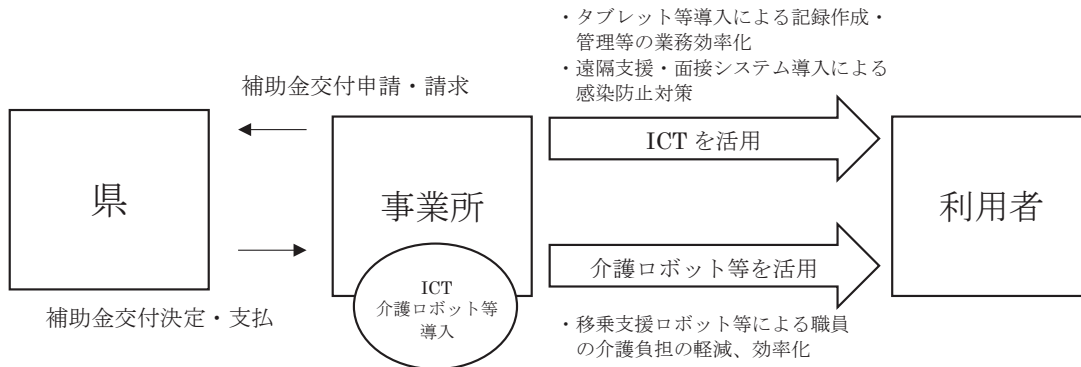
事業名	障がい者自立支援事業推進事業 (障がい福祉分野におけるICT・ロボット等の導入支援事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人への生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的
 障がい福祉の現場におけるICTや介護ロボットの導入を支援し、新型コロナウイルスの感染拡大防止と介護職員の負担軽減を図ることにより、コロナ禍においても持続可能な事業所づくりを進める。

2 事業概要
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や介護職員の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス事業所等にICTや介護ロボット等を導入した際にかかる経費の補助をする。

1 対象事業所 障がい福祉サービス事業所等
 2 対象経費
 ・ICT等導入費
 遠隔支援・面接システム、会議システム導入費やタブレット購入費等
 ・介護ロボット等導入費
 移乗支援ロボット、移動支援ロボット、利用者見守りロボット、排泄支援ロボット等の購入費等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5
障がい福祉分野におけるICT導入の支援(事業所数)	目標	50	50	25
	実績	29	26	
障がい福祉分野におけるロボット導入の支援(事業所数)	目標	10	10	15
	実績	8	7	

【指標の考え方】
 令和3年度、ICT等は50事業所程度、ロボット等は10事業所程度に対して、導入費を補助することを成果目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 令和3年度・令和4年度ともに、1事業所あたりの導入経費の所要額が当初の見込みを上回ったことから、補助対象事業者を選定して導入経費の補助を行ったため、目標と設定した数の事業所に補助を行うことができず、目標未達成となった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 ICTや介護ロボット等の導入費用を支援することで、障がい福祉サービス事業所等において在宅利用の際の健康管理及びリモートシステムを活用した面会等を可能とし、新型コロナウイルス感染拡大の防止が一定程度可能となり、介護業務等の負担軽減を図ることができる。</p>
	<p>【事業の効率性】 令和4年度から、事業計画書及び実績報告書等の様式の見直しを行い、ICTを導入することによって得られた生産性向上に関するデータを効率的に収集・効果検証可能とすることで、より事業所への助言等に活用しやすくしている。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R4 12補正	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	19,610	30,000	32,449	0	時間	228	228	228
（うち一般財源）	6,537	10,000	10,817	0	人件費（千円）	921	921	921

※ 当事業のR5予算は、前倒しでR4 12月補正予算で計上

6 見直しの内容	
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
<p>【上記の理由】 障がい福祉サービス事業所等においては、施設の消毒や利用者の健康管理などの感染防止対策の徹底を図る一方で、依然として職員の負担が増している状況にあることから、引き続き、障がい福祉分野におけるICTや介護ロボットの導入を推進し、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、介護業務の負担軽減を図り、働きやすい職場環境を整備する必要があるため。</p>	
<p>【見直し内容】 導入を希望する事業所が多いため、令和5年度から、事業費の一部（4分の1）を事業者負担とするよう見直しを行い、県予算を効果的に執行することとしている。</p>	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がいのある方の就労支援、工賃向上事業	部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R2
-----	---------------------	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

1 事業のねらい・目的

・地域における農福連携の推進、「まごころ製品」の受注力強化により、障がいのある人の就労支援、収入向上を図る。

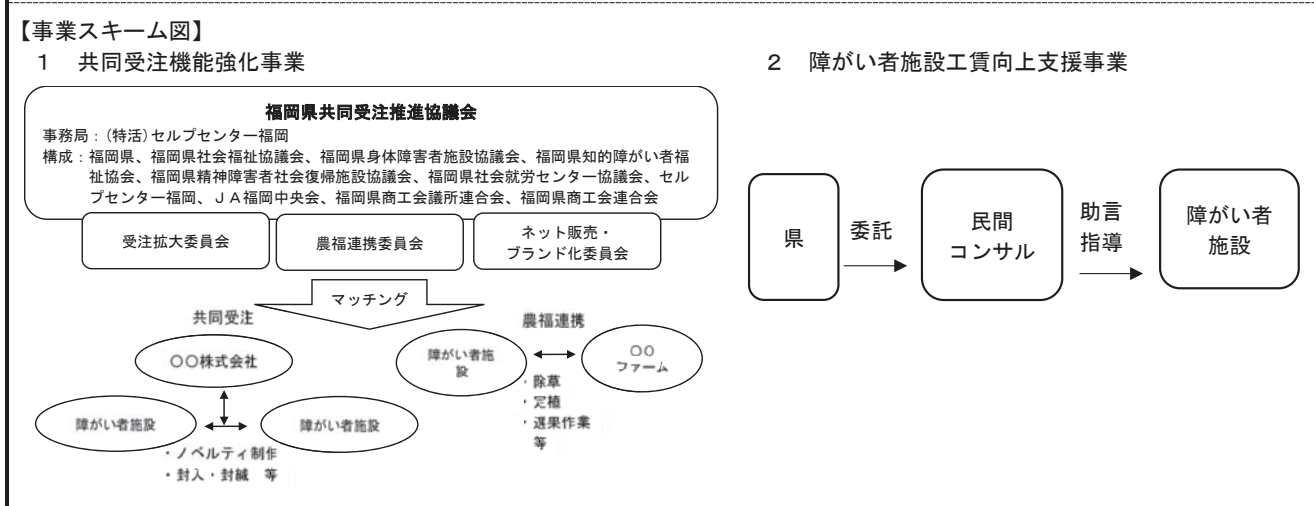
2 事業概要

1 共同受注機能強化事業（共同受注推進協議会設置運営）

- 共同受注の推進を目的とする協議会を設置し、県内各地域における各団体傘下の農業者、企業等と障がい者施設等とのマッチング推進体制を構築する。
 - ・構成団体：県、県社協、JA福岡中央会、商工会議所連合会、商工会連合会等
 - ・運営：特定非営利活動法人 セルプセンター福岡
 - ・活動内容：共同受注の拡大に向けた情報共有や協議、委員会（企業・官公庁からの受注拡大、農福連携、ネット販売・ブランド化）活動によるマッチング推進

2 障がい者施設工賃向上支援事業

- 障がい者施設に対し専門家による経営改善指導を行い、工賃向上につなげる。
 - ・実施方法：委託（障がい者施設への支援実績のある事業者を選定）
 - ・支援内容：障がい特性に応じた作業内容・時間の設定等、障がい者施設の実情を踏まえながら、経営指導を実施
 - ・工程表：全体研修 ⇒ 個別ヒアリング・経営改善計画 ⇒ 個別コンサルティング ⇒ 成果報告
 - ・支援施設：工賃向上に意欲がある施設の中から募集により7施設程度を選定する。



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	...	R8
障がい者施設で働く障がいのある人の平均収入月額 (単位：円) (総合計画)	目標	16,369	15,776	16,507		全国10位以内
	実績	14,215	13,673	14,691		

【指標の考え方】

- ・障がいのある人が自立した生活を送るためには収入の向上が重要。県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売と提供の促進により障がいのある人の収入向上を支援しており、今後も実施していくことが必要。
- ・障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額が全国平均を上回り、令和8年度までに全国10位以内となることを成果指標とする（総合計画の成果指標）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・県施策等により、工賃支払総額はR1年度1,665,123千円からR3年度1,957,296千円と292,173千円増加。事業所の多い都道府県ほど障がいのある人の数も多く、平均収入月額が低い傾向にあるため、大幅な上昇は難しいものの、少しずつではあるが、取組の成果が出ている。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】「1 共同受注機能強化事業（共同受注推進協議会設置運営）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで実績のなかった農業者と障がい者施設とのマッチングを行うことができた。 ・障がい者施設が様々な仕事を受注していることについて、協議会参画団体のネットワークを用いることで、企業や農業者に周知できた。
	<p>【事業の効率性】「2 障がい者施設工賃向上支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部オンラインにて実施することで、基礎研修や成果発表会に多くの障がい者施設が参加することができた。 ・県が障がい者施設に行う実地指導においても、コンサルのノウハウを活用した工賃向上にかかる指導が行えるようになった。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	5,746	3,584	2,342	時間	308	308	308
（うち一般財源）	1,999	1,792	1,171	人件費（千円）	1,244	1,244	1,244

6 見直しの内容	
<p> <input type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 共同受注機能強化事業」 R3年度、協議会の各委員会において、障がい者施設の受注拡大方策の検討・実施に取り組んできた。 協議会に参画する各構成団体のネットワークは、様々な工賃向上に向けた取組を進める協力体制として、協議会の会議方法等を見直し、総合的な工賃向上の取組推進を図っていく。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 共同受注機能強化事業」 協議会の会議回数（▲1回）、委員会の会議回数（▲3回）の減。（▲1,242千円） 	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者収入向上支援事業 (まごころ製品受注力強化事業)		部課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人への生活支援	具体的な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

1 事業のねらい・目的

「まごころ製品」の受注力強化、農福連携人材の確保による農福連携の促進により、障がいのある人の収入向上を図る。

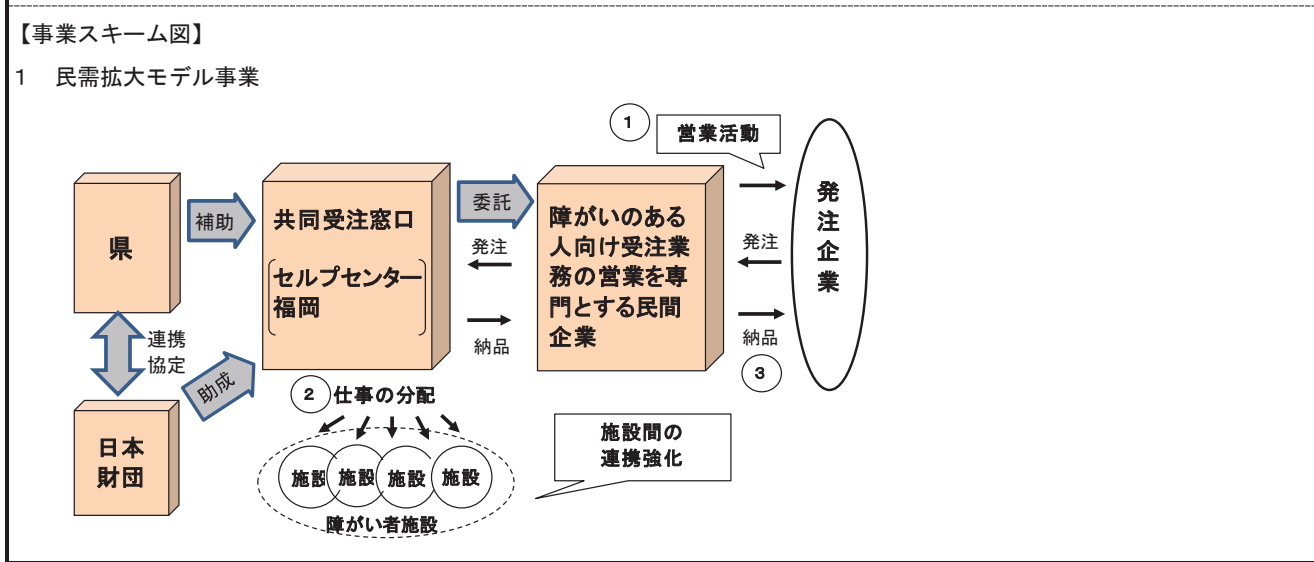
2 事業概要

1 民需拡大モデル事業

- 日本財団との提携(財団が事業費の80%を負担)のもと、障がい者向け受注業務の営業を専門とする日本財団パートナー企業が、企業に対して売込みを実施。売込みの結果、受注した業務は、共同受注窓口(運営:特定非営利活動法人セルフセンター福岡)が作業量・作業内容に応じて、障がい者施設に割り振る。高単価かつ大量作業の受注により、工賃の向上を図る。
 - ・補助先: 特定非営利活動法人セルフセンター福岡
 - ・負担割合: 県:日本財団=1:4

2 農福連携促進人材確保事業

- 障がい者施設における農業技術を持った人材確保のため、農業高校の生徒を対象に、農福連携に取り組む障がい者施設での農業体験の機会を提供する。
 - ・参加学校: 7校
 - ・実施方法: 高校での講義及び障がい者施設での実習



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	...	R8
障がい者施設で働く障がいのある人の平均収入月額 (単位:円) (総合計画)	目標	16,369	15,776	16,507	...	全国10位以内
	実績	14,215	13,673	14,691		

【指標の考え方】

- ・障がいのある人が自立した生活を送るためには収入の向上が重要。県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売と提供の促進により障がいのある人の収入向上を支援しており、今後も実施していくことが必要。
- ・障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額が全国平均を上回り、令和8年度までに全国10位以内となることを成果指標とする(総合計画の成果指標)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・県施策等により、工賃支払総額はR1年度1,665,123千円からR3年度1,957,296千円と292,173千円増加。事業所の多い都道府県ほど障がいのある人の数も多く、平均収入月額が低い傾向にあるため、大幅な上昇は難しいものの、少しずつではあるが、取組の成果が出ている。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 「1 民需拡大モデル事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の営業活動により、作業単価の高い首都圏からのPC作業等を新たに12,108千円受注。
	<p>【事業の効率性】 「2 農福連携促進人材確保事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業高校の協力を得て授業の一環として講義を実施することで、多くの生徒が本事業に参加。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	5,230	5,509	3,527	時間	548	447	434
（うち一般財源）	5,110	5,254	3,264	人件費（千円）	2,213	1,805	1,753

6 見直しの内容			
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="radio"/> 一部改善 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（<input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止） </p>			
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 民需拡大モデル事業」 これまでの営業活動を通じて、発注企業の開拓が一定程度進められたことから、事業の自立に向けて取組を進めていく必要がある。 			
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 民需拡大モデル事業」 企業等に営業を行う営業人員を削減する。（▲2名、▲2,000千円） 			

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用者等)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H11
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	6	高齢者の権利擁護

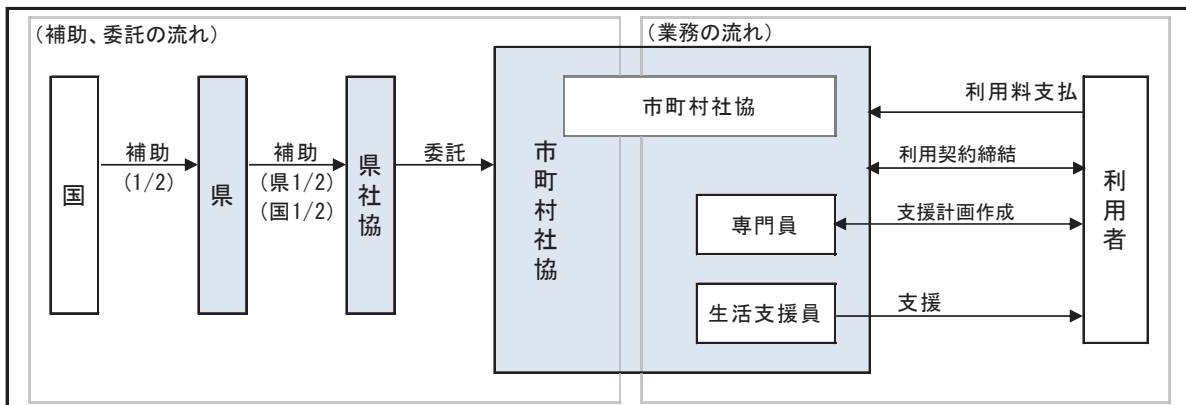
1 事業のねらい・目的

認知症高齢者や知的障がいのある人に対し、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行う日常生活自立センター(福岡県社会福祉協議会)に対し助成を行うことにより、高齢者等が自立した地域生活を送れるよう支援するもの。

2 事業概要

事業名	実施主体	事業概要
日常生活自立支援事業	日常生活自立支援センター (福岡県社会福祉協議会(県社協))	福祉サービスの利用援助事業を、県協が県内の市町村社会福祉協議会(市町村社協)に業務委託して実施する。 【福岡県社会福祉協議会】 ・契約締結審査会の運営・関係機関連絡会議の運営 ・広報啓発・調査研究 ・生活支援員等の研修等 【市町村社会福祉協議会】 ・相談業務 ・利用申請の受付と判断能力の確認 ・支援計画の策定・契約の締結 ・専門員・生活支援員の配置によるサービス提供等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業利用者	目標	781人	835人	960人	1,001人	1,081人	1,124人	1,124人
	実績	759人	846人	906人	988人	988人	984(*)	

※ R4実績数は令和4年6月末時点のもの。

目標(数値指標)の考え方

福祉サービスの利用援助等が必要な認知症高齢者や知的及び精神障がいのある人の利用者数の増。

以下の算出方法により、目標値を設定。

※H30: H29実績×H27~H29の利用件数の平均伸び率(10%)で試算

R1: H30目標×[平均伸び率(10%)に、移行に伴う周知強化による移行初年度の増加分(5%)を加味して試算] (=H30目標×15%)

R2: 利用件数の伸びの準準化及び通減を見込み、H30目標×平均伸び率(10%)×R2伸び率(9%)で試算

R3: R2目標×R3伸び率(8%)で試算

R4: R3目標×R4伸び率(4%)で試算

R5: R2より利用者数が同程度の数値で推移していることから、R5目標はR4から据え置きとする

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

高齢化の進展により利用者は年々増加してきたが、市町村社協方式転換による利用者の伸びが予測を下回ったため、令和3年度は目標未達成となった。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

本事業は、社会福祉協議会と本人との契約により利用できるものであり、成年後見人制度を利用する場合に比べ、家庭裁判所への申し立てが不要である点や日常的な金銭管理等の支援を行う点（成年後見人制度は財産管理や身上監護に関する法律行為を行う）で利用しやすく、その自立の促進に寄与するものである。

【事業の効率性】

業務支援システムを導入し、業務情報の一元管理や、書類の自動作成など業務の効率化を図っている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	114,242	114,242	114,242	時間	566	566	566
（うち一般財源）	57,121	57,121	57,121	人件費（千円）	2,286	2,286	2,286

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数	376人	441人	510人	490人	632人	710人	759人	846人	906人	988人	988人

- ・高齢化の進展等により、今後も以上の数値と同程度の本事業の利用者・相談件数が見込まれる。判断能力が不十分な者が今後も自立した地域生活を送ることができるようにするためにも、事業の継続は必要である。

【見直し内容】

- ・平成30年度まで県社協が市町村社協の中から実施区域ごとに「基幹的社協」を選定し、広域的な支援体制により事業を実施してきたが、利用者数の増加に伴い、基幹的社協の業務負担が年々増大してきたため、令和元年10月から個々の市町村社協が実施する方式に見直し、体制の強化及びサービスの向上を図っている。
- ・令和5年度については引き続き、市町村社協方式での実施に伴う予算を措置し、判断能力に不安がある者にとって身近な窓口としての体制を整備するとともに、パンフレットの配布や研修会の開催など、利用者増に向けた取組みを行う。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護自立促進事業 (長期入院患者 (高齢者・精神障がい者等) 社会復帰促進事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	---	--	-------	-----------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者の支援	具体的な 取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

長期入院患者の退院促進の取組みに加え、退院後の支援により再入院を防ぎ、医療扶助費の縮減を図るとともに、地域生活への移行を促進する。

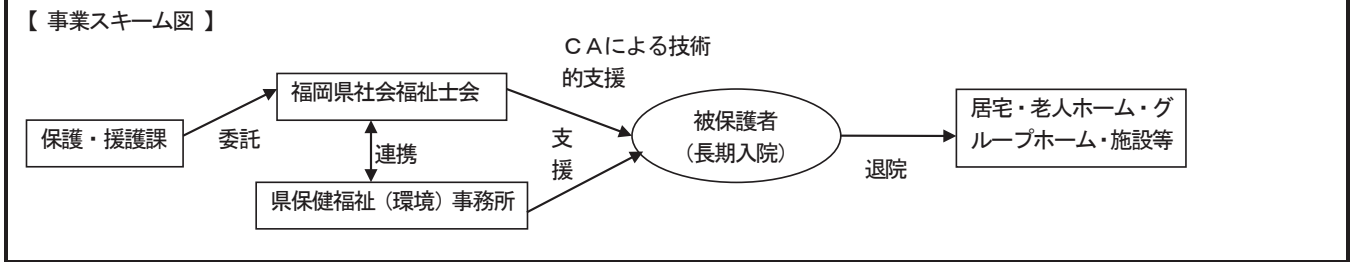
2 事業概要

〈退院支援〉
福岡県社会福祉士会に業務委託し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者をコーディネーター（CA）として保健福祉（環境）事務所に派遣し、退院可能な長期入院患者に対し退院までの支援を行う。

〈退院後支援〉
・退院後できるだけ再入院しないように、退院後6か月間継続して生活相談等支援を行う。
・退院後、介護施設等へ入所した者で、さらに居宅生活への移行が可能な者に対し、引き続き本人・家族や地域との調整など地域移行のための生活準備支援を行う。

【参考】生活保護自立促進事業の概要

- 1 被保護者就労支援事業
- 2 長期入院患者（高齢者・精神障がい者等）社会復帰促進事業



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
長期入院患者退院者数	目標	70人	70人	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	実績	86人	77人	80人	59人	63人	調査中		
再入院者数	目標	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績	3人	0人	0人	0人	0人	調査中		

【指標の考え方】

- ・長期入院患者の退院者数を指標とし、平成27年度以降の目標値を平成26年度の退院者数を参考に70人とする。
- ・再入院については、再入院を出さないことを目標としているため、0人とする。ただし、他疾患及び全身状況の悪化による再入院については、これに含めないこととする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・退院者数について、令和3年度は63人と目標未達成。令和3年度の支援対象者数は90人と昨年度の107人より19%減少しており、コロナ禍のため本人への面談や病状調査、施設への入所に向けた体験入所等の実施が困難であったことから、目標に達しなかった。
- ・再入院者数について、令和3年度は0人であり目標を達成している。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護費への影響効果推計額の総計（退院による医療費の減額）は、令和2年度は205,895千円、令和3年度は223,428千円であり有効である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者が退院支援を行うことで、退院先の確保、社会資源の活用など効率的な運営が可能となる。 ・入院者について入院期間が3ヶ月を超えた時点で適宜リストアップし退院可能な状況であればできるだけ早い段階から退院へ向けた検討を行うことにより、退院に結びつく可能性が高い、入院期間が比較的短い患者に対して重点的に支援を行う。 ・支援により退院した者について、退院後のCAによるフォローアップ体制を充実させ、再入院を防ぐとともに、地域生活への移行を促進する。これにより、対象者が退院後の生活に安心感を持てるようになり、さらなる退院促進につながる。

5	事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
	歳出	28,539	29,357	29,357	時間	4,816	4,816	4,816
	(うち一般財源)	6,524	7,341	7,341	人件費(千円)	19,448	19,448	19,448

6	見直しの内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助費の削減は生活保護行政における大きな課題であり、特に、本来は入院、治療の必要がないにもかかわらず、退院後の受け入れ先がないために入院を余儀なくされている、いわゆる社会的入院をしている被保護者については、ケースワーカーのみでは退院先の確保、被保護者の退院後の生活の確立等が非常に困難であり、専門家による積極的な働きかけ、支援が必要である。
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士会ではCAの定例会議を実施し、進捗管理や事例検討を行って好事例や懸案・課題について情報共有を図っている。特に、平成29年度から事業の拡充として実施している退院後のフォローアップについては、今後、目標のあり方や運用方法の見直し等を検討する。 ・社会福祉士会での定例会議に保護・援護課からも出席して情報を共有し、CAと保護・援護課、保健福祉(環境)事務所間の一層の連携を図る。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護自立促進事業 (被保護者就労支援事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

生活保護受給者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより、生活保護受給者の自立促進を図る。

2 事業概要

- 職業カウンセラーの配置
民間キャリアコンサルタント等の資格を有した職業カウンセラーを福祉事務所に配置し(年延べ2,340日配置)、求人情報の収集、就職方法(履歴書作成、面接)についての助言、職業安定所への同行を通じて、生活保護受給者の自立、就労支援を行う。
- 被保護者資格取得支援事業
対象者の状況に応じ、各地域の求人に応じた就職に有利となる資格取得を目的とした講座を実施する。
- 被保護者就労準備支援事業
被保護者のうち、生活のリズムが乱れている、社会との関わり不安を抱いている、就労意欲が低下している等の理由で就労の準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を実施する。

【事業スキーム図】

```

graph LR
    A[保護・援護課] -- 委託 --> B[受託事業者]
    B -- 職業カウンセラーの派遣 --> C[県保健福祉(環境)事務所]
    B --> D(生活保護受給者  
(就労可能と判断される者))
    C -- 自立・就労支援プログラムの策定、実施 --> D
    D --> E[自立]
  
```

被保護者資格取得支援事業
被保護者就労準備支援事業

3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
事業参加率(※)	目標	66.0%	68.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
	実績	68.0%	65.6%	67.6%	調査中			

【指標の考え方】
国が策定した「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において掲げられた本事業に係る指標に倣い、本県も同様の指標とした。
国はR7年度までに「65%」を達成することを目標としているが、本県では早期に達成する見込みがあったことから、R7年度までに70%を達成することを目標として設定している。
(※)事業参加率…保護の実施機関(福祉事務所)が就労可能と判断した生活保護受給者(現に就労している生活保護受給者も含む。)のうち、本事業に参加した者の割合

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
目標未達成
【理由】
新型コロナウイルス感染症の影響により、職業カウンセラー・ケースワーカーの被保護者との面談等が減少。事業参加促進が図れず、事業参加率が伸びなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 就労可能と判断される生活保護受給者の職業適性の把握・就労意欲の喚起・就職スキル（履歴書作成・採用面接）の指導などキャリアコンサルタント等の専門性を活かした就労支援を実施することにより、毎年支援実施者の約3割が就職に結びついている。</p> <p>※支援実施者数（カッコ内は新規就労者数） 平成30年度813人（323人）、令和元年度682人（218人）、令和2年度672人（206人）、令和3年度781人（221人）</p>
	<p>【事業の効率性】 生活保護ケースワーカーによる就労支援に加え、キャリアコンサルタント等の資格を有した職業カウンセラーを活用することにより、専門的・効果的な就労支援が可能。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	110,362	132,388	124,292	時間	297	297	297
（うち一般財源）	34,485	36,339	36,337	人件費（千円）	1,200	1,200	1,200

6 見直しの内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
【上記の理由】	<p>本県は、生活保護率が全国平均より高く、また世帯類型別に見ると、就労可能な世帯が多く含まれている「その他の世帯」の比率が高い状況にあるため、引き続き被保護者に対する就労支援を実施する必要がある。</p> <p>一方で、就労可能と判断される生活保護受給者の中には、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由により直ちに就労することが困難な者も存在しており、就労の前段階の支援を実施して、就労につなげる取組みが必要である。</p>
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健福祉（環境）事務所のうち、就労支援事業参加率が他に比べ低い事務所については事業の活用を促し、当該参加率の引き上げを図る。 ・ 就労支援事業の実施にあたっては、対象者の状況を踏まえ、就労準備支援事業や資格取得支援事業を促し、事業参加率の向上に取り組む。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (生活保護受給者健康管理支援事業)		部課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者の支援	具体的な 取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

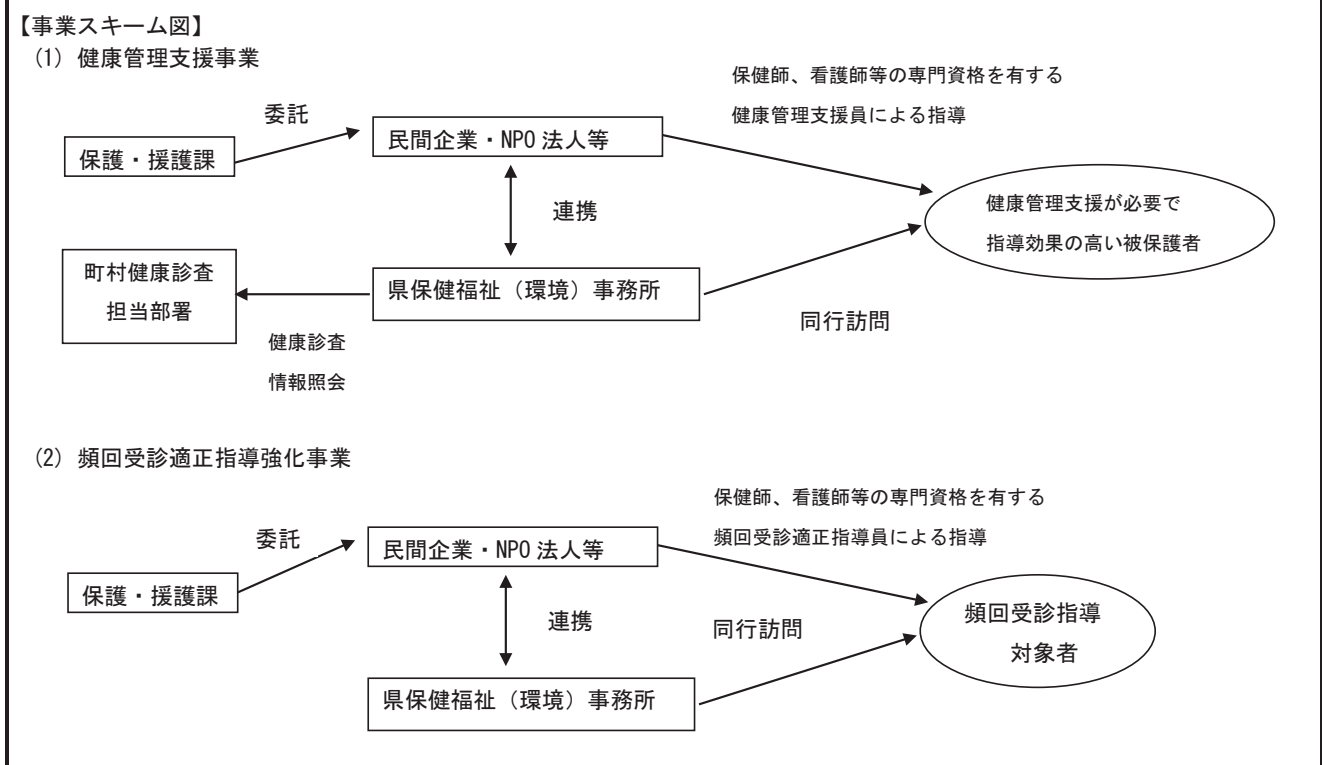
1 事業のねらい・目的

- 生活保護受給者に対する健康管理支援により、生活習慣病の重症化を予防し、生活保護受給者の自立を促進させる。
- 頻回受診者に対し、適正受診の指導を行うことにより医療扶助の適正化を図る。

2 事業概要

(1) 健康管理支援事業
保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を健康管理支援員として派遣し、以下の支援・指導を行う。
 ・生活保護受給者の健診データと医療レセプトデータの分析
 ・健診未受診者に対する受診指導
 ・生活習慣病(糖尿病、脂質異常症、高血圧など)を抱えた生活保護受給者に対して、重症化予防を中心に、訪問による健康相談や、疾病に応じた日常生活(食事、栄養、運動による予防など)の健康管理支援を行う。

(2) 頻回受診適正指導強化事業
保健福祉(環境)事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を頻回受診適正指導員として派遣し、医療レセプトデータを分析の上、頻回受診指導対象者を抽出し適正受診指導を行う。



3 事業目標等 (1) 健康管理支援事業

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
健康管理支援者数(人)	目標	300	300	300	300	300
	実績	319	315	401	調査中	

【指標の考え方】
 ・レセプトや健診データ等により生活習慣病の改善が必要とされる者を中心に、年300人に対して支援を行う。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・生活習慣病(特に糖尿病)の罹患者に対して、早期に支援対象者の選定を行い、嘱託医や主治医への面談を支援員とケースワーカーの連携を基に実施したことで目標達成となった。

3 事業目標等		(2) 頻回受診適正指導強化事業				
成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
頻回受診指導による改善者割合(%) (総合計画)	目標	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	実績	69.9	72.1	57.9	調査中	
【指標の考え方】						
・ 頻回受診指導対象者の改善割合を指標とし、毎年度の改善割合を80%とすることを目標とする。						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】						
・ 頻回受診の指導には、本人に面会し病状や生活状況等を詳細に確認することが重要であるが、令和3年度もコロナの影響を受け、自宅への訪問活動が困難なケースな状況であった。電話での指導回数を増やすなど対応した結果、適正受診指導対象者19人の内、11人は改善することができたが、目標値には及ばなかった。						

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の健康管理支援については、健康管理支援員（保健師、看護師等）の専門的な知見により、医学的な側面から効果的な支援ができた。 頻回受診者に対する適正受診指導については、頻回受診適正受診指導員（保健師、看護師等）の専門的な知見により、医学的な側面から効果的な指導ができた。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対して健康管理支援にかかる助言を行うにあたり、健康管理支援員（保健師、看護師等）という専門職の派遣により効率的な支援が図られた。 頻回受診者に対する適正受診指導は、H29年度以前までケースワーカーが行っていたが、頻回受診適正受診指導員（保健師、看護師等）という専門職の派遣により効率的かつ効果的な指導が図られた。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	19,770	20,337	20,302	時間	1,393	1,472	1,437
(うち一般財源)	4,507	5,088	5,080	人件費(千円)	5,625	5,944	5,803

6 見直しの内容
<input type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度においては、コロナ禍において訪問指導ができなかったこともあり、改善割合が57.9%にとどまったもの。 指導困難ケース（高齢者、精神疾患など）については、長期にわたり是正が見られない者に対して、継続指導を効果的に行う必要がある。 令和4年度についても、感染対策を徹底した上での指導、主治医への確認、電話指導の活用により、改善者割合の上昇を図る。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 指導困難ケース（高齢者、精神疾患など）健康管理支援事業の一環として頻回受診の適正指導を行うことで、従前の通院指導にとどまらず疾病に罹患する前段階である生活習慣の改善指導もあわせて実施する。 本庁は指導員と月次ミーティングを行うことで、指導員の意見を聴取し、翌以降ケースワーカーと指導員がより円滑に連携して指導を行えるよう調整を行う。

R4年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	若者就職支援センター事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H16
-----	--------------	-------	-------------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人）の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な 取組	1	若者の県内就職促進

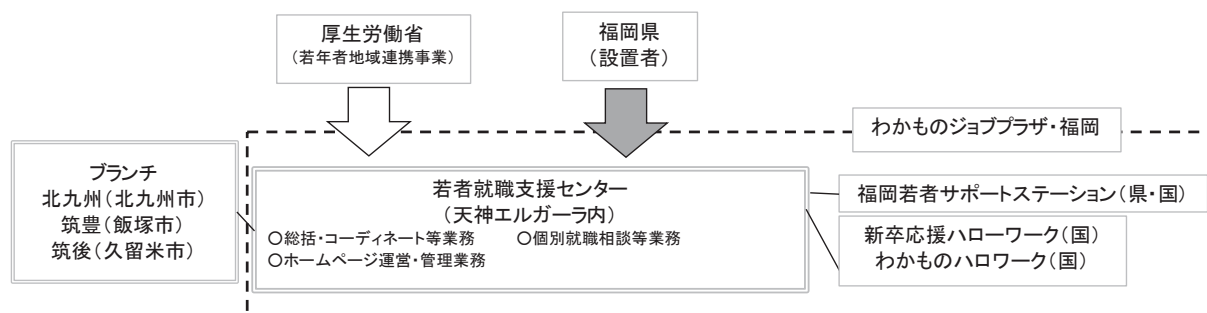
1 事業のねらい・目的

- 個別就職相談や就職支援セミナー等を通じて、若者の早期就職の支援を行う。
- 人材不足分野の企業との接点を数多く設定することにより、求職者と企業の出会いの機会を数多く設け、就職の促進を図る。

2 事業概要

- 1 きめ細かな相談支援**
- 個別就職相談
相談窓口を県内4か所に設置（福岡、北九州、筑後、筑豊）し、専門の就職相談員によるウェブも活用した個別就職相談を実施
 - 大学生等就活支援事業
大学生等を対象に、就職活動における個人面接や集団面接などを想定した個別指導や複数名でのグループ指導等を実施
 - 就職ガイダンス
大学3年生等向けに、就職活動に関する基礎知識の習得に向けた就職ガイダンスを実施
 - 就職後の若者のフォローアップ
若者の職場への定着を図るため、就職後における仕事やキャリア形成等の個別相談を実施
- 2 就職支援のためのセミナーの開催**
- 就職支援セミナー
社会人スキルを習得させるため、自己分析・面接対策、グループワーク、OA研修等を実施
- 3 企業と求職者等の出会いの場の提供**
- ウェブ合同会社説明会・ウェブインターンシップ
求職者と県内企業のマッチングを促進するため、ウェブでの合同会社説明会・インターンシップを実施
 - 地元企業紹介事業
地元企業への理解を深めるとともに、企業規模や知名度にとらわれない職業選択を促進するため、学生（高校、大学等）を対象とした地元企業の経営者による授業や企業見学会・座談会を実施
 - 学校と地元企業の交流会
学校と企業の出会いの場として、高校教員と地元企業の交流会及び大学等と地元企業の就職情報交換会を実施
 - オンライン座談会
求人情報だけでは伝わらない企業の魅力をPRする場として、企業の経営者や採用担当者によるオンラインでの座談会を実施
- 4 UIJターン就職の促進**
- 県外大学生のUIJターン就職支援
東京圏等のUIJターン就職支援協定締結大学等と連携し、大学等が主催するUIJターン相談会へのアドバイザー派遣、業界研究会及び座談会を実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
【若者就職支援センター】							単位：人
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	最終目標値
新規登録者数	目標	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	47,500
	実績	10,056	7,720	6,788	4,034	4,810	33,408
就職者数	目標	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	37,000
	実績	8,010	6,031	5,076	3,598	3,088	25,803
※H29～R1は「若者ごとサポートセンター」と「30代チャレンジ応援センター」の合計値							
総合計画目標【R4～R8】若者就職支援センターの就職決定率：80%以上、就職者の正規雇用率：90%以上							
成果指標		R4(11月末)	R5	R6	R7	R8	最終目標値
就職決定率	目標	80	80	80	80	80	80
	実績	39.2					
正規雇用率	目標	90	90	90	90	90	90
	実績	91.5					
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 事業目的は、各種支援による若者の就職に係る能力の向上、県内企業との出会いの場の提供による就職の促進であることから、センターの登録者のうち「就職した者の割合」及び「就職した者の正規雇用の割合」を指標とする。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 新規登録者数は目標値9,500人に対し4,810人、就職者数は目標値7,400人に対し3,088人となっている。 新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい雇用情勢が続いたことにより、よりよい条件を求める積極的な転職活動が控えられたことや、求職者の外出控え、緊急事態宣言の発令により学生向けの対面型大規模イベントが一部例年通りの形で実施ができなかったこと等の影響により、センターの新規登録者数が減少。 また、経済活動が縮小し、企業の採用活動が停滞したため、就職環境が悪化した。 							
4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】						
	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かな相談支援やセミナーの開催、企業と求職者の出会いの場の提供等の支援を組み合わせることで、令和3年度は、目標には届かなかったものの、3,088人の就職につながっている。 						
【事業の効率性】							
<ul style="list-style-type: none"> 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等の意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。 							
5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	155,462	246,418	235,720	時間	3,921	3,921	3,921
(うち一般財源)	154,568	215,566	199,134	人件費(千円)	15,833	15,833	15,833
6 見直しの内容							
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止) </p>							
【上記の理由】							
<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用したリモートによる就職相談、合同会社説明会、インターンシップ等、リモートによる求職者・学生の就職支援及び県内企業の魅力発信に取り組み成果を上げてきた。 R4.6月以降、新規求人数がコロナ禍前の水準に回復するなど、企業の採用意欲が高まっており、参加しやすいウェブによる支援策を拡充し、確実に県内企業への就職に結びつける必要がある。 							
【見直し内容】							
<ul style="list-style-type: none"> ウェブを活用することによる人件費等の見直し(▲35,503千円) ウェブ合同会社説明会について、面接会を同時に開催するとともにウェブインターンシップの対象に県内学生を加えることで、県内企業の魅力をより幅広く効率的に発信していく。(＋24,805千円) 							

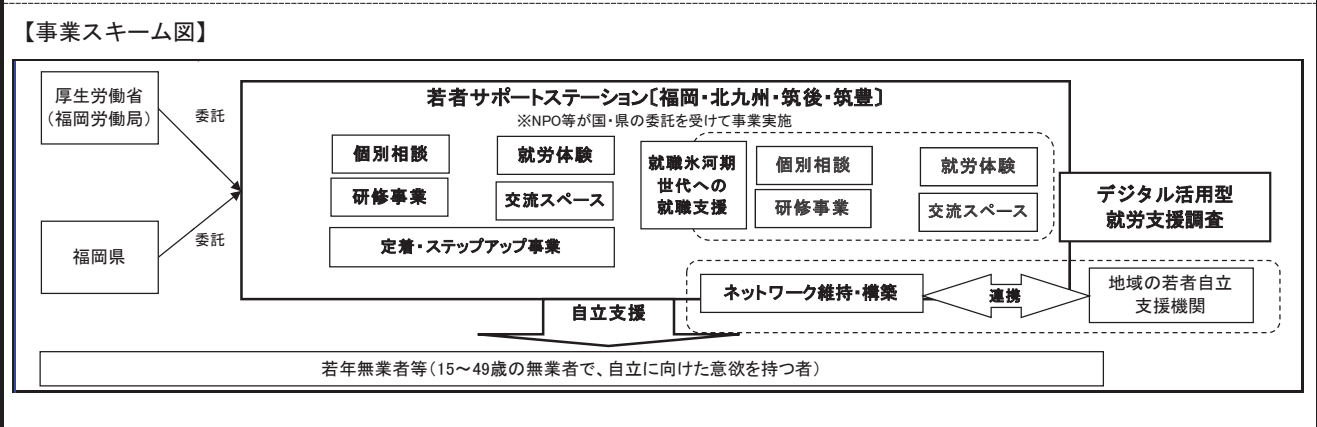
事業名	若者自立支援事業	部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H18
-----	----------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	1	若者の県内就職促進

1 事業のねらい・目的
 「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、15~49歳の学校を卒業・中退後あるいは仕事を辞めた後、一定期間無業の状態にある若年無業者等の若者の職業的自立を支援する施設である「若者サポートステーション」において、利用者の状態に応じた支援プログラムを実施し、就職や進学等、早期の進路決定を図る。

2 事業概要

- 1 個別相談**
① キャリア相談(国事業)
 キャリアコンサルタント等による個別相談
【内容】
 ・個人の状況の把握(現状、職歴の把握)
 ・自立できない要因の整理
 ・目標の設定と課題の克服
- ② 心理相談**
 臨床心理士等の心理専門職による個別相談、グループカウンセリング
【内容】
 ・知的障がい・発達障がいなどの疑いがある人等を対象に障がい特性の見立て
 ・心の問題を抱えた利用者の問題改善に向けた継続的支援
- 2 研修事業**
① グループワーク
 対人関係の不安解消、生活習慣の改善等を目的とした訓練
【内容】
 ・ゲーム、レクリエーション等を通じたコミュニケーション訓練 等
- ② 基礎能力習得講座**
 就労に向けたより具体的な訓練
【内容】
 ・発声練習、グループディスカッション
 ・ビジネスマナー
 ・履歴書の書き方、面接訓練 等
- ③ 家族セミナー(サポステPR+講演+保護者交流会)**
 若年無業者等の問題で悩みを抱える保護者等に対する支援
【内容】
 ・若年無業者・ひきこもり等に関する専門家による講演
 ・サポステ事業のPR
 ・家族同士の交流会
- 3 就労体験**
① 職場体験・就労支援事業(国事業)
 働く自信を付与するため、企業等において**長期**の就労体験を実施
- ② 就労体験(県事業)**
 働く自信を付与するため、企業等において**短期**の就労体験を実施
 1日~2日単位の体験から2週間までの期間で実施。
【内容】
 ・利用者に合わせた就労体験受入企業の開拓
 ・体験先企業と利用者間のコーディネート、事前、事後の研修
- ③ ボランティア体験**
 企業での就労体験に自信を持ってない利用者について、ボランティアへの参加を促し、自信を付与
- 4 交流スペースでの支援 ※福岡、北九州のみ**
 定期的(週3日程度)に交流スペースでの支援を実施し、各支援事業の補完的機能を持たせ、利用者の活動停滞を防止
 <<交流スペースでの支援メニュー>>
 ・予約不要の簡単な個別相談
 急いで相談したいが予約がとれない場合等に短時間の相談対応を実施
 ・利用者同士の「雑談」練習
 同じ悩みを持つ人と率直に話すことで、前向きな活動に繋げる
 ・社会人マナー研修
 「挨拶の仕方」「身だしなみ」や「時間管理」等の社会人マナーを就労体験前に事前に学ぶ
 ・個別就職活動支援
 パソコンを使って会社情報の収集、履歴書、自己PR書作成を行う場を提供し、個別指導を行う
 ・軽作業
 サポステ事務局や受託団体本体の広報物発送業務や、サポステ広報資料作成業務等をグループで行い、集団での作業を学ぶ
- 5 定着・ステップアップ事業(国事業)**
 支援により就職した利用者に対し、職場定着のためのフォローや、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援
- 6 地域の若者支援機関とのネットワーク維持・構築**
 県内4サポステと地域の関係機関(ひきこもり支援機関、発達障がい支援機関、ハローワーク等)との連携強化、ノウハウ共有のため、情報交換会等を実施
【内容】
 ・地域の関係機関との情報交換会の開催(県内4地域×年2回)
 ・県内関係機関連携会議、県内サポステ合同会議の開催(年各1回)
- 7 広報の強化**
 サポステ認知度向上のため、就職情報誌やSNSによる広報を行うことにより、新規登録者の増加を図る。
- 8 就職氷河期世代への就職支援**
 就職氷河期世代への支援のため、地域若者サポートステーション事業の対象年齢が、39歳から、49歳まで拡大することに伴い、これまで県事業にて実施してきた下記の取組についても40~49歳を対象とし、4地域において実施する。
【対象事業】
 ①個別相談(心理相談)
 ②研修事業(グループワーク、基礎能力習得講座、家族セミナー)
 ③就労体験(就労体験、ボランティア体験)
 ④交流スペースでの支援
- 9 デジタル活用型就労支援調査**
 デジタルの力を活用し、バーチャルとリアルの両面から若年無業者への効率的・効果的な支援を行う仕組みを構築できるよう、先行事例の収集、ニーズ調査、試行検証等、調査・研究を行う。



3 事業目標等

成果指標		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
就職者数 (進路決定者数含む)	目標	200	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
	実績	432	563	569	566	370	300	349	344	438	355	

※R4は11月時点

【指標の考え方】

- ・本事業は、若年無業者等の若者の職業的自立を目的としているため、本事業の支援を受けた結果、就職、職業訓練、進学等、若年無業者状態から脱した実人数である進路決定者数を成果目標とする。
- ・県内4か所にサポステを設置した平成25年度の実績を踏まえて目標値を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・進路決定者数の目標値450人に対し、令和3年度は実績値438となった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での相談やセミナーを一部実施できなかったこと等から目標達成はできなかったが、直近3年間の実績と比較して、進路決定者数は伸びている。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・進路決定者数は、平成18年8月以降累計で4,743名、新規登録者数は7,656名にのぼる。(R4.11末現在)
- ・県内4か所(福岡・北九州・筑後・筑豊)に設置したサポステにおいて地域に密着した個別相談や就労体験等の支援を行った結果、令和3年度の進路決定者数は438名、進路決定率も7割を超えており、若者の職業的自立の支援の一助となっている。

【事業の効率性】

- ・県担当者、各サポステスタッフ、委託事業者が出席する会議を定期的に行い、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等について協議し、事業効率化を図っている。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	39,569	47,172	81,298	時間	5,281	5,281	5,281
(うち一般財源)	36,826	40,659	55,623	人件費(千円)	21,325	21,325	21,325

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・本県の若年無業者が15~34歳人口に占める割合は3.2% (33,400人) と全国平均2.3%に比べて0.9ポイント高くなっている。(平成29年総務省統計局「就業構造基本調査」より ※調査頻度：5年に一度)。
- ・一般的に、若年無業者期間が長期化し年齢が高くなるほど就職に不利となり、生活困窮に陥る可能性も高まると考えられる。若年無業者等の若者の早期自立を後押しするため、国が措置する基盤的な事業と一体的に、地域の実情に合わせて県事業を実施し、効率的、効果的な支援を行う必要がある。
- ・国は、就職氷河期世代の集中支援期間を2年間延長するとしており、国の集中支援が行われている期間に、県事業の取組を強化し、一人でも多くの安定就労を実現させていく必要がある。
- ・デジタル活用型就労支援については、ひきこもり等長期無業の若者にとって、アバターでの相談等は参加へのハードルが下がり、練習を重ねることにより、若者サポートステーションでの対人型の支援と組み合わせ、就労や社会参加に繋がる成果が得られている。今後は周知広報を強化し、多くの若者が利用できる環境を整えていく必要がある。

【見直し内容】

- ・就職氷河期世代の利用者のニーズや特性に寄り添った支援を行うとともに、対象者に届く効果的な周知広報の実施。
- ・相談員等のメンタルヘルスに関する知識・対応力の向上を図るため、メンタルヘルスファーストエイド研修を実施。就職氷河期世代支援強化 (+8,423千円)
- ・デジタル活用型就労支援について、利用環境の向上、支援の充実を図るとともに、周知広報の強化を実施。メタバースでの若年無業者の就労支援 (+30,767千円)

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	企業における働き方改善推進事業 (働き方改革推進事業)		部課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H29
-----	--------------------------------	--	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な取組	1	魅力ある職場づくりの促進

1 事業のねらい・目的

少子高齢化に伴い労働力人口がますます減少していく中、若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりの取組み(働き方改革)は、人材不足による倒産が懸念される地方の中小企業にとって、人材の確保・定着や生産性の向上等にも資するものである。

県では、これまで県全体での気運醸成や先駆的事例の創出等の取組みを推進してきたが、今後は気運醸成から具体的な取組みの実践に導き、企業の自主的・自立的な取組みで進められていくものへと移行させていく必要がある。

県内各企業の働き方改革の取組みを進めるため、魅力ある職場づくりに向けた実践的な研修を県内4地域で開催し、参加企業に対し、取組みの支援を行うとともに、実践企業へのフォローや県サイトを使用した情報発信を図る。

2 事業概要

<企業の取組みを促進>

(1) 働き方改革地域実践事業

魅力ある職場づくりに取り組む企業を支援するため、県内4地域で企業内での「働き方改革」の取組みの議論・検証を行うワークショップ(全3回)を開催するとともに、アドバイザーのフォローアップ支援を実施
3回目のワークショップ(最終報告会)は、取組事例共有のため、一般からの参加も募り公開して実施

(2) 働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)サポート事業

働き方改革の取組みを宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」の新規登録拡大を図るとともに、取組みが思うように進んでいない企業については、適切な支援機関やメニューを紹介するなどのフォローアップを実施

(3) 魅力ある職場づくり相談支援強化事業

①国との合同開催による雇用関係助成金説明会の開催

働き方改革に取り組むインセンティブとなる雇用関係助成金を最大限活用できる環境を整えるため、国(福岡労働局)と連携し、県内4地域で雇用関係助成金説明会を開催

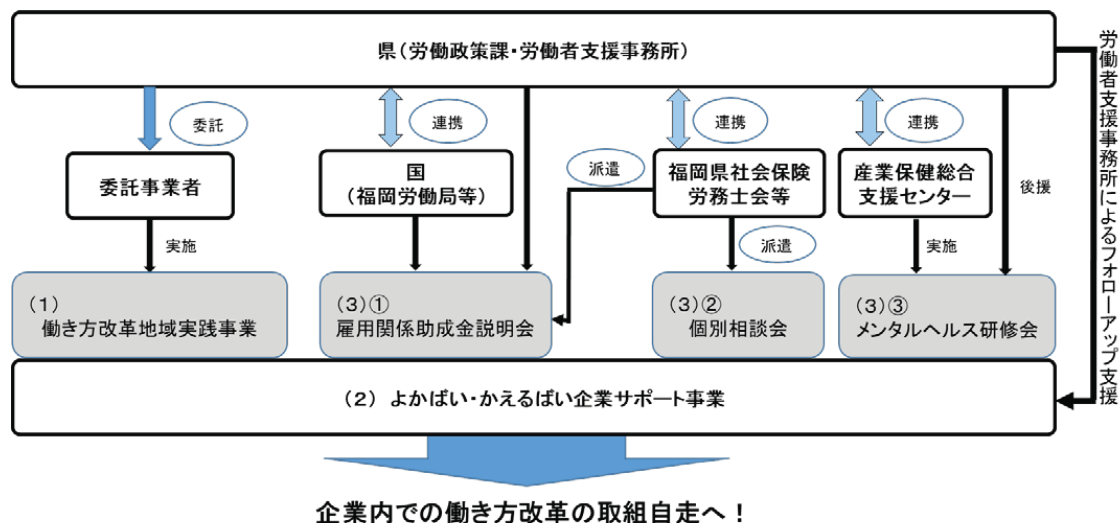
②労務管理の専門家による個別相談会の開催

働き方改革に取り組む上での相談に対応するため、市町村や商工団体のニーズを踏まえて、社会保険労務士を県内4地域に派遣し、個別相談会を開催

③県内中小企業におけるメンタルヘルス対策の充実に向けたセミナー実施

福岡産業保健総合支援センターが、福岡地区・北九州地区・オンラインで開催している「労働衛生管理研修会」について、県と連携して筑後地区・筑豊地区でも開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		(基準)R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)の新規登録社数(総合計画)	目標	—	—	300社	600社	900社	1,200社	1,500社
	実績	172社	184社	158社	—	—	—	—

※目標は、各年度までの累計。 ※実績は、R4.12月時点。

【指標の考え方】

- ・「子育て応援宣言企業」登録制度において、開始(平成15年9月)からおよそ4年経過(平成20年3月)した登録企業数が1,424社であったことから年間当たりの企業数を算出
 $1,424 \text{社} \div 4 \text{年} 7 \text{か月} \approx 300 \text{社}$
- ・実績については、よかばい・かえるばい企業新規登録社数で検証

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が厳しく、特に中小企業では業績の向上に優先順位を置いている中で働き方改革にまで手が回らない等の声が多くあり、目標には達しなかった。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・働き方改革地域実践事業で支援した企業では、従業員のモチベーションの向上、風通しのよい職場環境の整備、離職率の低下、などの成果が出ている。
- ・これらの取組事例等を活用しながら、地域の企業に対し、取組に役立つ説明会等の情報提供や、事例紹介・アドバイス等のフォローアップを行うことにより、企業の働き方改革の実践につなげることができている。
- ・雇用関係助成金説明会により県内企業に助成金の概要を知っていただき、個別相談会でその活用に向けた支援を行うことで、効果的に働き方改革に取り組んでもらうことが可能となっている。

【事業の効率性】

- ・働き方改革地域実践事業の最終報告会は一般からの参加を募り公開して行い、参加企業の取組内容と成果を地域の企業と共有することで、効率的に身近な企業の事例について横展開を図ることができている。
- ・併せて参加企業の取組事例を事例集として整理し、ポータルサイトに掲載することにより、広く情報発信することができている。
- ・また、説明会等への参加企業に対し、他の働き方改革関連事業をPRすることで効率的に周知することができている。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	14,078	19,527	17,932	時間	1,676	2,514	2,514
(うち一般財源)	7,062	9,764	8,966	人件費(千円)	6,768	10,152	10,152

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・新規求人数がコロナ禍前の水準に回復するなど、企業の採用意欲が高まっており、こうした企業に対して、魅力ある職場づくりに取り組むことで人材の確保・定着や生産性の向上につながることをわかりやすく伝え、取組みのきっかけをつくっていく必要がある。
- ・時間や人手に余裕のない中小企業が参加しやすいよう、コロナ禍で普及したオンライン等も活用し、実施方法を見直す必要がある。

【見直し内容】

- ・より多くの企業に関心を持ってもらい働き方改革の取組みを進めてもらえるよう、次の見直しを行う。
 - ①働き方改革実践事業の運用変更
 - ・働き方改革の取組状況について議論・検証を行い、取組成果を発表するワークショップ(全3回)への参加を必須としてフォローアップ支援を行っているところ、セミナー(1回)に参加した企業のうち希望者に対しフォローアップ支援を実施するよう見直す。
 - ②雇用関係助成金説明会の開催方法
 - ・対面型とオンラインで別々に開催しているところ、ハイブリッド型の開催手法も導入。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	生涯現役社会推進事業		部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 16	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり 高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2 1	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援 高齢者の活躍応援	具体的な 取組	4 1	高齢者の就業支援 生涯現役社会づくりの推進

1 事業のねらい・目的

○ 福岡県生涯現役チャレンジセンターを中心に、高齢者が年齢に関わらず、職場や地域で活躍できる選択肢の多い「生涯現役社会」の実現を目指す。

2 事業概要

福岡県生涯現役チャレンジセンター事業

- 高齢者の活躍の場の拡大、4センターの運営
 - ・ 70歳以上まで働ける制度導入企業の開拓
- 就業・社会参加支援
 - ・ センターにおける総合相談、マッチング支援
 - ・ シニア世代活用企業拡大事業
- 普及・啓発
 - ・ 企業向け、従業員向けセミナーの開催
- マッチングシステム、センターホームページの改修
 - ・ オンラインで求職者がセンターへ登録できる仕組みを構築

生涯現役社会づくりの推進

- 福岡県生涯現役社会推進協議会(※1)の運営
 - 官民一体となって生涯現役社会づくりに取り組む協議会(県、経済団体、高齢者関係団体、NPO団体など18団体で構成)の運営
 - (※1) 令和4年5月「福岡県70歳現役社会推進協議会」から改称
- 九州・山口生涯現役社会推進協議会(※2)の運営
 - (※2) 令和4年9月「九州・山口70歳現役社会推進協議会」から改称
- 九州・山口生涯現役社会推進大会(※3)の開催
 - (※3) 令和4年9月「九州・山口70歳現役社会推進大会」から改称

【事業スキーム図】 事業概要参照

3 事業目標等

成果指標		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
生涯現役チャレンジセンターによる進路決定者数(人) (総合計画)	目標	累計 13,000	5年間累計で10,000人				
	実績	1,707	1,497				
	累計	13,102	1,497				

※令和4年12月末時点

【指標の考え方】

- ・ 生涯現役チャレンジセンターによる進路決定者数 年間2,000人、2026年度までの5年間で累計10,000人を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 目標達成に向け、着実に取組を進め、順調に実績を伸ばしている。今後も、進路決定者の増加に向け、センターの周知強化を図る。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となった推進体制 生涯現役社会づくりを進める上では、企業をはじめ各層の幅広い理解と協力が必要であり、県だけでなく、関係機関・団体が一体となった取組が求められる。このため、生涯現役社会づくりの推進母体として、行政、経済団体、高齢者関係団体、NPO・ボランティア団体等で構成される「福岡県生涯現役社会推進協議会」を設立し協議を進め、生涯現役社会の実現に向け官民一体となって取り組んでおり、効果が高い。 ・九州一体となった生涯現役社会づくり 九州・山口各県、経済団体、労働者団体で構成する「九州・山口生涯現役社会推進協議会」で、九州・山口が一体となって「生涯現役社会」づくりに取り組み、「生涯現役社会」の必要性と取組みを、九州・山口各県や全国に発信し、牽引している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「九州・山口生涯社会推進協議会」の事務局である本県と「九州・山口生涯現役社会推進大会」開催県との役割分担を行うとともに、新聞その他広告媒体で全国に向けて発信し、協力して生涯現役社会づくりを推進する気運の高揚と、意識改革・理解促進を図っている。 九州・山口生涯現役社会推進大会を各県で開催（H29年11月：福岡県、H30年10月：佐賀県、R1年11月：長崎県、R2中止、R3年11月熊本県、R4年10月大分県）

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	143,204	165,190	166,522	時間	3,755	3,755	3,755
(うち一般財源)	137,488	157,023	158,862	人件費(千円)	15,163	15,163	15,163

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（ 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止） </p>
----------	--

【上記の理由】

- ・少子・高齢化の進行により、社会を支える生産年齢人口は、今後さらに減少していく。
そのような中、社会の活力を維持していくためには、高齢者が活躍し続けることが益々重要となるため、本事業の継続が必要。
- ・生涯現役チャレンジセンターの相談件数及び進路決定者数も着実に増加。一方、新規登録者数は伸び悩んでおり、新規登録者の掘り起こし強化が必要。
- ・進路決定者のさらなる拡大を図るため、高齢者及び求人企業への働きかけ強化が必要。

相談件数、登録者・進路決定者数の推移

年度	登録者数	進路決定者数	相談件数
H24	1,380	306	5,028
H25	1,834	717	9,601
H26	2,542	1,042	14,059
H27	2,574	1,342	16,597
H28	2,597	1,492	18,143
H29	2,820	1,497	18,936
H30	2,554	1,611	19,983
R1	2,752	1,678	20,457
R2	1,710	1,631	19,057
R3	1,913	1,707	20,128

- 【見直し内容】**
- WEBで利用登録や相談予約を可能とすることで利便性を向上させ、新規登録者の増加につなげる。
 - 遠方に居住する利用者などに対し、オンライン相談をさらに活用し、気軽に相談できる環境を整える。
 - 70歳以上まで働ける制度のない企業を訪問し、概ね65歳～70歳までの従業員に対し、在職中から再就職等を支援する。
 - シルバー人材センター等における課題解決を支援する専門家を派遣し、70歳以降の高齢者の活躍の場を拡大する。

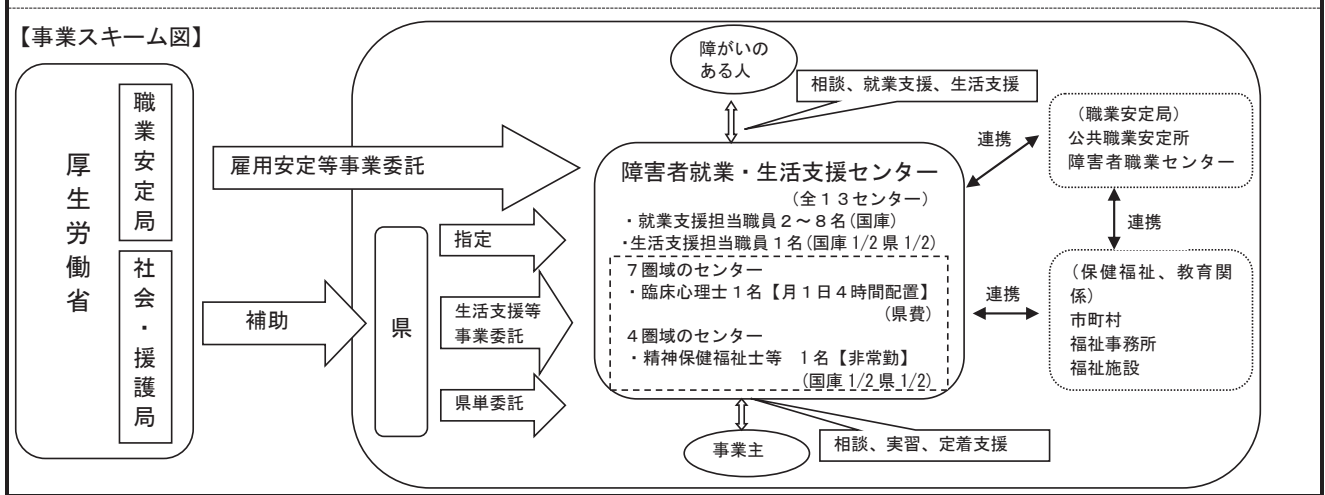
(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者就業・生活支援事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	H17
-----	---------------	-------	--------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	5	障がいのある人の就業支援

1 事業のねらい・目的	求職障がい者の就労支援及び在職障がい者の職場定着を図ることによる障がい者雇用の促進・安定。法定雇用率の達成。
2 事業概要	<p>1 障害者就業・生活支援センターの指定及び障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>(1) 「障害者就業・生活支援センター」を県内13障がい保健福祉圏域全てに設置。センターでは、障がいのある人への就業・生活面での助言や職場実習のあっせん等、事業主への雇用管理や職場定着に係る助言等を行う。</p> <p>(2) 県内4生活圈域(北九州、福岡、筑豊、筑後)のセンターに、心理検査やカウンセリングを行う心理専門職を配置し、精神障がい又は発達障がいなど見えにくい障がいのある人の職業適性や障がい特性を的確に把握し、就労支援に活用する。</p> <p>(3) 精神障がいのある人の職場定着を支援するため、県内4生活圈域のセンターに「精神保健福祉士」などの非常勤職員を配置し、求職者・家族に対する相談支援や医療機関と連携した病状把握と服薬指導等の生活指導、就職後の職場訪問による定着支援等を実施。</p> <p>(4) 令和4年1月～令和5年3月まで、ポストコロナに向けた求職者の就職を支援するため、県内2センターにおいて生活支援体制を強化。(生活支援員各1名増員)</p> <p>2 一般就労を希望する障がいのある人の就労に向けた支援</p> <p>特別支援学校高等部2、3年生の生徒及び就労支援施設や在宅の知的障がい又は精神障がいのある人のうち一般就労希望者を対象に、公共職業安定所及び就業中の障がいのある人等を講師として、就労に向けた総合的な講座を実施する「障がい者就職準備講座」を開催。</p> <p>3 特別支援学校卒業生の就職拡大</p> <p>特別支援学校の生徒たちが、日頃学んでいる清掃などの職業技能を、企業の人事担当者の前で披露する技能見学会を開催。併せて企業と教職員との交流会も開催。</p>



3 事業目標等										
成果指標										
県民間企業 障がい者雇用率 (総合計画)	目標	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	(下段)は全国値
	実績	2.0	2.0	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.31	
障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する障がいのある人の数	目標	598	598	598	676	605	605	676	676	
	実績	1.95 (1.92)	1.97 (1.97)	2.07 (2.05)	2.12 (2.11)	2.18 (2.15)	2.21 (2.20)	2.29 (2.25)	2.29 (12月現在)	

【指標の考え方】

- ・民間企業の法定雇用率達成を目標とし、総合計画における目標値2.3%(R3.3~)を目指す。
- ・平成30年度までの目標は、全13センターにおいて、平成23年度既存センター(8センター)における就職者数の平均値(就職者数46人)を達成することとしていた。
- ・令和元年度の目標は、1年間での増加数を「平成25年度から平成29年度までの就職実績の平均増加数21人」と見込み、平成29年度実績634人に2年分の増加数42人(=21人×2年)を加算した値とした。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、605人(=令和元年度実績684人×0.885)とした。
- ・令和3年度は、さらなる減少が想定されるが、令和3年度の目標は、少なくとも令和2年度の就職見込件数は維持できるよう605人としていた。
- ・令和4年度及び令和5年度の目標は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、企業の採用意欲、求職者の就職活動は回復の兆しがあることから、令和元年度の目標値に戻すこととする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和4年の県内民間企業における障がい者雇用率は2.29%と法定雇用率(2.3%)には届かないものの、全国平均(2.25%)を上回っており、順調に推移している。
- ・令和3年度における就職者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、623件と目標値605件を上回っており、事業の効果がみられる。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・県内13障がい保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、障がいのある人の身近な地域で、就業とそれに伴う生活面での指導、助言事業主に対する障がいのある人の採用や雇用管理に関する相談支援が県内全域で可能となった。
- ・障害者就業・生活支援センターの指定要件を満たした社会福祉法人等に委託することで、障がいのある人の就業支援に精通した支援担当者を配置することが可能となった。令和3年度においても、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、2センターにおいて生活支援員を増員(各1名)したことにより、全体で6万件を超える相談・支援を実施し、年間623件の就職につながったほか、職場定着、離職防止にも貢献しており、事業の有効性は高い。
- ・中核的なセンターに心理専門職又は精神保健福祉士等を配置し、カウンセリング等による障がい特性の把握や求職者に対する生活指導等を行うことで、精神障がい又は発達障がいのある人に対する効果的な就労支援が可能となった。
- ・就職準備講座の開催により、受講者は、一般就労の現実を知るとともに、就職に向けた自身の課題を知ることができるようになった。

【事業の効率性】

- ・県内13障がい保健福祉圏域全てにセンターを設置することで、県民は県内どこでも等しく障がいのある人の就職や雇用の相談支援を受けることが可能となった。また、センター相互の連携と機能強化のため、全13センターによる連絡会を発足し、研修や情報共有を行うことで、県全体でのさらなる就労支援の強化が図られている。
- ・就職準備講座では、各特別支援学校の生徒など約40人の県内の一般就労希望者が模擬面接や先輩からの話といった講座を受け、就職活動に役立つ体験をすることができた。
- ・特別支援学校生徒による技能発表会及び企業と教職員との交流会を開催することで、生徒たちが日頃学んだ職業技能の成果を多くの参加企業に発表する機会を設けた。また、技能発表会後に交流会を開催し、各校の進路指導の教職員と企業の人事担当者が情報交換により相互理解を深めることで、実習受入企業や採用企業の拡大につながった。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	89,408	97,330	87,137	時間	821	821	821
(うち一般財源)	51,170	59,092	48,899	人件費(千円)	3,316	3,316	3,316

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・県内の法定雇用率は未達成であり、障がい者雇用促進のために、企業及び求職者のきめ細かな支援を行うセンターの必要性はさらに高まっている。
- ・特別支援学校と連携し、生徒の就職意欲の向上と障がい者雇用に対する企業の理解促進を図る必要がある。
- ・障がいのある求職者のうち、特に精神障がいのある求職者が増加しており、事業主の精神障がい者雇用に関する理解促進と就職・定着支援につながる取組が必要。

【見直し内容】

(部局間の調整・連携)

- ・センターは、障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し就労支援を行う。就職拡大に向けて、センターと特別支援学校や就労移行支援事業所、医療機関等との連携・情報共有し、就職に結びつかなかった方の支援を強化する。
- ・精神障がい又は発達障がいなど就労困難な障がいのある求職者が急増していることを踏まえ、精神障がい又は発達障がいのある人の雇用に関する理解促進のための啓発や、在宅であれば安定して就労できる人も多いことから、テレワークの推進などの働き方の多様化による就職・定着支援につなげる。
- ・障害者就業・生活支援センター支援員等の支援力強化のための研修の充実。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中小企業障がい者雇用拡大事業	部課(室)	福祉労働部労働局 新雇用開発課	事業 開始年度	開始H21 拡充R4
-----	----------------	-------	--------------------	------------	---------------

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	5	障がいのある人の就業支援

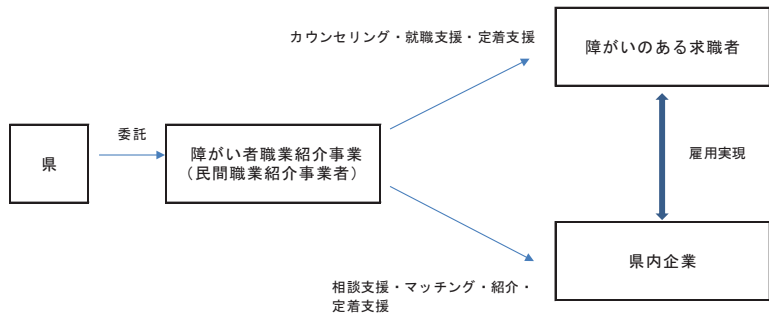
1 事業のねらい・目的

企業・求職障がい者双方への支援と相互理解の促進と、両者の適切なマッチングによる雇用を実現するとともに、就職後の定着までを支援し、以後の安定的な就業継続につなげることにより、県内企業における障がいのある人の就業機会の拡大を図る。

2 事業概要

- 1 障がいのある人を対象とした職業紹介事業の実施
- (1) 障がいのある求職者への就職支援
 - ①就職を希望する障がい者の募集、面談、登録
 - ②障がい者合同会社説明会の開催回数の増(2回→7回) (拡充)
 - (2) 企業への障がい者雇用情報の啓発、求人開拓
 - ③制度紹介・助成金説明
 - ④求人企業の開拓
 - ⑤コーディネーターの増員(2人→6人) (拡充)
 - (3) 採用及び定着に向けた支援
 - ⑥職場実習及び定着支援
 - (4) セミナー、研修等による企業、求職者支援(拡充)
 - ・企業向けセミナー等については、新たな生活様式に伴い、開催方法をWeb形式に変更し、企業ニーズに合わせた形にする。
 - ⑦企業人事担当者向けセミナーの開催
 - ⑧求職者・支援者に対するセミナー

【事業スキーム図】



3 事業 目標 等		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
	県民間企業 障がい雇用率 (総合計画)	目標 2.2	2.2	2.3	2.3	2.31	2.32	2.33	2.34	(下段)は 全国値
		実績 2.12 (2.11)	2.18 (2.15)	2.21 (2.20)	2.29 (2.25)					
	本事業支援に よる就職者数	目標 135	192	260	260	332				
	実績 280	297	263	184 (R4.12時点)						

R5 就職者数目標
= R4 実績見込み × R1~R4 の
伸び率平均 (R3は除く)

【指標の考え方】

- ・民間企業の法定雇用率達成を目標とし、総合計画における目標値2.3%(R3.3~)を目指す。
- ・障がい者雇用拡大事業事務局による就職者数については、過去3年の実績の平均以上を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R4の県内民間企業における障がい者雇用率は2.29%と法定雇用率(2.3%)には届かないものの、全国平均(2.25%)を上回っており、順調に推移している。
- ・就職実績は、目標値を達成しており、順調に推移している。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の企業等で働きたい障がいのある人と、障がいのある人を雇用する、または雇用を検討している企業を支援するため、相談から職業紹介、就職後のフォローアップまでワンストップで行い、求職者及び企業双方に対し、一貫した丁寧な支援が可能であり、有効性が高いと言える。 ・職業紹介に加え、合同会社説明会、企業及び求職者向けセミナー等を開催し、県内の障がい者雇用の促進に寄与している。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用拡大事業事務局が求職者及び企業双方に対し、相談から職業紹介、就職後のフォローアップまでワンストップで行うことで、一貫した支援が可能になり、丁寧かつ効率的に障がい者雇用につなげることが可能になっている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	44,260	45,485	33,819	時間	1,061	1,061	960
（うち一般財源）	44,260	45,485	16,934	人件費（千円）	4,285	4,285	3,877

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】	<p>・2030年には最大約79万人のデジタル人材不足が予測される中、障がいのある人のデジタル技術習得等による人材育成や雇用を目指す動きがあるが、就職に結びつかないケースもあるため、行政が民間と連携し、デジタルを中心とした障がい者雇用を促進していくことが必要である。</p>
【見直し内容】	<p>上記の現状を踏まえ、障がいのある人向けのデジタル技術習得を支援する民間施設や障がいのある人の多様な雇用創出を研究・推進する企業などと連携し、デジタル技術分野をはじめとした障がい者の雇用支援を、採用から定着まで一貫して行う職業紹介事業を実施し、就職者の増加、就職後の就業継続につなげる。</p>